大学番号２２

平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平 成 １８ 年 ６ 月

国 立 大 学 法 人
東　京　大　学

○ 大 学 の 概 要

（1）現況

①大学名　国立大学法人東京大学

②所在地　本郷地区キャンパス（本部所在地）　東京都文京区
駒場地区キャンパス　東京都目黒区
柏地区キャンパス　千葉県柏市

③役員の状況

総　長　　小宮山　宏（平成 17 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）
理　事　　７名
監　事　　２名

④学部等の構成

【学部】
法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、教育学部、薬学部

【研究科等】
人文社会系研究科、教育学研究科、法学政治学研究科、経済学研究科、総合文化研究科、理学系研究科、工学系研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科、薬学系研究科、数理科学研究科、新領域創成科学研究科、情報理工学系研究科、情報学環、学際情報学府、公共政策学連携研究部、公共政策学教育部

【附置研究所】
医科学研究所、地震研究所※、東洋文化研究所、社会科学研究所、生産技術研究所、史料編纂所、分子細胞生物学研究所、宇宙線研究所※、物性研究所※、海洋研究所※、先端科学技術研究センター

【全学センター】
総合研究博物館、低温センター、アイソトープ総合センター、環境安全研究センター、遺伝子実験施設、留学生センター、人工物工学研究センター、生物生産工学研究センター、アジア生物資源環境研究センター、大学総合教育研究センター、国際･産学共同研究センター、駒場オープンラボラトリー、空間情報科学研究センター、高温プラズマ研究センター、医学教育国際協力研究センター、保健センター、インテリジェント･モデリング･ラボラトリー、情報基盤センター※、気候システム研究センター※、素粒子物理国際研究センター※、大規模集積システム設計教育研究センター

（注）※は、全国共同の機能を有する附置研究所等を示す。

⑤学生数及び教職員数（平成 17 年 5 月 1 日現在）

学部学生　　１４,７１１名（３２１名）
大学院学生　　１３,２４３名（１,６００名）　注）（　）内は留学生数で内数。
教員　　３,９９４名
職員　　３,３６２名

（2）大学の基本的な目標等

（中期目標の前文）

東京大学は、人類普遍の真理と真実を追求し、世界の平和と人類の福祉の向上、科学・技術の進歩、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡の取れた持続的な発展、文化の批判的継承と創造に、その教育・研究活動を通じて貢献することを大学の基本理念・使命とする。平成 15 年 3 月に制定した「東京大学憲章」は、この使命の達成に向けて依って立つべき理念と目標を定めたものであり、教育・研究活動及び組織運営の基本目標は以下のように要約される。

１．学術の基本目標

学問の自由を基調として、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究 活動を維持し、発展させることを目標とする。学術が社会に及ぼす影響を重く受け止め、社会のダイナミズムに対応した幅広い相互連携を確立・促進し、人類の発展への貢献に努める。創立以来の学問研究の伝統・蓄積を広く社会に還元するとともに、世界的な教育・研究拠点として国際学術交流の進展を図る。

２．教育の基本目標

広い視野を有しつつ高度の専門的知識と理解力・洞察力・実践力・想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者精神を持った、各分野の指導的人材の養成、すなわち、世界的な視野を持った知的指導者の養成を目指す。このため、学生の個性と学習する権利を尊重した、世界最高水準の教育を追求する。

３．研究の基本目標

真理の探究と学知の創成に携わる構成員の多様で、自主的かつ創造的な研究活動を尊重しつつ、促進して、世界最高水準の研究を追求する。既存の学問体系・専門分野を批判的に継承しつつ、萌芽的研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。特に、広く諸分野を横断する研究課題に対しては、総合大学としての特性を十全に活用して、多様な研究者個人・組織間の適正な連接を図り、学際的研究の更なる活性化と、学の融合を通じての新たな学問分野の創出を目指す。また、大学や国境を超えた研究連携の輪を広げて、世界的視野に立つネットワーク型研究の牽引車の役割を担う。

４．大学の自治に基づく組織運営の基本目標

国民から期待され、付託された大学の重大な使命とは、種々の利害を離れて自由な学知の創造と発展を、大学の自治精神のもとに追求し続けることによって、広く人類社会へ貢献することであることを深く自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、その付託に伴う責務を自律的に果たす。

（大学の特徴）

東京大学はわが国最初で最大規模の総合国立大学であり、本郷、駒場そして柏に所在する 3 箇所の主要なキャンパスをはじめ、全国各地に研究教育施設を保有し、広範かつ先鋭な世界最高水準の学術研究を行い、その成果を様々なメディアを通じて国際発信する一方、学問基盤の教養科目から最先端の専門科目に至るまで多様・多元的な学部・大学院教育を実践し、国際社会に貢献する人材を輩出している。

国内にあって建学期、戦後復興期の節目ごとに時代に即した変遷を遂げて大学の使命を果たし、文化、政治、経済、社会、科学、技術の発展に尽くした結果、国外においても研究と高等教育で日本を代表する大学と評価されている。

東京大学の特徴は、基礎から応用そして専門から総合まで、多様・多元的な部局の特質を尊重し最大限に発揮させる伝統を備え、なおかつ、国際社会における公共を益する多様な活動を行うべく、大学全体の組織として有機的な連携と総合を惜しまず工夫する革新性に富む点にあり、世界に冠たる総合大学としての学術文化的、人材的なポテンシャルと実行力を蓄えている。

（3）大学の機構図（2～3 ページ参照）

附属中等教育学校
医学部附属病院
医科研附属病院
附属図書館
全学センター(22)
総合研究博物館
低温センター
アイソトープ総合センター
原子力研究総合センター
環境安全研究センター
遺伝子実験施設
留学生センター
人工物工学研究センター
生物生産工学研究センター
アジア生物資源環境研究センター
大学総合教育研究センター
国際・産学協同研究センター
高温プラズマ研究センター
空間情報科学研究センター
駒場オープンラボラトリー
インテリジェント・モデリング・ラボラトリー
保健センター
医学教育国際協力研究センター
素粒子物理国際研究センター
大規模集積システム設計教育研究センター
気候システム研究センター
情報基盤センター

教育研究部局
学部(10)
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
研究科等(17)
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
学際情報学府
公共政策学連携研究部
公共政策学教育部
附置研究所(11)
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
分子細胞生物学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
海洋研究所
先端科学技術研究センター

部局
附置研究所教授会
学部研究科教授会
センター運営委員会
センター長
研究所長
研究科長
事務組織
センター長会議(年3回程)
科長会議（原則毎週）
所長会議（随時）
科所長会議（原則隔週）

本部事務組織
総務・人事・財務・施設・学生・研究協力部
部課長会(随時。理事２名以上出席)

全学委員会
センタ問題等検討委
加速器科学研究セ懇
炭素年代測定装置委
21世紀COE推進委
国際交流委員会
図書行政商議会
学術資料問題連絡会
学生生活委員会
学研奨励資金実施委
留学生委員会
学生表彰選考委員会
教育運営委員会
大学院部会
入試監理委員会
入試制度委員会
利益相反委員会
情報公開委員会
技術職員問題検討会
ハラスメント防止委
教員兼業審査委員会
バイオサイエンス委
SCS事業運営委員会
史料保存に関する委
情報委員会
広報委員会
評価委員会
評価実施委員会
大講堂運営委員会
山上会館運営委員会
御殿下記念館運営委
検見川ハウス運営委
埋蔵文化財運営委
新キャ等構想推進委
新キ等構想推進室
キャンパス計画委
PFI事業推進委員会
安全管理委員会

大学委員会
企画審査小委員会
将来構想小委員会

総長室
総長補佐
総長特任補佐
領域創成プロ専門委
総括プロジェクト機構
学術企画室
学術調整室
総括委員会

監事室
監事
監事

教育研究・国際交流・知的財産・情報
COEプログラム推進室
国際企画室
AGS推進室
情報システム室
学生・教育・入試
教育企画室
（留学生就職）
古田 副学長
産学連携・知的財産
産学連携本部
産学連携研究推進部
知的財産部
事業化推進部
石川 副学長
財務・会計・病院
財務分析室
病院企画室
石堂 副理事
総務・組織・人事制度
総務企画室
バリアフリー支援室
監査室
竹原 副理事
広報・評価
広報室
評価支援室
（広報）
施設・キャンパス・安全
キャンパス計画室
安全衛生管理室
片山 副理事
（施設）
事務組織・労務・法務・倫理
卒業生との連携
卒業生担当室

役員会（随時。懇談は週２回）
佐々木総長
池上理事
上杉理事
林 理事 副学長
藤井理事 副学長
渡辺理事 副学長
桐野理事 副学長
小宮山理事 副学長

経営協議会
教育研究評議会
教員懲戒委員会
調査委員会
名誉博士称号授与審査委
総長選考会議

附属中等教育学校
医学部附属病院
医科研附属病院
附属図書館
全学センター(21)
総合研究博物館
低温センター
アイソトープ総合センター
環境安全研究センター
遺伝子実験施設
留学生センター
人工物工学研究センター
生物生産工学研究センター
アジア生物資源環境研究センター
大学総合教育研究センター
国際・産学共同研究センター
駒場オープンラボラトリー
空間情報科学研究センター
高温プラズマ研究センター
医学教育国際協力研究センター
保健センター
インテリジェント・モデリング・ラボラトリー
情報基盤センター
気候システム研究センター
素粒子物理国際研究センター
大規模集積システム設計教育研究センター

教育研究部局
学部(10)
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
研究科等(17)
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
学際情報学府
公共政策学連携研究部
公共政策学教育部
附置研究所(11)
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
分子細胞生物学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
海洋研究所
先端科学技術研究センター

部局
センター運営委員会
センター長
事務組織
センター長会議(センター長会議)
学部研究科教授会
研究科長
事務組織
科長会議
附置研究所教授会
研究所長
事務組織
所長会議
科所長会議

本部事務組織
総務・人事・財務・施設・学生・研究協力部
部課長会

全学委員会
21世紀COE推進委
国際交流委員会
安全管理委員会
バイオサイエンス委
加速器科学研究セ懇
炭素年代測定装置委
図書行政商議会
学術資料問題連絡会
SCS事業運営委員会
新キャ等構想推進委
キャンパス計画委
PFI事業推進委員会
本部共通施設運営委
埋蔵文化財運営委
教育運営委員会
入試監理委員会
学生生活委員会
学研奨励資金実施委
学生表彰選考委員会
奨学金返還選考委
留学生委員会
広報委員会
評価委員会
教員兼業審査委員会
利益相反委員会
ハラスメント防止委
史料保存に関する委
情報公開委員会
情報倫理委員会
情報セキュリティ委
情報システム委員会

大学委員会
学術企画調整室
総括プロジェクト機構
領域創成プロ専門委
サステイナビリティ学連携研究機構
生命科学教育支援NW
総括委員会
総長室
総長補佐
総長特任補佐
学術企画室
総括プロジェクト機構
領域創成プロ専門委
サステイナビリティ学連携研究機構
生命科学教育支援NW
総括委員会
総長室
総長補佐

監事
石黒監事
佐藤監事

経営協議会
教育研究評議会
教員懲戒委員会
学生懲戒委員会
名誉博士称号授与審査委
総長選考会議

総合企画
事務組織、労務、法務、倫理（人事制度改革）
情報、産学連携
情報システム本部
産学連携本部
総務、広報、評価、人事、監査、組織制度改革、情報公開・個人情報保護、コミュニケーションセンター
業務改善プロジェクト推進本部
監査室
バリアフリー支援室
評価支援室
広報室
竹原副理事
教育、学生、入試、留学生、大総研
（キャリアサポート）
教育企画室
財務、施設、キャンパス・交通、柏、病院、保健センター、基金
涉外本部
藤井副理事
キャンパス計画室
片山副理事
調達本部
石堂副理事
財務分析室
研究、国際交流、環境安全、図書館、博物館、卒業生との連携
卒業生室
環境安全本部
国際連携本部
COEプログラム推進室

役員会
山田興一理事
上杉道世理事
石川正俊理事 副学長
浜田純一理事 副学長
古田元夫理事 副学長
西尾茂文理事 副学長
桐野豊理事 副学長
小宮山宏総長

全 体 的 な 状 況

東京大学では、総長のリーダーシップの下、平成 17 年度年度計画をおおむね順調に実施することができた。

業務運営等の共通事項

Ⅰ 業務運営の改善及び効率化

1 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用

(1) 「東京大学アクション・プラン 2005-2008」の提示

法人化 2 年目に就任した小宮山総長は、東京大学憲章が目指す方向と、東京大学の中期目標及び中期計画に掲げられた諸課題を踏まえながら、特に経営戦略上重視したいと考える諸項目を、「東京大学アクション・プラン 2005－2008」（以下「アクション・プラン」という。）として示した。アクション・プランでは、「教育」、「研究」、「国際的活動」、「組織運営」、「財務」、「キャンパス環境」、「情報発信と社会連携」の 7 つの柱ごとに進むべき方向を具体的に示している。東京大学は、アクション・プランのもと、「自律分散協調系」と「知の構造化」をキーワードとし、活力ある大学のモデルの構築を積極的に推進し、様々な大学改革を実現した。

また、リーフレット作成、ホームページ掲載等により、アクション・プランの学内外への周知を図った。

(2) 研究科長・学部長・研究所長合同会議、補佐会等の活用

東京大学では、全学の研究科長、所長による「研究科長・学部長・研究所長合同会議」（科所長会議）や、総長が特に指名した総長特任補佐及び部局から選出された総長補佐による「補佐会」を定期的に開催するなど本部と部局の情報交換を行ってきており、アクション・プランの策定段階では、これらの会議を活用しつつ、総長特任補佐・総長補佐による原案づくりや、科所長会議構成員による合宿討議等を行って、全学における意思疎通と透明性の確保を図った。

(3) 総長秘書室の設置

新たに「総長秘書室」を設置し、企画調整役に総長秘書室長を、企画課長に総長秘書室次長を兼務させるなどにより、アクション・プランを円滑に推進する体制の整備を図った。

2 戦略的・効果的な資源配分

(1) 総長裁量経費及び総長裁量定員の確保

総長裁量経費 7 億 500 万円、総長裁量定員 162 名を確保し、総長のイニシアティブによる教育研究事業を実施する体制を確立した。

特に研究面においては、先導的、独創的、学際的な研究を行うために、「領域創成プロジェクト」において、全学共通スペースの貸与、総長裁量枠教員の配分及び総長裁量研究資金の一時貸与を受ける制度を確立した。平成 17 年度は、12 の研究プロジェクトに対し、総長の裁量により教員 9 名、研究資金 2,000 万円の支援を行った。

(2) 総長指定プロジェクトの実施

領域創成プロジェクトの一部として、総長指定の「学術統合化プロジェクト」を 4 月よりスタートさせた。当プロジェクトには上記(1)のうち、5 名の教員及び総額 850 万円の資金を配分した。

(3) 「研究支援経費」の導入

外部資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究施設等の整備充実を図るために、平成 17 年度から、共同研究費、受託研究費及び寄付金の 10%に当たる額を「研究支援経費」として確保する制度を導入した。研究支援経費の 1/2（約 15 億円）は受入部局に配分し、残りの 1/2 は全学教育研究資金の財源の一部として充当し、バリアフリー対策・学術研究活動等奨励事業などの全学的な研究環境の整備等に約 29 億円を配分した。

3 中間評価・事後評価及び資源配分

(1) 資源配分に関する中間評価・事後評価の実施

学内で機動的に資金配分を行うために設けられている「全学教育研究資金」については、総長が指名した教職員から構成される学術企画調整室において、次年度予算計画時に前年度決算も資料として提出して事後評価を行いつつ、効率的な資源配分を行うよう努めた。また、総長裁量経費については、役員懇談会において、その執行の妥当性について随時確認した。

(2) 附属施設の見直し

教育研究部局附属の教育研究施設については、法人化後、予算上の時限はなくなったものの、設置の趣旨に基づき、成果等を含め自律的に見直すことが必要であることの観点から、各教育研究部局の判断により自主的に自己点検・評価並びに外部評価を行っている。また、全学センターについても、その運営を大学としてのマネジメントの中で位置付ける必要があることから、総長室総括委員会の下に評価委員会を置き、全学センターが実施した自己点検・評価等の結果を検証したうえで、組織の見直しを図ることとした。

4 業務運営の効率化

(1) 本部事務組織及び業務の見直し（グループ、チーム制の導入）

平成 17 年 4 月に、本部事務組織を、以下のように改編した。

①細分化された縦割りの係体制を全体的に整理統合し、大くくりなグループ、チーム編制により組織をフラット化(約 100 係→約 60 チーム)

②「室」と一体的な業務遂行が可能な事務体制を構築

③管理的な業務の合理化や係の整理統合などにより全体の採用可能数の 5%相当（18 名）を削減し、新規業務等に配置

④特定の企画・立案業務や臨時的・時限的業務に柔軟に対応できるよう、部長の下に特命グループを随時置くことができる体制を構築

さらに、部局においても、例えば附属病院等がチーム制を導入するなど、事務組織のフラット化を進めた。

(2)「部局パートナー」－飛車角方式－の導入

平成 17 年 4 月から、自律分散系組織である大学への協調の仕掛けの一環として「部局パートナー」－飛車角方式－を導入した。本制度では、本部事務の部課長を部局毎の「部局パートナー」とし、各担当部局教職員からの質問等を受け付けて回答するワンストップサービスを実現することにより、部局と縦割り支援組織の本部を融合し、もって教育研究支援組織の強化を図っている。

(3)　業務改善の取り組み（「業務改善プロジェクト推進本部」の設置）

複数の役員等で構成する「業務改善プロジェクト推進本部」を本部に設置し、外部コンサルタントの指摘改善項目のフォローアップ、職員提案の検討を行った。自律的な改善メカニズム育成のため、検討は各事務組織から選出された業務改善メンバーが行った。業務フローの簡素化・合理化の提案については、同推進本部で承認する方式をとった。

平成 16 年度から実施している業務改善提案については、教員も含めた業務改善提案募集を行った結果、6 月募集においては、120 件の応募があった。特に優秀な 4 件、及び業務改善メンバーのうち業務改善活動に関して顕著に活動した職員 4 名については、総長表彰を行った。また、11 月募集においては、102 件の応募があった。特に優秀な 5 件 7 名については、総長表彰を行った。

(4)　各種会議・全学的委員会等の見直し・簡素化

全学的委員会については、法人化前から、学生関係、安全管理関係、キャンパス関係の諸委員会を整理してそれぞれ一本化するなど、部分的に簡素化を行ってきたが、国立大学法人化時に整理統合を進めて約 2 割の委員会を整理した。平成 17 年度においては、中期目標・中期計画を見据えた施設（資産）関連業務の一元化による全学的な施設マネジメントの推進のため、施設毎に置かれていたそれぞれの全学的委員会を廃止し、新しく設置した東京大学本部共通施設運営委員会にこれまでの各委員会の業務を集約化するなど、さらに見直しを進めた。

5　収容定員の充足状況

収容定員に対する充足率は、学士 113.75%、修士 118.53%、博士 122.60%、専門職学位課程 99.02%であり、国立大学法人評価委員会が指標例として示している収容定員 85%以上を上回っている。

6　外部有識者の積極的活用

(1)　経営協議会の活用

東京大学では、平成 17 年度計 6 回の経営協議会を開催し、外部有識者からの意見聴取や情報交換により、大学運営の改善に資した。例えば、経営協議会の下に設置された「病院運営に関するワーキンググループ」の報告（平成 17 年 3 月 8 日）を受け、経営協議会では、医学部附属病院の人件費管理等の在り方に関する検討体制等について、継続的に審議を行った。

(2)　外部有識者の積極的活用

産学連携研究推進部に産業界から特任教員 2 名を採用し、産学連携協議会活動及び新たな共同研究スキームである「Proprius21」（後掲「Ⅲ　研究活動の推進」参照）の推進を図った。

また、国際連携本部の管理運営に関する審議をするために、国内外からの委員による国際連携運営諮問委員会を設置し、11 月 7 日に第 1 回委員会を開催した。

この他、幹部職員等の人事において、企業等から 1 名の副理事及び 12 名の特任専門員を採用した。

7　監査機能の充実

平成 16 年度に設置した「監査室」において、監査室回付文書や財務会計システムの閲覧による内部監査を日常的に実施するとともに、内部監査体制の独立性を担保した給与簿監査及び業務監査並びに会計監査をそれぞれ定期的に各部局に出向いて実施した。また、会計監査人とは別に、他の監査法人と支援契約を締結し、内部監査の効果的な実施及び監査室職員の専門性向上を図った。

さらに、監査室の改善提案の実効性を高めるため、内部監査実施結果を全学に送付するとともに、監査室ホームページ（学内専用）を立ち上げ、内部監査情報のほか会計監査人の監査情報などを随時掲載することによって、改善に関わる情報を全学的に共有できる仕組みの構築を図った。加えて、内部監査結果及び会計監査人の監査結果並びに会計実地検査結果のフォローアップ監査を実施し、改善提案の業務への反映を含めた改善状況の把握・確認を行った。

Ⅱ　財務内容の改善

1　財務内容の改善・充実

(1)　経費削減のための積極的な取り組み

①東京大学のスケールメリットを生かした調達の効率化

平成 16 年度に開始した「全学資料購入集中処理システムプラン」については、学内への普及により、平成 17 年度から新たに 7 部局、11 書店が参加し、合計で 18 部局、参加書店は 23 社に参加が拡大した。年間取扱冊数は 24,102 冊、金額は 179,113 千円にのぼり、通常の購入価格に比べて 8,099 千円を節約することができた。節約した金額は全て学習用図書費等に充当した。なお、図書の共同購入に係る経理事務を本部の経理事務に位置付けることにより、支払業務の集約化を一層促進した。

②省エネルギー等による経費の節減

夏季の省エネルギーを呼びかけるクールビズのポスターを作成し、全学への配布による夏季の省エネの啓発活動を行い、更に施設部環境課で作成した週間電気予報の全学への配信等を行った結果、夏季 3 か月で光熱費約 6,000 万円削減した。特に、夏季の一斉休業の取り組みにより、本郷地区、駒場Ⅰ、駒場Ⅱ、柏キャンパスで 1 日当たり約 73 万円の電気料金の削減が図られた。また、電気及びガスの需給契約変更により、使用実態に合わせた安価な料金での契約更改を行い、約 7,000 万円削減が図られた。

(2)　増収のための積極的な取り組み

「東大 130 キャンペーン」活動を開始し、基金のコアの確立に向けた取り組みを進めた。同時に、財政基盤の強化のため、大型基金形成に向けた体制を整備し、総長室の下に設置した「渉外本部」及び「基金運営委員会」において、運用の検討を開始した。また、総長室の下に「卒業生室」を設置し、卒業生と大学との連携活動の強化を図った。

さらに、寄附金余裕分から 110 億円の中長期的運用を追加実施、入札形式で積極的に実施した運営費交付金等余裕分の短期的運用と合わせて、約 9,040 万円の運用実績を挙げた。

法人化とともに開始された余裕資金の運用については、正確な資金収支見込額の把握により資金管理計画の精度向上を図るとともに、運用が許されている金融商品が限定されている中ではあるが、長期・短期それぞれを積極的、かつ、継続的な運用を行い、年度累積平均運用率（余裕資金総額に占める運用額の割合）を前年比約 28%増の 89%程度まで上昇させた。

２　人件費削減に向けた取り組み

中期計画期間中における運営費交付金の削減、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減に伴う対処や新規事業等を促進するため、平成 18 年度から部局に配分した教員採用可能数に対する標準削減率１％の実施を行うこととした。

また、教員以外の職員採用可能数についても、標準削減率１％適用の他に、業務量に見合う人員の適正配置を可能とする適正化係数１％を上積みし、教員以外の職員の適正配置と業務の効率化を図ることとした。

Ⅲ　情報公開の促進

教育研究等の積極的な情報発信強化のため、ホームページを充実させ、トップページの更新頻度を高めるとともに、学内で行われる各種イベント、シンポジウムの情報や、研究成果、記者発表等の情報をリアルタイムで掲載し、一般社会への情報発信を強化した。また、新たに各部局の事務系職員からなる広報事務担当者事務連絡会を立ち上げ、全学的な情報共有、情報発信体制を強化するとともに、編集等の専門家を外部から１名採用し、学内外広報誌を刷新するなど、学内外向け広報メディアの充実を図った。

この他、平成 17 年 4 月より、東京大学で行われている講義の一部について、授業科目のカレンダー、シラバス、講義ノートや教材などをインターネット上に公開する「UT Open Course Ware 事業」を開始した。

Ⅳ　その他の業務運営に関する重要事項

１　施設マネジメント等の実施

施設等の有効活用に関する指針に基づき、「共同利用スペースの確保に関する細則」、「共同利用スペースの管理・運営実施細則」、「施設等の有効活用に関する点検・評価実施細則」を策定し、効率的利用や共同利用のためのスペース確保を図った。また、大型実験設備の実態調査に基づき、共同利用可能な設備を抽出し、学内向けに情報提供を行った。

なお、平成 18 年度には、施設を長期にわたり良好、安全な状態で維持し、施設の長寿命化を推進するため「東京大学長期修繕計画」をとりまとめ、その計画に基づき、維持管理を進めることとしている。

２　危機管理への対応策

平成 17 年 7 月に発生した潜水事故に鑑み、全学の安全管理体制の見直しを図った。特に野外における教育研究活動に関しては重点的に安全対策を講じた。

①野外活動における安全衛生管理・事故防止指針の策定

環境安全本部に「フィールドワーク事故災害対策 WG」を設置し、「東京大学の野外における教育研究活動に関する安全衛生規程」を策定した。また、野外活動における事前の注意事項や活動中の注意事項、事故発生時の対応、救急措置に関するより具体的な事項等をまとめた「野外活動における安全衛生管理・事故防止指針」を作成し、ポケットサイズの冊子マニュアルにとりまとめて学内に配布した。同規程については平成 18 年４月より説明会を開催する予定である。

②安全対策体制整備

これまで、それぞれ異なる事務部門で所掌していた安全管理委員会、部会及び環境安全本部の事務所掌を環境安全グループに一元化することにより各部会等の連絡調整等を速やかに行うよう規則改正した。これを踏まえ、平成 18 年度より新体制で安全対策について検討、対策を進める。

③災害対策

災害時における「災害対策本部」について従来、本部及び部局に総長の指示により設置することとなっていたが、「東京大学防災基本規則」の改正案を検討し、災害時の対策本部について、本部及び部局対策本部に加え地区対策本部を設置できることとし、団地単位での対応を臨機にできるものとする予定である。また、「防災対策マニュアル」を策定しているところである。

３　従前の業務実績の評価結果の活用

東京大学は、平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果において、業務改善や本部事務組織体制の見直し、教育機能と学生サービスの向上、戦略的・競争的な資源の配分、附属病院の経営改善などの各種改革について、積極的に取り組んでいる旨の評価を得たが、平成 17 年度についても更にその充実に努めた。また、「大学全体の方針と部局の方針をいかにバランスをとるかが今後の課題であり、そのためにも全学的状況を適切に把握し、大学執行部と部局の意思疎通を十分に図ることが望まれる。」との指摘を踏まえ、「部局パートナー」－飛車角方式－（前掲「Ⅰ　業務運営の改善及び効率化 4(2)」参照）等を導入し、その改善を図った。

教育研究

Ⅰ　教育方法等の改善

1　教養教育の強化－「学術俯瞰講義」の開始－

効率的な学習に慣れてきた 1、2 年生に「知」の大きな体系や構造を見せることにより、自らが現在学んでいる授業科目の意義や位置付けを認識させ、将来への展望を与えることによって学びへの動機を高めることを目的として、小宮山総長の発案により平成 17 年度に教養学部前期課程の授業科目として「学術俯瞰講義」を創設した。本講義は、当該学術分野において世界的に著名な東京大学の教員数名が分担して担当する。平成 17 年度冬学期には、小柴昌俊特別栄誉教授、佐藤勝彦理学系研究科教授、家泰弘物性研究所教授、小宮山宏総長の 4 名を講師陣に学術俯瞰講義「物質の科学 －その起源から応用まで－」を実施した。平成 18 年度以降も、各学期に 1 ないし 2 の学術俯瞰講義を開講する予定である。

2　「教養教育開発機構」の設置

東京大学では、教養教育（リベラルアーツ教育）を学部教育の基礎として重視する立場から前期課程教育を活性化する方策をたえず取ってきた。新しい学習指導要領で学んだ高等学校卒業者が入学する平成 18 年度から、理系を中心とする基礎教育の強化、科類ごとのカリキュラムの明確化、学生の学びの動機付けの重視を柱とする新カリキュラムを策定するための準備を平成 17 年度に進めた。このような改革を一層積極的に展開するための組織として、平成 17 年 4 月に「教養教育開発機構」を設置し、新しい教育の開発、教育方法の刷新、学部４年を通したカリキュラムの体系化、ファカルティ・ディベロップメントの活動を鋭意、推進している。平成 17 年 10 月には、教養教育開発機構主催で公開シンポジウム「授業評価とファカルティ・ディベロップメント」を開催するなど、大学教育の改革を推進した。

3　生命科学教育支援ネットワークの設置

東京大学各部局の生命科学の教育に関する情報交換のためのネットワークを構築し、東京大学全体の生命科学教育のレベル向上に資するための組織として、平成 17 年 10 月に生命科学教育支援ネットワークを総長室内に設置し、部局横断的な観点で生命科学分野全般に関する教育支援を開始した。

4　「魅力ある大学院教育」イニシアティブの採択・着手

現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るために、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取り組みを重点的に支援することを目的とした文部科学省の『「魅力ある大学院教育」イニシアティブ』に東京大学から応募し、7 件が採択され、プログラムの実施に着手した。

5　高度専門職業人教育や社会人再教育の推進

工学系研究科に標準修業年限 1 年の専門職大学院である原子力専攻が開設され、15 名の大学院学生を受け入れた。

また、工学系研究科、教育学研究科、新領域創成科学研究科並びに学際情報学府に平成 18 年 4 月に新設される各専攻やコースにおいても、在職のまま入学できる制度を導入して入学試験を実施した。

社会人入学者については、修士課程 95 名、博士課程 216 名、専門職大学院（法科大学院、公共政策学教育部及び工学系研究科原子力専攻）83 名を受け入れ、前年度との比較で 41 名増加して大学院全体で 394 名となった。社会人の受入れは着実に進んでいる。

この他、科学技術人材育成のため、大学院学生に対するインターシップの推進として、産学が協同して企業等の現場を活用した派遣型高度人材育成協同プラン「革新的インターンシップモデルの構築と実践」を始動した。

6　新しい進学振分け制度の策定

教育運営委員会に設けた学部前期課程部会を中心に平成 18 年度入学者から実施される新しい進学振分け制度（前期課程では専門学部・学科への配属を行わず、その終了時に本人の希望・成績等により振り分ける制度）を策定した。この制度では、特定の科類からの進学枠を指定した「指定科類」枠と、科類を指定しない「全科類」枠の二つの枠を設け、進学振り分け制度をより柔軟なものとし、学生の希望に沿った進学を可能とした。

Ⅱ　学生支援の充実

1　「東京大学案内」の作成及び「大学説明会」の開催

平成 17 年 8 月に受験生を対象とした「大学案内」を東京大学としては始めて発行した。大学案内は、正門、赤門等の各門、コミュニケーションセンター、広報センター、生協等で配付した。加えて、インターネットによる申し込みも受け付けた。大学案内には総長からのメッセージ、アドミッションポリシー、学部・大学院の案内、学生生活や入試情報、卒業後の進路など受験生に必要な情報を豊富に掲載した。

また、本大学案内を活用して受験生を対象とした東京大学主催の「主要大学説明会」を、9 月下旬から 10 月下旬にかけて全国 6 会場（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）で開催した。本説明会には、4,400 人の参加者があり、受験生やその父母、教育関係者等から高い評価を得た。

2　国際学術交流や学術研究活動に関する支援

国外の研究集会等への参加を希望する大学院学生を支援するため、平成 17 年度中に学術研究活動奨励事業（国外）については 2 回に分けて募集を行い、前期（平成 17 年 6 月から 11 月までに渡航する者）51 名、後期（平成 17 年 12 月から平成 18 年 5 月までに渡航する者）63 名、計 114 名に対し総額約 2,000 万円を支給した。

東京大学が国際交流協定を締結している海外の大学等に留学する学生を支援するため、前年度に引き続き、「国際交流活動等奨励事業」により月額 10 万円の学習奨励費を 26 名の学生（学部学生 10 名、大学院学生 16 名）に支給した。

平成 17 年度は、新たに、大学間協定 6 件、部局間協定 19 件を海外の大学等と締結し、また、これらの協定に基づく主に学生交流を目的とした覚書を計 10 件締結した。これらにより、さらに外国人研究者や海外機関との交流を促進した。

3　奨学金制度、奨励制度の促進

平成 16 年度に新設した「外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ)」により、平成 17 年度も新たに 32 名の奨学金受給者を決定し、平成 16 年度の決定者とあわせて 64 名に月額 15 万円を支給した。

さらに、平成 17 年度においては、（株）アサツーディ・ケイからの寄付金により、中国の大学の優秀な卒業生を東京大学の修士課程に受け入れるため、大学独自の新たな奨学金制度「東京大学アサツーディ・ケイ中国育英基金」を設立し、平成 18 年 4 月から 10 年間、毎年 7 名程度の留学生を採用し、月額 15 万円の奨学金及び往復渡航旅費を支給することとした。

これまでの授業料免除枠に授業料値上げに伴う 1 億円程度の増額分を加算し、授業料免除枠を拡充した。さらに、学術研究活動等奨励事業（国内）を新設し、大学院学生の研究支援活動を開始した。

また、学生の顕彰の機会を充実するという観点から、制度の見直しを検討し、これまでの総長賞に加えて新たに総長大賞を設けるとともに、各部局レベルでも顕彰の機会を設けるなどの工夫をした。

4　キャリアサポートの実施

平成 16 年度に発足した教職員から構成するキャリアサポート連絡会議を開催し、全学的就職支援方策を検討した。具体的には、各部局の就職支援を補完するセーフティネット機能として平成 17 年 4 月にキャリアサポート室を設置し、「キャリアアドバイザーによるキャリア相談業務」の開始、「ホームページによる就職情報」の提供のほか、卒業生の協力により、「学生と若手卒業生との交流会」及び「卒業生による業界研究会」を開催した。

5　留学生に対するキャリアサポート

企業等から就職に関する情報を収集し、留学生への相談対応を実施した結果、留学生からの相談件数が平成 16 年度 249 件から平成 17 年度 408 件と大幅に増加し、企業からの情報提供も拡大した。また、平成 17 年 4 月～5 月には、合計 3 回、留学生向け就職支援イベントである「合同会社説明会」を初開催（参加社数延べ 22 社、参加留学生数計 270 名）したほか、メールマガジンにて留学生に特化した就職支援情報を毎月 1 回以上配信した。メールマガジン登録者数も平成 16 年度末時点 380 名から 593 名に増加している。このように、留学生全体に向けての情報発信と一人ひとりに合わせた個別進路相談の両面から就職支援活動を着実に実施した。

また、留学生が卒業後に日本で活躍できる環境を醸成することを目的として、日本の代表的企業の関係者を交えた「外国人人材活用に関する研究会」を開催した。平成 17 年度は、留学生向け、外国人社員向け、企業の人事担当者向けの三方向に、外国人人材のキャリア観や外国人人材の育成に関するアンケート調査を行い、外国人が特に日本企業で就労する際の留意点を抽出し、そのテーマに沿った研究会を開催した。なお、アンケートの統計結果は産業界へ情報発信した。

III　研究活動の推進

1　知の構造化の促進

全学的部局横断の教育研究組織として「サステイナビリティ学連携研究機構」、「生命科学教育支援ネットワーク」を設置し、既存の組織を横断して知の構造化を推進する仕組みを導入した。

2　「Proprius21」による大型共同研究の推進

産学連携研究推進部に産業界から特任教員 2 名を採用し、共同研究を開始するに当たって、目に見える成果を創出するために研究課題に最適な企業のパートナー（研究者）を学内で探索しながら研究テーマを絞り込み、事前に共同研究の実施計画を立案することを目的とした、「Proprius21」を通じて、大型共同研究の推進を図った。

3　グローバル連携研究拠点網の構築

特別教育研究経費等により、国際的な研究イニシアティブを確保し新たな学術分野を創成するため、国際研究ネットワーク構築の活動を展開した。例えば、生産技術研究所は、2 つの海外拠点を核として、マイクロメカトロニクス、都市基盤安全工学等の 5 つの分野において活動を開始した。

IV　全国共同利用の推進

東京大学では、地震研究所、宇宙線研究所、物性研究所、海洋研究所、情報基盤センター、気候システム研究センター及び素粒子物理国際研究センターの 7 つの全国共同利用の附置研究所・センターを擁し、全国共同利用活動を展開している。これらの研究所・センターでは、基礎研究から応用研究に至るさまざまな研究領域を探求することはもとより、全国共同利用機関の特色を生かし、外部から客員教員等を招き、国内外の研究機関等との共同研究や、多様な形の研究連携、国際連携、産学官連携及び部局横断的学際的プロジェクトを推進し、実践的な教育研究に貢献している。（具体的な活動内容については「資料編」を参照。）

特に、東京大学では全国共同利用の重要性にかんがみ、全国共同利用の推進を目的とした予算措置上の優遇措置を図っている。すなわち、研究所など各部局の経常経費相当分に「全学協力係数」（△1%）を乗じて配分留保し、学内再配分資源として活用しているが、取り組みが十分機能するように上記の経常経費相当分のうち全国共同利用経費に相当する分については、「全学協力係数」を免除している。

なお、研究活動の状況については、各研究施設の一般公開やシンポジウム等を通じて積極的に情報提供しているほか、アウトリーチ活動を推進する室等を設け、社会への普及・啓発に努めている。

Ⅴ　社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

1　診療実績や先進医療サービスに関する情報発信

医学部附属病院では、医療情報提供サービス向上の観点から、ホームページを通じた診療実績の開示や、雑誌などのアンケートの回答などにより、診療実績の開示を積極的に行った。加えて、プレスリリースの積極的配布、記者説明会の開催、記者向け勉強会の開催、病院紹介 DVD の作成・配布、医療関連テレビドラマへの協力（医療監修等)、メールマガジンの発行などさまざまな施策を実行した。

2　産学官連携の推進

産学連携本部において東京大学産学連携協議会の一環として科学技術及び社会システムに関する分科会を立上げ、それらの事業として交流フォーラムを計 6 回開催し、大学の研究者と企業研究者等との交流の場を設けた。

産学連携本部が文部科学省の「スーパー産学官連携本部」に選定され、産業界から特任教員 2 名を採用したこと等により、諸活動のアクティビティーが向上した。また、産学連携協議会の実質的な活動が開始され、UCR（University Corporation Relations）ホットラインを通して参加企業へ定期的に情報発信している。

3　「東京大学北京リエゾンオフィス」の設置

平成 17 年 4 月 13 日に北京市に正式に登記して、北京市朝陽区に「東京大学北京代表所」を開設した。4 月 27 日には、北京市新世紀飯店において、開所式を開催した。本所には、教員 1 名、職員 2 名が東京大学から派遣され、①中国の著名大学・研究機関との全学的な学術交流の促進　②中国における産学官連携の推進　③優秀な中国の学生の受入と、中国の著名な大学への学生の派遣の推進　④中国における東京大学同窓会の活動支援、を目的として東京大学と中国の研究機関とのワンストップ･サービスの場として活動している。

4　国際アライアンスへの積極的参加

AGS（Alliance for Global Sustainability：人間地球圏の存続を求める国際学術協力)、AEARU（東アジア研究型大学協会)、APRU（環太平洋大学協会）及び BESETOHA（東アジア四大学フォーラム）などの既に加入している国際的学術機関のアライアンスの活動に積極的に参加し、活動を行った。また、将来の世界的リーダーを養成出来るトップクラスの研究型大学であるオーストラリア国立大学、シンガポール国立大学、北京大学、スイス連邦工科大学チューリッヒ、カリフォルニア大学バークレー校、ケンブリッジ大学、コペンハーゲン大学、オックスフォード大学、イェール大学及び東京大学からなる IARU（国際研究型大学連合）に平成 18 年 1 月新たに加盟した。今後、教員交流、研究協力、学生交換、共同学位や二重学位制度など研究教育における様々な連携を行う予定である。

Ⅵ　その他

東京大学では、国際的な教育研究ネットワークを構築するため、平成 17 年 8 月にサステイナビリティ学連携研究機構を総長室内に設置し、東京大学を含む国内 9 大学・機関との間で、国内外のサステイナビリティに関する研究教育ネットワークの拠点としての活動を開始した。

項 目 別 の 状 況

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
1　教育に関する目標
（1）教育の成果に関する目標

中期目標	●　総合的判断力、社会的責任感、地球的な視野を有する人材の育成を学部前期課程教育の目標とする。 ●　深い専門性と広い視野を併せ持つ人材の育成を学部後期課程教育の目標とする。 ●　未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富んだ国際的に活躍できる研究者及び社会の先頭に立つ人材の育成を大学院教育の目標とする。 ●　高度専門職業人教育や社会人再教育など社会との連携を積極的に進める。 ●　全学あるいは部局単位での教育実態調査や適切な第三者評価等により教育の成果・効果の検証を行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　学部前期課程教育の成果に関する具体的目標	○　学部前期課程教育		
【1】 ・教養学部を責任部局とする学部前期課程を置き、リベラル・アーツ教育を重視し、専門分野にとらわれない教養教育を実施する。	【1】 ・平成 18 年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施のための詳細を策定する。教養教育と大学院先端研究との創造的連携の取組みとして「教養教育開発機構」を設置する。	平成 18 年度から実施する学部前期課程の新しい教育カリキュラムについて、基礎科目については、科類ごとの特徴を明確にするとともに、新学習指導要領による学生が平成 18 年 4 月から入学してくることを踏まえ、理系科目を中心に一層の充実を図り、主題科目については、新たに「全学体験ゼミナール」を追加するなど、その詳細を策定した。また、平成 18 年度入学者に配付する「履修の手引き」の内容を検討した。 教養教育と大学院先端研究との創造的連携の取り組みとして、平成 17 年 4 月に「教養教育開発機構」を教養学部に設置し、「教育シーズの探索と育成」、「教養教育の国際標準」、「教育モデルの開発と発信」を 3 本の柱とする教養教育先端イニシアティブ事業を推進した。	
【2】 ・すべての部局が協力して学部前期課程教育に参加することで、多様な学問分野の最先端の研究成果を教育内容に反映させ、学生の知識欲を増進する教養教育を実現する。	【2】 ・全学の教育運営委員会に設けた学部前期課程部会を中心に、教養教育に対する全学的協力体制のもと平成 18 年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施のための詳細を策定する。	平成 18 年度から実施する学部前期課程の新しい教育カリキュラムの実施のための詳細を作成するため、教育運営委員会に設けた学部前期課程部会を中心に検討を行い、教育運営委員会の審議を経て全学的な了承を得た。 また、学部前期課程の新しい教育カリキュラムのうち、テーマ講義、全学自由研究ゼミナール及び全学体験ゼミナール等の全学的な協力が必要な授業科目については、複数部局の教員と協議し、協力体制を整備した。 平成 17 年度の前期課程教育においては、学問の大きな体系や構造を見せることにより、自らが現在学んでいる授業科目の意義や位置づけを認識させ、学びへの動機を高めるため、全学的な体制で学術俯瞰講義「物質の科学 ―その起源から応用まで―」を実施した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【3】 ・専門分野を入学時に決めるのではなく、学生が前期課程での学習を通じて知識や判断力を身に付けた上で専門分野を決めて後期課程の進学先を選ぶ仕組み（進学振分け制度）を維持・改善し、学生がより適切な進路選択を行えるようにする。	【3】 ・平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度を策定する。	平成 18 年度以降の入学者を対象とする進学振分け制度について、進学振分け制度をより柔軟なものとし、学生の希望に沿った進学を可能とするため、進学振分け制度ワーキンググループ及び教育運営委員会に設けた学部前期課程部会を中心に検討を行い、平成 18 年度入学者から特定の科類からの進学枠を指定した「指定科類」枠と、科類を指定しない「全科類」枠の二つの枠を設けた新しい進学振分け制度を策定した。 なお、新しい進学振分け制度については、募集要項や 9 月下旬から 10 月下旬にかけて全国で開催した大学説明会等を通じて受験生に対し周知を図った。	
○　学部後期課程教育の成果に関する具体的目標	○　学部後期課程教育		
【4】 ・専門分野の基礎となる知識と手法を確実に身に付け活用できる能力、及び、他者の見解や意見に適切な批判を加え、必要に応じ柔軟に取り入れることができる能力を有する人材の育成を目指す。	【4】 ・総合大学としての特色を生かし、全学の学部後期課程の講義内容を一冊の冊子にまとめる。	教育企画室では、学生の基礎知識の系統的な獲得の一助のため、学部後期課程の講義内容を纏めた「授業カタログ（10 学部後期課程授業総覧）2005」を平成 17 年 4 月に発行し、学部後期課程の全学生に配布した。また、平成 18 年度版の作成にあたり、更なる内容の充実のため、様式等の改善に着手した。	
○　大学院教育の成果に関する具体的目標	○　大学院教育		
【5】 ・多様な専門分野に展開する学部・研究科・学環・学府に加え、最先端の研究に取り組んでいる特色ある附置研究所・センター群を擁する総合研究教育大学の特徴を活かし、未来を切り拓く卓越した研究を大学院教育に反映させる。	【5】 ・21 世紀 COE プログラムにおける学部・研究科等と附置研究所・センター群との協働をさらに深め、最先端研究を通しての大学院教育を着実に実施する。	28 ある 21 世紀 COE プログラムの拠点のうち、18 拠点において研究科と附置研究所等との連携が行われており、平成 17 年度についても引続き専攻横断型なプログラムの実施等による大学院における教育の一層の充実を図った。 また、これらの 21 世紀 COE プログラムを通じて、共同研究の開始により研究資材の相互提供や研究に関する部局間における相談が頻繁に行われており、研究科、附置研究所、専攻、研究室における相互の知の交流が促進された。	
【6】 ・修士課程では、専門的素養を身に付け、産業界、官界、教育界等で先頭に立って活躍しうる人材、あるいは博士課程へ進学して更に高度の学術研究を推進しうる人材の育成を目指す。	【6】 ・新たに設置した専攻での教育・研究を着実に実施する。	新たに設置した工学系研究科の原子力国際専攻では 18 名、情報理工学系研究科の創造情報学専攻では５名の大学院学生を受け入れ、設置の趣旨等を踏まえ教育研究を推進した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【7】 ・博士課程では、学際性・国際性・総合力を兼ね備え学術の継承と発展を担う専門研究・教育者、及び、深い専門性と広い視野を持って社会の指導者として活躍できる人材の育成を目指す。	【7】 ・国際学術交流や学術研究活動を支援するため、平成 16 年度に設けた「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。	平成 16 年度に創設した「学術研究活動等奨励事業」（国外）について、平成 17 年度では、国外の研究集会等への参加を希望する大学院学生を支援するため、平成 17 年度中 2 回に分けて募集を行い、前期（平成 17 年 6 月から 11 月までに渡航する者）51 名、後期（平成 17 年 12 月から平成 18 年 5 月までに渡航する者）63 名、計 114 名に対し総額約 2,000 万円を支給した。	
○　高度専門職業人教育及び社会人再教育の成果に関する具体的目標	○　高度専門職業人教育及び社会人再教育		
【8】 ・高度専門職業人教育においては、幅広い素養と深い専門性を兼ね備え、社会の要請に応えられる高い志と強い責任感・倫理観を持ち、多面的な視点から問題設定とその解決ができる人材の育成を目指す。	【8】 ・新たに設置した高度専門職業人教育のためのコースおよび専攻での教育を着実に実施するとともに、さらなる領域の選定も進め、教育プログラムの設定を検討する。	高度専門職業人養成として、平成 17 年度に新たに設置した教育学研究科の「大学経営・政策コース」では、修士課程 17 名、博士後期課程 3 名の大学院学生を受け入れ、設置の趣旨等を踏まえ教育研究を推進した。 また、経済学研究科の「金融システム専攻」では、修士課程 18 名、博士後期課程 6 名の大学院学生を受け入れ、設置の趣旨等を踏まえ教育研究を推進した。 一方、総合文化研究科を中心に他の研究科や研究所も参加し、科学技術の研究現場と社会とを結ぶ人材を養成するため、平成 17 年 7 月より「科学技術インタープリター養成プログラム」を開始した。	
【9】 ・専門職大学院制度を適用することがふさわしい場合には、専門職大学院の創設を図り、高度の研究に裏打ちされた教育を目指す。	【9】 ・平成 17 年度に工学系研究科に、原子力工学の専門職大学院を開設する。	工学系研究科に標準修業年限 1 年の専門職大学院である原子力専攻を開設し、15 名の大学院学生を受け入れ、設置の趣旨等を踏まえ教育研究を推進した。	
【10】 ・社会人の再教育においては、時代の必要性に即した高度な専門的知識・技術の教授や最前線の研究活動を通して、先端的分野や国際的分野で活躍するための能力の涵養を図る。	【10】 ・社会人特別選抜制度を着実に実施する。	全ての研究科・教育部において、在職のまま入学できる制度のもとに入学試験を実施し、修士課程では 95 名、博士課程では 216 名、専門職大学院（法科大学院、公共政策学教育部及び工学系研究科原子力専攻）では 83 名の社会人を受け入れ、設置の趣旨等を踏まえ教育研究を推進した。 また、平成 18 年 4 月に新設される工学系研究科、教育学研究科及び新領域創成科学研究科並びに学際情報学府の各専攻やコースにおいても、在職のまま入学できる制度を導入して入学試験を実施した。	
○　教育の成果・効果の検証に関する具体的方策	○　教育の成果・効果の検証		
【11】 ・学部卒業者、大学院修了者の学位取得状況、卒業・修了後の状況、大学における授業の実態について適宜調査を行い、きめ細かく検討する。	【11】 ・学部卒業者、大学院修了者の調査を実施する。	学部卒業者、大学院修了者の卒業・修了後の状況を把握するため、平成 16 年度卒業（修了）者の就職等の状況（5 月 1 日現在）について、就職先企業等名調査及び就職者数調査を実施した。 調査結果については、集計表としてとりまとめ、「役員懇談会」及び全学の「キャリアサポート連絡会議」の場において報告を行い、学生の就職先の動向を把握する上での貴重なデータに資するものとした。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【12】 ・全学的な自己点検活動の報告書、学生生活実態調査の報告書、部局単位の自己点検資料・外部評価報告書、第三者による適切な教育評価結果を最大限に活用し、教育の成果・効果に関する点検の質を向上させる。	【12】 ・教育評価に必要なデータ構築を開始する。	「東京大学標準実績データベース」を導入し、教育評価の際に必要と考えられる部局・教員の活動記録を効率よく行うためのデータ構築を開始した。	
○　中期目標の期間中の各年度の学生収容定員を別表に記載。			

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
１　教育に関する目標
（２）教育内容等に関する目標

中期目標	**●　東京大学で学ぶにふさわしい資質を有するすべての者に門戸を開き、多くの優秀な人材の受入れに努めることを入学者選抜の基本方針とする。** **●　各学部・研究科等の教育目標に即して体系的な教育課程を編成し、かつ学生にとって魅力ある内容の授業を提供する。** **●　教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態を工夫し、新たな学習指導法の開発に意欲的に取り組む。** **●　厳格にして適切な成績評価を行う。**

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れを実現するための具体的方策	○　入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れ		
【13】 ・入学者選抜に関する適切な情報を積極的に提供する。	【13】 ・平成 18 年度入学者大学案内書を作成する。	入学者選抜に関する積極的な情報提供の取り組みとして、総長からのメッセージ、アドミッションポリシー、学部・大学院の案内、学生生活や入試情報、卒業後の進路等を掲載した「平成 18 年度入学者大学案内」6 万 5,000 部を作成した。本大学案内は正門、赤門等の各門、コミュニケーションセンター、広報センター、生協等で配布するとともに、インターネットによる申し込みも受け付けた。 また、本大学案内を活用して東京大学主催の大学説明会を全国 6 会場（札幌、福岡、仙台、大阪、名古屋、東京)で 9 月下旬から 10 月下旬にかけて開催し、4,400 名の参加者があった。	
【14】 ・すべての課程の入学者選抜を、本学で学ぶにふさわしい資質を有する多様な人材に開かれたものにするとともに、入学者選抜の公平性の維持に努める。	【14】 ・大学の個別入学資格について、対象者の範囲の見直しの検討を行う。	東京大学では、学校教育法施行規則の改正を受け、平成 16 年度入学試験から「外国人を対象に教育を行うことを目的にして我が国に設置された教育施設において、高等学校に対応する 3 年に相当学習歴を有する者又は有する見込みのある者」の個別入学資格を認めてきた。 一方、施行規則の趣旨に沿う方向で、専修学校・各種学校・自由学園等における学習歴等の者への入学資格の付与等についても入試制度委員会等において検討を重ねてきたが、学校教育の根幹に係わる問題でもあるので、更に継続して審議することとした。	
【15】 ・世界に開かれた大学を目指して、外国人留学生の柔軟な受入れ体制の整備に努め、世界諸国からの優れた学生の受入れを促進する。	【15】 ・平成 16 年度に設けた成績優秀な外国人留学生に対する大学独自の奨励制度を着実に実施する。	平成 16 年度に新設した「東京大学外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ)」に関しては、今年度も新たに 32 名の受給者を決定し、平成 16 年度の決定者を含む 64 名に対して月額 15 万円の研究奨励費を支給した。 更に、平成 17 年度は、（株）アサツーディ・ケイからの寄付金により、中国の大学の優秀な卒業生を東京大学の修士課程に受け入れるための新たな大学独自の奨学金制度運用のため「東京大学アサツーディ・ケイ中国育英基金」を設立し、平成 18 年 4 月より 10 年間、毎年 7 名程度の留学生を採用し、月額 15 万円の奨学金及び往復渡航旅費を支給することとした。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【16】 ・教養学部各科類入学者の選抜は全学体制で行い、広範な基礎学力を有し柔軟かつ論理的な思考に秀でた学生を受け入れる。また、専門分野選択の自由度を増大させるため、全科類から全学部に進学しうる進学振分け制度を平成18 年度以降の入学生から実施する。	【16】 ・平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度の基本的制度の実施準備を行う。	平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度の実施準備として、受験生に対し、9 月下旬から 10 月下旬にかけて全国各地で開催した大学説明会において説明するとともに、11 月に配付した募集要項で各学部の受入予定数等を示した。また、本制度の導入を踏まえ、平成 18 年度入学者に配付する「履修の手引き」の内容を検討した。 また、平成 20 年度以降の入学試験のあり方については、後期日程試験の取り扱い等を含めて、入試監理委員会において継続的に検討を進めている。 なお、平成 19 年度入学試験は平成 18 年度入学試験と同様に行うこととしている。	
【17】 ・大学院における選抜では、多様な選抜方式の導入等によってさまざまな学問分野や背景を持つ学生を受入れることのできる体制を整備し、優れた学生の国内外からの受入れに努める。特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を整備する。	【17】 ・医学系研究科、数理科学研究科、公共政策学教育部において、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を実施する。	多様な選択方式の 1 つとして、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を、以下のとおり実施した。 ・医学系研究科：医学科卒業前の学生 2 名が PhD・MD コースにより博士課程に進学。 （出願者 2 名、合格者 2 名） ・公共政策学教育部：１名が入学。（出願者 5 名、合格者 1 名） ・数理科学研究科：制度を整備しているが出願者なし。	
【18】 ・高度専門職業人教育や社会人再教育など、社会との連携を推進し、積極的に社会人への門戸を開く。	【18】 ・社会人特別選抜を活用し、社会人入学を推進する。	平成 17 年度については、修士課程 95 名、博士課程 216 名、専門職大学院（法科大学院、公共政策学教育部及び工学系研究科原子力専攻）83 名の社会人学生を受け入れた。 ホームページ上で社会人入学に関して掲載し、研究科のホームページ上でも「社会人特別選抜学生募集要項」を掲載する等、積極的に社会人への門戸を開くことに努めた。	
○　教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策	○　教育目標に応じた教育課程の編成		
【19】 ・学部・研究科を横断して学習することを可能にするために、全学的な時間割の調整や授業データベースの作成等を行う。	【19】 ・全学授業カタログを作成する。	教育企画室において、学部後期課程の講義内容を纏めた「授業カタログ（10 学部後期課程授業総覧）2005」を平成 17 年 4 月に発行し、学部後期課程の全学生に配布した。また、平成 18 年度版の作成にあたり、更なる内容の充実のため、様式等の改善に着手した。	
【20】 ・学部、大学院ともシラバスや授業内容をホームページで公開する。	【20】 ・シラバスの整備とホームページ上での公開を拡充する。	シラバスの整備とホームページ上での公開は各学部及び各大学院において進められており、平成 17 年度については、農学部、学際情報学府、新領域創成科学研究科等でシラバスが改訂され、内容の充実が図られている。 なお、平成 19 年度から本稼働が予定されている新学務システムにおいて、教員のシラバス作成とホームページ上での公開が連携できるよう検討している。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【21】 ・学部教育期間を通じたカリキュラムを編成するという観点から、前期課程では、科類ごとのカリキュラムの特徴をより明確にし、科目間の有機的な関連付けを整える。	【21】 ・平成 18 年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムに対応する実施組織を整備する。特に、新カリキュラム用の学生支援データベース構築システムを試験運用することにより、その使い方を学生・教職員に周知する。	平成 18 年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムに対応する実施組織として、教養学部に「教養教育開発機構」を平成 17 年 4 月に整備した。教養学部前期課程では、履修登録・休講や補講の確認・成績の確認・進学志望登録などの各種の手続きを学生が web 上で行うことができる学生支援データベース構築システム「UTask-Web」を 9 月から試験運用した。（18 年 4 月より本稼働予定。）システムの試験運用に当たっては、学生・教職員向けに「UTask-Web 利用の手引き」を作成、配付し、その使い方について周知した。	
【22】 ・学部後期課程教育では、学生自らが主体的に専門的知識を深め、系統的に把握できるような学習態度と基本的技法を習得させるとともに、環境への配慮など社会的・倫理的規範意識を培う教育課程の編成に努める。	【22】 ・学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ構造的・体系的に獲得できるように促す。	平成 19 年度から本稼動を予定している新学務システムの仕様策定とシラバスとの連携について、カリキュラムの構造化と可視化の観点から検討しており、工学系研究科では、全研究科の先駆けとなってシラバスの電子表示ソフトを構築し、関連する講義科目の明示と科目構造へのリンクを可能にした。	
【23】 ・大学院教育では、それぞれの学問分野で共通の基軸となる授業を実施することによって、研究者養成のみならず高度専門職業人教育や社会人教育など学生の多様な学習目的・経歴に対応した教育体制の整備を目指す。また、ダブルメジャー制度等による学際性・国際性に富んだ学生の養成を可能とする教育課程の導入を検討する。	【23】 ・新たに設置された人材養成プログラムを着実に実施するとともに、ダブルメジャー制度等の導入について引き続き検討する。	科学技術振興調整費人材育成プログラムとして、平成 17 年 7 月から専門横断的な教育を行う「科学技術インタープリター養成プログラム」の受講生を募集し、順調にプログラムが実施された。また、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るために、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取り組みを重点的に支援することを目的とした文部科学省の『「魅力ある大学院教育」イニシアティブ』に応募し、７件が採択され、プログラムの実施に着手した。 ダブルメジャー制度等の導入については、教育企画室の下にダブルメジャーワーキンググループを設け、検討を行っている。	
【24】 ・大学院の研究指導においては、修士課程では、修士論文研究等を通して学生に先端的研究プロセスを体験させ、博士課程では、自ら第一線で研究を行い国際的に評価される成果をあげるように指導する体制を整える。	【24】 ・大学院学生の指導のため、21 世紀 COE プログラム等を活用する。	大学院学生の指導に当たっては、21 世紀 COE プログラムの多くの拠点で、大学院学生にシンポジウム等の企画・運営を任せ、アイデアの交換ができる場を設けて将来のための訓練を行った。また、英語教育を実施することにより、国際舞台で研究発表できることはもちろん世界レベルの研究者と対等にディベートできる力を身につけた学生が増えている。それにより、国際シンポジウムなどの場に招聘したノーベル賞受賞者など世界レベルの研究者と意見交換ができるまでになっている。また、海外の一流大学に数週間、院生を派遣するなど、世界レベルの研究者とのネットワークを構築する仕組みについて着手した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【25】 ・最先端の研究に触れる機会を増やすために、国内外の一流研究者が集うセミナー・シンポジウム・学会や他大学研究室への派遣のための援助を拡大する。	【25】 ・平成 16 年度に設けた「国際学術交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。	平成 16 年度に新設した「国際交流活動等奨励事業」では、前年度に引き続き、東京大学が国際交流協定を締結している海外の大学等に留学する学生を支援するため、26 名の学生（学部学生 10 名、大学院学生 16 名）に対し、月額 10 万円の学習奨励費を支給した。 また、「学術研究活動奨励事業」（国外）では、国外の研究集会等への参加を希望する大学院学生を支援するため、平成 17 年度中に 2 回に分けて募集を行い、前期（平成 17 年 6 月から 11 月までに渡航する者）51 名、後期（平成 17 年 12 月から平成 18 年 5 月までに渡航する者）63 名、計 114 名に対し総額約 2,000 万円を支給した。	
【26】 ・世界的な視野で研究を展開する能力の涵養を目的として、海外研究者の招聘を進めるなどにより、外国人研究者や海外研究機関との交流を活性化する。	【26】 ・海外の大学・研究機関と新たに協定を締結することにより、外国人研究者や海外研究機関との交流の活性化を図る。	・平成 17 年度については、新たに、大学間協定 6 件、部局間協定 19 件を締結し、また、これらの協定に基づく主に学生交流を目的とした覚書を計 10 件締結した。これらにより、さらに外国人研究者や海外機関との交流を促進した。 ・平成 17 年 1 月にオーストラリア国立大学、スイス連邦工科大学チューリッヒ、シンガポール国立大学、北京大学、カリフォルニア大学バークレー校、ケンブリッジ大学、コペンハーゲン大学、オックスフォード大学、イェール大学、東京大学の計 10 大学からなる、共同研究、研究者交流、学生交流等を目的とした IARU(国際研究型大学連合)に加盟した。 ・平成 17 年度中に東京大学から海外の研究機関等へ派遣した研究者は 8,398 名である。一方、東京大学で受け入れた研究者は 2,740 名（平成 16 年度実績 派遣 7,773 名 受入 2,340 名）である。	
○　授業形態、学習指導法等に関する具体的方策	○　授業形態、学習指導法等		
【27】 ・学問分野・課程の特性に応じて、小人数授業等、授業者と学習者間の双方向性を重視した教育方法による授業の拡充を図る。	【27】 ・e-learning の促進策を検討する。	授業者と学習者間の双方向性を重視した教育方法による授業の拡充に向け、本郷、駒場、柏の各キャンパスを結びテレビ会議システムを活用した遠隔授業の実施に向け、一部試行を行った。また、工学部、教養学部、総合文化研究科、工学系研究科及び学際情報学府等においては、授業の補完として、非同期の電子掲示板や学習進捗管理システム等を活用した双方向の授業を実施している。	
【28】 ・情報機器を用いた教育形態を拡充し、最新情報技術の習得と活用能力の養成を目指した教育体制を整備する。	【28】 ・e-learning の促進策を検討する。	最新情報技術の習得と活用能力の養成を図るため、情報基盤センター等では、最新の情報設備による情報技術基礎教育を実施している。また、自学自習（Self-learning)、未履修科目等の学習支援として、インターネット上で基礎講義や著名人による講演会等のビデオと資料の配信及び公開を行う事業「TODAI TV」を進めており、その一部のコンテンツに情報工学概論が含まれている。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【29】 ・学問分野の特性に応じて、海外の大学等との連携や協定による学生の交換を進め、大学院学生の海外留学や研修への参加を奨励する。	【29】 ・平成 16 年度に設けた「国際学術交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業（国外）」を着実に実施する。	平成 16 年度に新設した「国際交流活動等奨励事業」では、前年度に引き続き、東京大学が国際交流協定を締結している海外の大学等に留学する学生を支援するため、26 名の学生（学部学生 10 名、大学院学生 16 名）に対し、月額 10 万円の学習奨励費を支給した。 また、「学術研究活動等奨励事業」（国外）では、国外の研究集会等への参加を希望する大学院学生を支援するため、平成 17 年度中に 2 回に分けて募集を行い、前期（平成 17 年 6 月から 11 月までに渡航する者）51 名、後期（平成 17 年 12 月から平成 18 年 5 月までに渡航する者）63 名、計 114 名に対し総額約 2,000 万円を支給した。 （【25】参照）	
【30】 ・大学院において、教育面での国際化を進め、外国語による講義や論文指導など、外国人留学生の勉学の助けとなり、かつ、日本人学生の学術に関する国際的コミュニケーション能力の向上が可能となるような授業形態を検討する。	【30】 ・専門領域のための語学教育講義やアカデミックライティングの講義を着実に実施する。	工学系研究科では、専門領域のための語学教育講義を、また、理学系研究科では、21 世紀 COE プログラムの一環としてアカデミックライティングの講義を着実に実施し、日本人学生の国際的コミュニケーション能力の向上に寄与した。 なお、総合文化研究科が中心となって開始した「科学技術インタープリター養成プログラム」においても、ネイティブ・スピーカーによる英文ライティングのトレーニング科目を計画している。	
【31】 ・大学院教育の一環として、学生に教える側に立つ機会を与えるために、ティーチング・アシスタント（TA）制度を積極的に活用する。	【31】 ・引き続き TA 制度を着実に進める。	全ての研究科において、TA 制度を実施し、延べ約 21 万時間の実績をあげた。	
○　適切な成績評価等の実施に関する具体的方策	○　適切な成績評価等の実施		
【32】 ・それぞれの課程に適した公平かつ厳格な成績評価を可能にする基準を設定し、評価判定する体制の整備を図る。	【32】 ・学部教育における公平かつ厳格な成績評価システムを検討する。	平成 18 年度以降の入学者を対象とする新しい進学振分け制度の導入に伴い、教育運営委員会では、平成 16 年度に引き続き学生が履修登録した基礎科目や指定科類及び全科類における平均（重率）の公平かつ厳格な成績の算出方法について検討を行い、策定した。また、本検討結果に基づき、平成 18 年度入学者に配付する「履修の手引き」の記載内容について検討した。	
【33】 ・修士課程においては、専門分野で活躍できるために最低限必要な知識や方法の体得を成績評価の基準とし、試験やレポート等学問分野に応じた適切な方法により公正な判定を行う。	【33】 ・修士課程に関して、公平かつ厳格な成績評価システムに関する検討を行う。	修士課程における学生の質保証のために、講義や演習の評価方法について、平成 16 年度から引き続き研究科で検討を行った。公共政策学教育部等では、既に修士課程における成績評価についての規則を策定するなどして、厳格な成績評価が行われている。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【34】 ・修士論文の評価では、学生の課題探求能力や解決能力等にきめ細かい判断基準を適用する。	【34】 ・修士論文のきめ細かい評価方法について引き続き検討する。	修士論文の評価方法については、平成 16 年度から引き続き研究科で検討が行われており、複数の評価ポイントを設定しての評価の点数化（法学政治学研究科）や、これによる優秀な修士論文賞の選定（工学系研究科）など、研究科ごとの工夫が進展している。	
【35】 ・高度専門職業人教育においては、成績評価と修了認定の信頼性確保のために、評価・認定の基準を明確に示し、公平性と厳格性を維持する。	【35】 ・専門職大学院について、成績評価・修了認定の基準を明確化する。	専門職大学院における成績評価・修了認定の基準については、新たに専門職大学院として設置された工学系研究科原子力専攻において、成績評価の基準及び修了要件を定めるなど、全ての専門職大学院において明確化している。また、成績評価の基準や修了要件については、その概要をホームページや配付物に掲載して学生に示している。	
【36】 ・博士論文の評価は、自ら問題を見出し解決する能力の有無を確かめることに重点を置きつつ、論文の独創性、完成度、発展性等を基準とする。	【36】 ・博士論文の内容の要旨と審査結果の要旨をWeb上で公開することを進め、審査基準が的確に適用されていることを明確化する。	博士論文の審査基準の明確化のため、東京大学のホームページにおいて、「東京大学学位論文データベース」として、博士論文の内容の要旨と審査結果の要旨を公開している。	
【37】 ・優秀な学生に対する奨学金制度の充実、学生の顕彰制度の整備、教育研究奨励表彰制度の充実や特に優れた研究を行った学生に対して通常の在籍期間より短い期間で学位を取得できる機会を与える仕組み等、学生の研究・学習意欲を高める方策を進める。	【37】 ・現行の総長賞に加え、大学院修士課程において優れた修士論文を執筆した者を対象に、総長研究奨励賞を授与する制度を創設する。	学生の顕彰の機会を充実するという観点から制度の見直しを検討し、これまでの総長賞に加えて新たに総長大賞を設けるとともに、各部局レベルでも顕彰の機会を設けるなどの工夫をした。	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
１　教育に関する目標
（３）教育の実施体制等に関する目標

中期目標	**●　優れた教員を適切に配置するとともに、教員が研究者としての経験と実績を教育に発揮できる支援体制を整備する。** **●　教育に対する支援・サービス機能の充実と改善に努め、学生が充実した情報環境やライブラリー機能を利用・活用できるようにする。** **●　教育活動及び教育実施体制について自己点検するとともに第三者評価を受け、教育目標の達成に資する教育カリキュラムの改善に反映させる。**

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　教職員の適切な配置等に関する具体的方策	○　教職員の適切な配置等		
【38】 ・多様性が創造性を生み出すことに鑑み、教員の多様性に配慮した人事的取組みを継続する。	【38】 ・障害者雇用率の改善に取り組む。	恒常的に障害者雇用率（2.1%）を達成していくために、平成 19 年末までに 46 名の障害者を雇用することから、バリアフリー支援室の下に障害者雇用推進プロジェクト会議を設置し、具体的な雇用計画について検討を開始した。バリアフリー支援室は「東京大学のバリアフリー化の推進について」とともに「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」を打ち出し、キャンパス計画室が作成した「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」と併せ大綱的に整理を行い、学内の諸会議において報告し、周知を図った。 平成 17 年度においては、障害者の雇用を行うとともに、新たな障害者雇用の創出に向けた取り組みを行った。	
【39】 ・総長裁量によって、一定数の教職員を、中長期的視野に立った全学的なアカデミックプランに基づいて配置できるような仕組みを構築する。	【39】 ・教職員の一定数を総長裁量により配分する制度を継続し、平成 18 年度当初総長裁量の教職員の配分を行うべく準備する。	教職員の一定数（162 名）を総長裁量により配分する制度を継続して実施した。 また、平成 18 年度以降も継続してこれを実施することとし、配分の準備を開始した。 （【80】参照。中期計画では 200 名を総長裁量で配分予定）	
【40】 ・附置研究所・センター等の教員は、より積極的・主体的に大学院教育に参加する。	【40】 ・附置研究所・センター等の教員の大学院教育への参加を促進するため、関連する専攻と附置研究所・センター等とで新たなカリキュラム構想の検討を行う。	新領域創成科学研究科環境学専攻の改組に伴い、新たに設置を予定している自然環境学専攻においては、海洋研究所及び気候システム研究センターの教員との連携により、新たなカリキュラム構想を検討し、策定した。	
【41】 ・優れた人材を教育支援者として配置できるような条件を整備する。	【41】 ・優れた人材を教育支援者として配置する条件を整備するための教育支援のあり方について検討を行う。	教育運営委員会に設けた大学院部会において、優れた能力を有する博士後期課程の学生に対して実験・実習、演習、セミナー、シンポジウムの企画・運営等の高度な教育補助を行う新しい TA 制度について検討を行った。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【42】 ・教員の教育改善活動を支援する体制を整え、必要に応じてファカルティ・ディベロップメント等の施策を効率的に実施する。	【42】 ・「教養教育開発機構」を設置する。	教養教育と大学院先端研究との創造的連携の取り組みとして教養学部に「教養教育開発機構」を平成 17 年 4 月に設置した。10 月には、教養教育開発機構主催で公開シンポジウム「授業評価とファカルティ・ディベロップメント」を開催するなど、大学教育の改革に貢献している。	
○　教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する具体的方策	○　教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備		
【43】 ・教育環境の基礎的な整備として、教室・実験棟・体育館等の整備、図書館の整備、博物館の整備、情報ネットワーク・計算機システムの充実、バリアフリー化等の施策を各部局の特性に応じて進める。	【43】 ・改修工事に合わせてバリアフリー対策工事を順次実施する。	キャンパス計画室において、「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」を策定し、施設のバリアフリー化における考慮すべき共通事項を定めた。 工学部 11 号館、医学部 3 号館、教養 1・5 号館、先端研 45 号館の改修や修繕に合わせ、車椅子対応トイレ、身障者用エレベータ、スロープ、玄関自動ドアなどの対策工事を実施しバリアフリー環境の充実を図った。また、本郷キャンパスの工学部周辺舗装改修に合わせ、視覚障害者の意見を反映させ点字ブロックの更新改善を実施し、バリアフリー環境の充実を図った。	
【44】 ・図書館については、本郷の総合図書館、駒場図書館、柏新図書館、各部局図書館・室が連携して、学習用図書・雑誌、研究用図書・雑誌、電子ジャーナル、データベース等を整備する。特に全学的な利用が展開される電子ジャーナル、データベースの充実を図る。	【44】 ・図書の協同購入プランである「全学資料購入集中処理システムプラン」を着実に実施する。	平成 16 年度に開始した「全学資料購入集中処理システムプラン」については、学内への普及により、平成 17 年度から 7 部局、11 書店が参加し、合計で 18 部局、参加書店は 23 社に拡大した。年間取扱冊数は 24,102 冊、金額は 179,113 千円にのぼり、通常の購入価格に比べて 8,099 千円を節約することができた。節約した金額は全て学習用図書費等に充当した。なお、図書の協同購入に係る経理事務を本部の経理事務に位置付けることにより、支払業務の集約化を一層促進した。	
○　教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策	○　教育活動の評価及び評価結果による質の改善		
【45】 ・昭和２５年以降毎年定期的に実施している学生生活実態調査を更に継続し、学生からの学習環境改善等の要望に迅速に対応する。	【45】 ・学生生活実態調査を実施し、結果を公開する。	大学院学生を対象とした学生生活実態調査（平成 16 年度実施）をとりまとめ、調査結果を学生支援の改善に資するため、学内広報誌やホームページ等で公開した。 http://www.u-tokyo.ac.jp/stu05/h05_j.html	
【46】 ・カリキュラム、授業内容等について適切な時期に点検評価を行い、新しい教育モデルの開発に役立てる。その際、学生による授業評価等を有効活用する。	【46】 ・「全学授業カタログ」を整備する。カリキュラムに対する学生の要望などの収集を図る。	平成 17 年 4 月に後期課程の学生を対象とした「授業カタログ 2005」を刊行し、カリキュラムに対する意見（開講してほしい授業科目、他学部聴講のしやすさ等）、改善すべき点等についてアンケートを実施し、分析を行った。なお、「授業カタログ 2006」作成を効率的に行うための、教職員向けの Web 連動データベースシステムを構築した。また、「授業カタログ 2006」のホームページ・システムを構築した。	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
１　教育に関する目標
（４）学生への支援に関する目標

中期目標	**●　学習意欲の喚起を図る環境や学習相談の体制を整える。** **●　カウンセリング等の学生相談は、その機能を学生の人間形成を促す大学教育の一環として位置付ける。生活相談を効果的に行うとともに、学生の就職活動を支援する。** **●　経済的支援体制の整備** **有為な人材の育成と教育の機会均等を実現するため、学生の経済的支援の充実を図る。** **●　社会人や外国人留学生が学習を継続できる制度や支援体制を整備するなど、世界中の優秀な学生にとって魅力的な教育環境の実現に努める。** **●　充実した学生生活を送るための支援体制の強化を図る。** **●　障害を持つ学生も含めて教育の機会均等を図るため、バリアフリー環境の実現を目指す。**

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策	○　学習相談・助言・支援の組織的対応		
【47】 ・個々の学生の学習・研究、専門分野や授業の履修に関するきめ細かい相談・指導・助言体制の充実を図る。相談等の組織的対応においては男女共同参画の理念を念頭に置いて進める。	【47】 ・各学部における相談体制の充実に努める。	理学系研究科・理学部では、平成 17 年 1 月に「学生支援室」を設置し、同年 4 月から、専門の心理カウンセラーを配置し、学生生活に関する悩みについて、幅広く相談を受けつけている。その他、既に相談活動を展開してきている法学部や農学生命科学研究科・農学部の学生相談窓口等においても、学生の様々な悩みに対応している。また、農学生命科学研究科・農学部では、平成 16 年度に「弥生ほっとライン」を開設し、平成 17 年度も引き続き、倫理上の相談に専門の弁護士が応じている。また、教養学部においても学生相談所に助教授１名を増員し、相談体制の充実が図られた。 なお、多くの窓口では、多様な相談状況や相談者の希望に応じられるよう、学生が相談しやすい環境づくりのため、男女両性のカウンセラーの配置に配慮している。	
○　生活相談・就職支援等に関する具体的方策	○　生活相談・就職支援等		
【48】 ・専門的知識を有する担当者の配置等、多岐にわたる相談内容に対応できる学生相談体制を整備する。	【48】 ・学生生活の質の改善に向けた諸企画を実施するとともに相談体制の拡充に努める。	学生相談所では、学生生活の質の向上を目的とした心理教育プログラムとして、アイデンティティ・グループ（駒場キャンパス）等のグループ活動や学生相談の豊富な経験をもつ講師を招いての講演会を実施した。 また、学生生活実態調査を通じ、学生の声を把握し、学生支援策の改善に資した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【49】 ･悩みやハラスメント等学生からの相談･申し出等に対応するための体制を整備する。ホームページの充実、学生生活･就職等に関する各種セミナーの開催等を実施する。	【49】 ・アカデミック・ハラスメントに関する相談に対応する体制を整備する。	学生生活委員会を中心に、アカデミック・ハラスメント防止体制について検討を行い、指針を策定し、アカデミック・ハラスメント防止委員会規則を制定、防止体制を明確にした。 また、学生相談所を中心に、アカデミック・ハラスメントの事業に取り組むとともに、相談内容に応じ適切な対応ができるよう、各部局、ハラスメント相談所、保健センター等との連携を図っている。	
【50】 ･心身両面にわたる学生の健康保持・増進のため、種々のスポーツ･健康教育の充実、診断･診療･相談等の健康関連サービスの業務機能の充実を図る。	【50】 ・定期及び特別健康診断を行い、新規 IC カードを用いた全学統一的な学生の健康管理を推進する。さらに柏支所の充実も図る。	これまで、本郷及び駒場キャンパスにおいて実施していた IC カード学生証を活用した学生定期健康診断を平成 17 年度に柏支所でも施行し、本郷及び駒場キャンパスとの一体的な健康管理ができる環境を整備した。また、平成 17 年度より学部及び大学院の研究生にも IC カード研究生証を配布したことにより、研究生の定期健康診断においても IC カードを活用した健康診断を実施できた。	
【51】 ・求人・就職・資格取得等の就職関連情報の公開や就職への動機付け等の就職活動の支援を行う。	【51】 ・昨年度開始した全学的就職支援方策を継続的に実施するとともに、全学的に行える就職支援方策についてさらなる検討を行う。	平成 16 年度に発足した教職員から構成するキャリアサポート連絡会議を開催し、全学的就職支援方策を検討した。 各部局の就職支援を補完するセーフティネット機能として、平成 17 年 4 月に「キャリアサポート室」を設置し、「キャリアアドバイザーによるキャリア相談業務」の開始、「ホームページによる就職情報」の提供、「学生と若手卒業生との交流会」及び「卒業生による業界研究会」の開催による全学的な就職支援を実施した。また、「合同会社説明会」の開催準備を行った。 http://www.careersupport.adm.u-tokyo.ac.jp/	
○　経済的支援に関する具体的方策	○　経済的支援		
【52】 ･外部資金も資金源として視野に入れ、学生の経済的支援と修学意欲の高揚に最も有効な方策を検討する。既存の経済的支援については、引き続き、制度の周知徹底と迅速な情報提供に努める。	【52】 ・授業料免除枠の拡充を図ると共に、学術研究活動等奨励事業（国内）を創設する。	これまでの授業料免除枠に授業料値上げに伴う 1 億円程度の増額分を加算し、授業料免除枠を拡充した。また、学術研究活動等奨励事業（国内）を新設し、大学院学生の研究支援活動を開始し、152 名に総額 588 万円を支給支援した。	
○　社会人･外国人留学生に対する配慮	○　社会人・外国人留学生		
【53】 ・外国人留学生の学習相談、健康・安全管理については、生活、心理面でのケアにも配慮した取組みを進める。	【53】 ・留学生に対する就職支援活動を着実に実施する。	留学生相談室では、平成 16 年度に室員を増員し、企業等から就職に関する情報を収集し、留学生への相談対応を実施した結果、留学生からの相談件数が平成 16 年度 249 件から平成 17 年度 408 件と大幅に増加し、企業からの情報提供も拡大した。また、平成 17 年 4 月～5 月には、合計 3 回、留学生向け就職支援イベントである「合同会社説明会」を初開催（参加社数延べ 22 社、参加留学生数計 270 名）したほか、メールマガジンにて留学生に特化した就職支援情報を毎月 1 回以上配信した。メールマガジン登録者数も平成 16 年	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
		度末時点 380 名から 593 名に増加している。このような、留学生全体に向けての情報発信と一人ひとりに合わせた個別進路相談の両面から就職支援活動を着実に実施した。 また、平成 17 年度についても引き続き、留学生が卒業後に日本で活躍できる環境を醸成することを目的として、日本の代表的企業 28 社をメンバーとする「外国人人材活用に関する研究会」を開催した。留学生向け、外国人社員向け、企業の人事担当者向けの三方向に、外国人人材のキャリア観や外国人人材の育成に関するアンケート調査を行い、外国人が特に日本企業で就労する際の留意点を抽出し、そのテーマに沿った研究会を開催した。また、アンケートの統計結果は産業界へ情報発信した。	
【54】 ・外国人留学生に対する経済的支援のため、東京大学外国人留学生後援会等の充実を図る。	【54】 ・東京大学外国人留学生後援会の活動実績を引き続き把握・評価し、平成 16 年度に設けた成績優秀な外国人留学生に対する大学独自の奨励制度との整合性を検討する。	平成 17 年 4 月に、東京大学基金の特定基金として「東京大学外国人留学生支援基金」を設立し、任意団体「東京大学外国人留学生後援会」の事業を継承した。本基金の奨学金は、成績優秀な外国人留学生に対する「東京大学外国人留学生特別奨学制度」とは性格が異なり、主として教職員からの寄附金による経済的援助の意味合いを含む奨学金として当面継続することを決め、平成 17 年度は、通年 20 名、後期 10 名に月額 5 万円を支給支援した。また、事業拡大に向けた更なる寄附金の充実に向け、寄附申込方法等の簡便化と学内教職員への大規模な寄附呼びかけを実施した。	
【55】 ・優秀な外国人留学生が集まるような国際性に富む教育環境をいくつかの部局において先導的に整備する。	【55】 ・AIKOM プログラムを着実に実施するとともに、AIKOM プログラム 10 年目に当たり、交換留学シンポジウムの開催を検討する。	AIKOM プログラムによる交換学生として、平成 17 年度は、19 大学 22 名を受け入れ、18 大学 19 名を派遣した。また、同プログラム開設 10 周年を迎えた 10 月には、記念シンポジウム及び記念式典を開催した。記念シンポジウムは、現在それぞれ就職・大学院へ進学して活躍中の元受入学生 3 名、元派遣学生 3 名をパネリストに招いて、「International Relations:Our Hopes for the Future」と題して行われ、教職員、大使館関係者、AIKOM 派遣学生 OB、同受入学生 OB、その他学生等、計 166 名の参加者があった。記念行事に合わせて、同プログラム 10 周年の軌跡を纏めた記念冊子を作成し、当日の参加者へ配布したほか、関係者及び関係機関にも配布した。	
【56】 ・社会人の就学と再教育の機会を拡大し、働きながら学べる教育環境の実現を目指す。	【56】 ・大学院の選抜において、社会人の受入れを進めるとともに、産学連携を促進する。	大学院における社会人入学者数は、前年度と比較して 41 名増加し、大学院全体で 394 名となっており、社会人の受入れが着実に進んでいる。また、科学技術人材育成のため、大学院学生に対するインターンシップの推進として、産学が協同して企業等の現場を活用した派遣型高度人材育成協同プラン「革新的インターンシップモデルの構築と実践」を始動した。	
○　学生生活支援に関する具体的方策	○　学生生活支援		
【57】 ・学生の交流スペース、憩いの場を確保し、課外活動施設の充実に努める。	【57】 ・学生宿舎、保健体育寮の整備の在り方等について検討する。	・平成 17 年 4 月の本部事務体制の再編成に伴い、「プロパティマネージメントグループ」を設置し、学生宿舎、保健体育寮の新しいマネジメントを導入するため、「本部共通施設運営委員会」を立ち上げ、これらの施設の充実に向けて検討を開始した。 ・駒場Ⅰキャンパスに学生の生活基盤を支援し、快適なキャンパスライフを演出する課外活動施設として（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業Ⅰ期建物（北館）が完成した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【58】 ・学生の課外活動を支援するための各種施策を実施する。	【58】 ・柏Ⅱキャンパス総合管理棟及びラグビー場の整備を実施し、学生等が使用できるようにする。 ・第二食堂のサークル部屋・プールの整備計画の立案、サークル部屋の増設の方策を検討する。	・柏Ⅱキャンパス総合管理棟及びラグビー場の整備を完了し、供用を開始し、学生の課外活動支援の充実を図った。 ・サークル部屋の増設については、大学全体の建物整備計画の中で調整する予定であるが、現時点においても、臨時的に第二食堂 2 階会議室を共同スペース的に課外活動団体等に必要に応じて貸し出すなどの対処をしつつ、課外活動の利便に資するよう、LAN 設備を整備し、活動の円滑化及び充実に寄与した。 ・また、第二食堂地下プールの整備については、老朽化の著しいボイラー・ろ過装置等の更新及び衛生面の一層の向上を図るため、新型プール水浄化装置設置に向けて関係各所と協議を進めつつ、簡易補修や水質維持のための措置等を応急的に行った。	
【59】 ・各キャンパスの状況に応じた福利厚生施設の充実等学生生活環境の改善を図る。	【59】 ・農学部運動場及び代替施設としてのテニスコートの改修整備を推進する。 ・柏Ⅱキャンパスの造成完了に伴い、引き続き年次計画による整備を推進する。	・代替テニスコートの整備を平成 18 年 3 月完了した。 ・柏Ⅱキャンパスの運動施設整備は、寄付等の財源を含め引き続き検討している。また、次の整備を行った。 ・白金キャンパスにおいてテニスコートを整備し教職員の福利厚生支援の充実を図った。 ・駒場Ⅰキャンパスのラグビー場について人工芝による改修整備を行い、学生へのサービスの充実を図った。	
【60】 ・多様な学生が集団生活を通して互いに人間的成長を遂げるという教育的視点から、また、経済的に恵まれない学生や外国人留学生の経済的支援のため、学生寮を効率性に留意しつつ維持・整備する。	【60】 ・学生宿舎のあり方について引き続き検討する。	「本部共通施設運営委員会」において、今後の学生宿舎の管理・運営等について検討を開始し、追分学寮整備計画等検討ワーキング・グループにより「東京大学追分学寮整備計画報告書（案）」をまとめた。なお、工学系研究科では、留学生のためのアパート借上げを補助するなどの新たな試みを行っている。	
○　バリアフリー環境の実現に関する具体的方策	○　バリアフリー環境の実現		
【61】 ・障害を持つ学生に対する情報保障、交通・移動の保障のため、人的サポート（バリアフリー要員等）と相談体制を構築する。設備・機器によるバリアフリー支援も併せて実施する。	【61】 ・障害をもつ学生に対する支援を着実に実施する。 ・バリアフリー・モニター会議を開いてサービスの利用者の意見を聞く。	障害をもつ学生に対する支援の実施に当たっては、障害をもつ学生及び支援を担当する学部の支援実施担当者と頻繁に打ち合わせを行い、一人ひとりの障害に応じた支援を着実に行った。加えて、機器の有効活用などによる、より質の高い支援策の検討を行った。 平成 17 年 5 月に開催した「バリアフリー・モニター会議」では、障害をもつ学生及び教職員からバリアフリー支援室に対する要望が数多く寄せられ、重要性の高いものから順次対応を行い、完了した。	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
2　研究に関する目標
（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	**●　研究の体系化と継承を尊重しつつ、萌芽的・先端的研究、未踏の研究分野の開拓、あるいは新たな学の融合に積極的に取り組み、世界を視野に置いたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。** **●　研究成果を積極的に社会に還元・応用・活用する。** **●　多様にして自主的かつ創造的な研究活動を尊び、高度な研究を追求し、その研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。**

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　目指すべき研究の方向性 【62】 ・本学は我が国最大規模の総合大学であり、多数の部局（学部・研究科等、附置研究所、センター等）及び多数の研究科附属・附置研究所附属の施設から成る。学部・研究科等は、附置研究所や多数のセンター・施設等と有機的に連携して研究活動を行い、学術研究の活性化と卓越した研究者の育成を推し進める。	○　目指すべき研究の方向性 【62】 ・COE プログラム推進室の活動をよりきめ細かなものにして充実・強化する。	平成 16 年度に設置した「COE プログラム推進室」の活動が定着し、COE 拠点の様々な質問・要望に対応できるようになった。また、ホームページに英語版を追加し、国際的にも情報発信を行える体制を構築した。 また、COE プログラム推進室の活動をよりきめ細かなものにして充実・強化するため、室長が 28 の COE 拠点をすべて訪問し、研究内容、若手研究者の育成状況等についてインタビューを行い、拠点形成状況を詳細に把握した。その内容は逐次ホームページで公開し、各拠点の新しい試みなどに関する情報を学内で共有できるようにした。なお、この内容は、書籍（CD-ROM 付録）としても出版している。 http://www.u-tokyo.ac.jp/COE/index_j.html	
【63】 ・新しい研究計画を研究者や部局がボトムアップ的に提案し、学内においてピアレヴューを行って、大学として重点的な研究を総長を中心に決定し、当該研究を全学的に支援する体制を整備する。	【63】 ・より多くの総長裁量資金枠を確保した上で、さらに体系的な方法に基づいて申請ベースに基づいた資金配分を行う。	総長裁量資金枠として、総長裁量経費 7 億 500 万円、総長裁量定員 162 名を確保し、総長のイニシアティブによる教育研究事業を実施する体制を確立した。 特に研究面においては、先導的、独創的、学際的な研究を行うために、「領域創成プロジェクト」において、全学共通スペースの貸与、総長裁量枠教員の配分及び総長裁量研究資金の一時貸与を受ける制度を確立した。平成 17 年度は、12 の研究プロジェクトに対し、教員 9 名及び研究資金 2,000 万円を総長の裁量により配分した。	
【64】 ・附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通した高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。	【64】 ・本学の研究科・附置研究所の先端研究における連携を図り総合性を発揮する方途の一つとして附置研究所を核とした学内研究ネットワークについて検討を開始するとともに、先端研究を通じた社会貢献の程度を測る基準作りについて検討を開始する。	東京大学の研究科・附置研究所の連携を図るための学内研究ネットワークを担う横型組織を検討し平成 17 年度は生命科学分野を対象にした生命科学教育支援ネットワークを設けた。また科学技術振興調整費によ設置されたサステイナビリティ学連携研究機構でも環境をテーマにした学内外のネットワークを形成し先端研究を通じた社会貢献を図るための体制の整備を図った。なお、平成 18 年度には生命科学研究ネットワーク、地球観測データ統融合連携研究機構なども設置して体制整備に取り組んでいく。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【65】 ・従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。	【65】 ・研究課題採択がより合理的になるよう、採択基準の検討を開始する。また、論文以外の研究成果発表方法についても検討する。	国内からより幅広く課題公募できるよう公募の Web 化などの採択すべき環境等を検討するとともに、研究成果においても、動画なども使った Web による発表を取り入れ、一部実施した。 http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/daidai/frame.html	
【66】 ・センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。	【66】 ・全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。その成果を評価する基準作成について検討を開始する。	・全学センターの１つである大学総合教育研究センターにおいて、全学的な教育の情報化の取り組みである TREE（ Todai Redesigning Educational Environment）プロジェクトを支援するため、IT を効果的に応用した学習環境の創造に取り組みを行った。 ・全学センターにおける萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の成果について評価を行うべく、総長室総括委員会の下に全学センターを評価する専門委員会を設置し、センターの活動についての評価及び基準づくりを行う体制の整備を行った。	
【67】 ・政府など外部に対し積極的に働きかけ、研究資源を獲得する。獲得資源は総長裁量等に基づき適切に配分する。	【67】 ・大学委員会で各部局の提案を客観的に審査し、総長はこれをもとに優先順位を決めて資源の獲得に努め、獲得した資源を適切に配分する。	特別教育研究経費等の概算要求事項の決定にあたっては、各部局の教授、助教授、総数 40 名で構成された「大学委員会」において、各部局の提案に対する審査・順位付けを実施した。総長は、本委員会の審査結果を踏まえて、要求事項及び順位を決定し、運営費交付金等の資源の獲得に努めた。	
【68】 ・新しい分野について創造性と独創性に優れた先端的研究のための拠点の形成を図るとともに、領域横断的な学の融合と学際的協調により新たな学問領域の創成を図る。	【68】（【68】～【70】） ・新しい分野について独創性に優れた先端的研究のための拠点の形成を図る目的から、創造性と学際性に富んだプロジェクトを各部局から求め、総長裁量による専任の教職員の充当も行うことを内容とする領域創成プロジェクトによる研究を開始する。	総長室指定プロジェクト 1 件、学内公募によるプロジェクト 11 件の合計 12 件を領域創成プロジェクトとして 4 月からスタートさせた。また各プロジェクトの状況に応じて、教員 9 名及び総額 2,000 万円の資金を総長の裁量により配分した。	
【69】 ・学問の進展と社会の変化から生起する新たな課題に対しては、既存の学問領域と組織の枠組みを越えて先駆的・機動的・実践的に応え得る国際的な研究拠点の形成を図る。	【69】	（【68】参照）	
【70】 ・学内外に開放された共同研究プロジェクトを全学的体制により支援するとともに、競争的研究資金による研究活動の支援を積極的に行う。	【70】	（【68】参照）	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　成果の社会への還元に関する具体的方策	○　研究成果の社会への還元		
【71】 ・豊かな伝統文化の継承・発展を促進する学術活動の意義について一般社会の理解を促進するために情報発信･広報活動を展開する。	【71】 ・本学の基礎研究と学術活動に関する一般社会への情報発信をいっそう強化するため、学外向け広報メディアの充実を進めるとともに、より戦略的な広報活動についても検討を開始する。	教育研究等の積極的な情報発信強化のため、ホームページを充実させ、トップページの更新頻度を高めるとともに、学内で行われる各種イベント、シンポジウムの情報や、研究成果、記者発表等の情報をリアルタイムで掲載し、一般社会への情報発信を強化した。また、本部各担当部署におけるホームページの直接更新を可能とし、利便性を向上させた。 新たに各部局の事務系職員からなる広報事務担当者事務連絡会を立ち上げ、全学的な情報共有、情報発信体制を強化した。また、編集等の専門家を外部から１名採用し、学内外広報誌を刷新するなど、学内外向け広報メディアの充実を図った。	
【72】 ・産業界との連携を推進する体制を整備する。	【72】（【72】～【73】） ・産学連携本部において、産学連携研究推進部、事業化推進部の活動を推進し、産業界との連携を促進する。	産学連携研究推進部に産業界から特任教員2名を採用し、産学連携協議会活動及び新たな共同研究スキームである「Proprius21」の推進を図った。産学連携研究推進部における産学連携の取り組みにより､産学連携協議会会員数が340社から507社へと着実に増加したほか、分科会及びフォーラム（6回）の開催を通じて、今後の具体的共同研究のコアとなるいくつかの研究グループが誕生するなど、産業界との連携が促進された。 また、企業への情報発信のため UCR（University Corporation Relations）ホットラインを構築し、定期的にメールマガジンを発信している。 参考「Proprius21」http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/proprius21/index.html	
【73】 ・研究成果の社会への直接的な貢献に加え、社会への情報発信・サービス提供、企業等との関係強化に力を入れ、研究成果を積極的に還元していく。	【73】	（【72】参照）	
【74】 ・社会と連携する研究を基礎研究に反映させることに努めるとともに、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かす。	【74】 ・社会と連携する研究を基礎研究に反映させることに努めるとともに、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かす方策の検討を進める。	産学連携本部において東京大学産学連携協議会の一環として「科学技術及び社会システムに関する分科会」を立ち上げ、それらの事業として交流フォーラムを計 6 回開催し、大学の研究者と企業研究者等との交流の場を設けた。 また、人材育成・人材交流の面では、大学院学生に対するインターシップの推進として、文部科学省より採択された「革新的インターンシップモデルの構築と実践」を始動した。	
【75】 ・寄付講座、寄付研究部門の設置を積極的に支援する。また、外部機関との連携及び外部資金の活用による研究（共同研究、受託研究、奨学寄付金）、情報発信・広報、啓蒙活動、研究成果の公開を積極的に促進する。	【75】 ・産学連携本部において、受託研究、共同研究契約のマニュアルを整備し、全学的な運用を推進する。	平成 16 年度に部局事務担当者向けに開催した受託研究、共同研究契約に関する説明会において出された質問や要望をもとに、冊子体の解説書として、「共同研究契約書条文解説」を作成し、各部局に配布し、全学的に運用できるようにした。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【76】 ・オープンラボラトリー型研究組織を構築し、多様化している社会連携研究プロジェクトの研究拠点を学内外に立地する事業に積極的に対応する。	【76】 ・駒場オープンラボラトリーをはじめとするオープンラボラトリー型研究組織の運用と実施をさらに強化する。	駒場オープンラボラトリーの運用を着実に行い、その成果について学会等で公表を行った。また本郷などにおいても拠点となるべく事業（東京大学ベンチャープラザ（仮称））について着手した。	
○　研究の水準･成果の検証に関する具体的方策	○　研究の水準・成果の検証		
【77】 ・研究の基本計画・評価・運営等に係わる事項について、部局ごとの様々な諮問事項を掲げての自主的な第三者評価（外部評価）を推し進め、研究の水準向上への反映に努める。	【77】 ・部局等は、適切な時期に研究に関する自己点検を行う。	平成 17 年度については、18 部局が自己点検を行い、その結果をとりまとめた。 また、大学院理学系研究科、大学院薬学系研究科、大学院総合文化研究科、大学院情報学環・学際情報学府、地震研究所及び物性研究所では、第三者評価を実施し、教育研究への反映に努めた。	
【78】 ・研究活動の全学的及び部局単位の自己点検活動並びにその公表に努めることにより、研究内容に関連した社会のニーズの把握や成果の検証に資する。	【78】 ・部局等の研究に関する自己点検の結果の概要を全学的にとりまとめ、公表する。	部局等における研究成果の検証等に資するために、評価支援室では、部局等が実施した自己点検の状況とその結果の概要をとりまとめ、ウェブサイト上で公表した。 http://www.u-tokyo.ac.jp/index/d05_j.html なお、大学総合教育研究センターでは、各大学及び東京大学の部局の自己点検・評価報告書を収集しており、これらをリストとして整理しウェブサイト上で公開した。 http://www.he.u-tokyo.ac.jp/date/index.html	
【79】 ・部局の実態に鑑み、研究領域に応じた評価方法の確立を目指す。	【79】 ・部局等の個性に応じた自己点検の支援策を講じる。	研究教育活動の評価に資するため設計した「東京大学標準実績データベース」を、部局の要望に基づき、その個性に応じた機能等を追加し、更に充実させた。	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
2　研究に関する目標
（2）研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	**●　各部局での教員人事を基本とし、必要に応じて総長裁量資源を活用することで、適正かつ機動的な教員配置に努め、若手研究者の確保・育成と内外研究機関との人事交流を促進する。** **●　研究資金を有効に配分するシステムを構築する。** **●　研究施設・設備備品等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。** **●　知的財産の創出、取得、管理、活用に関する組織作りと運用を行う。** **●　研究活動の大学全体及び部局単位の外部評価、自己点検の適正な実施を図る。** **●　学内外での横断的な共同研究を活性化する。** **●　中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進していく。**

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　適切な教員配置に関する具体的方策	○　適切な教員配置		
【80】 ・「Ⅱ－3　教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に基づくことを原則とする。新規分野の創成や既存分野の更新等については、委員会等の検討に基づき、総長が裁量資源の配分を実施する。教員ポストの総長裁量枠を全学合計で 200 名分確保する。	【80】（【80】～【81】） ・全学合計で 160 名分の教員の総長裁量枠を確保し、委員会等の検討に基づいて配分を実施し、新分野の創成並びに既存分野の更新を図る。	教員人事に関しては、部局ごとの運用を基本とするが、総長裁量の時限採用可能数については、部局と調整のうえ実施することとし、年度当初に、162 名の総長裁量時限採用可能数とした。この教員の総長裁量枠については、大学委員会における審議を経て、総長裁量による新規分野の創成及び既存分野の更新に必要な部門への配分に充てた。また、平成 18 年度当初に総長裁量の教職員の配分をするための準備を行った。	
【81】 ・教員人事に関しては部局ごとの運用を基本とする。	【81】	（【80】参照）	
【82】 ・若手研究者を育成するために、ポストドクトラル・フェローシップの充実を図る。また、優秀な大学院学生の経済的基盤の保証・教育機会の付与のため、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント（RA）等の制度を充実する。さらに、高度な技術を担う職員の確保・養成に努める。 これらのための資源確保の意味を含めて、外部資金の獲得に一層努力する。	【82】 ・高度な技術を担う職員の確保・養成のための具体的方策について検討する。	・21 世紀 COE プログラムを利用して、リサーチ・アシスタント（RA）の充実を図った。また、若手研究者の育成のため、文部科学省からの調査依頼に基づき、平成 17 年度も引き続きポストドクトラル・フェローシップの現状調査及び RA の雇用実績調査を実施し、若手研究者を育成するための具体的な方策の検討に資するための資料を作成した。 ・高度な専門的知識や技術を必要とする業務について、試験制度によらない選考採用を実施した。（【156】参照） ・技術職員を対象に平成 17 年度は、「分子医科学」、「化学技術」、「樹木医学」及び「極限環境の生成及び測定技術」の技術系研修を実施した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【83】 ・若手研究者をより柔軟に受け入れ、国際性を高めるため、外国人研究員も含めた客員研究員制度を一層整備する。また、他の大学・研究機関との人事交流を促進するため、他機関の研究者を受け入れる弾力的ポストの運用を図る。	【83】 ・外国人研究員の受け入れ手続きを改善する。	招へい研究員の履歴書の提出のとりやめや個々の招へい計画に対する決定通知の廃止等により、本部と部局を往復する書類の種類、提出回数を大幅に減らし、外国人研究員の受け入れ手続きの簡素化を図った。また、平成 16 年度は、個々の招へい計画に基づき、毎月必要予算額を詳細に計算して配分を行った上で、さらに年度末に予算調整を行っていたが、平成 17 年度は、原則、年度当初配分、9 月及び年度末の調整に省略し、事務手続きの簡素化を図った。	
【84】 ・教員の研究活性を高めるために、一定の資格を有する教員からの申し出により、一定期間、管理・教育任務を免除し、研究の任務に専念できるようにする。	【84】 ・サバティカル研修に関する規程の運用状況を調査する。	平成 16 年度に制定した「東京大学教員のサバティカル研修に関する規程」の運用状況を把握するために、教授及び助教授についてサバティカル研修取得状況を調査した。平成 17 年度については、16 名がサバティカル研修を取得した。	
○　研究資金の配分システムに関する具体的方策	○　研究資金の配分システム		
【85】 ・組織運営の基盤となる研究資金については、安定性や恒常性に十分配慮する。	【85】 ・前年度実績を踏まえた、外部資金間接経費の全学教育研究資金、及び部局配分への振り分け作業を行う上での原則に基づき配分を行う。	前年度実績を踏まえた、補助金の間接経費について、全学教育研究資金及び部局配分への振り分け作業を行う上での原則（全学に 2/3、部局に 1/3）に基づき、上半期の配分を実施した。 更なる部局アクティビティーの向上、外部資金獲得へのインセンティブを考慮し、下半期から配分原則を改定（全学に 1/2、部局に 1/2）した。	
【86】 ・総長裁量資源を確保し、先端的・学際的研究領域の発展を図るための全学的な研究環境の整備等に重点的に配分する。	【86】 ・共同研究、受託研究、奨学寄附金の 10%に当たる額を全学教育研究資金の財源の一部とし、先端的・学際的研究領域などに重点的に配分する。	外部資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究施設等の整備充実を図るために、平成 17 年度から、共同研究費、受託研究費及び寄付金の 10%に当たる額を「研究支援経費」として確保する制度を導入した。研究支援経費の 1/2（約 15 億円）は受入部局に配分し、残りの 1/2 は全学教育研究資金の財源の一部として充当し、バリアフリー対策・学術研究活動等奨励事業などの全学的な研究環境の整備等に約 29 億円を配分した。	
○　研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策	○　研究に必要な設備等の活用・整備		
【87】 ・既存の建物・設備管理体制の見直しを図り、全学的視野に立って無駄を抑制する管理システムの構築を目指す。また、全学の経営的観点から研究施設の再配分を行うことも検討する。その一環として、設備備品等に関する全学的データベース作りを進め、研究施設・設備備品、情報基盤施設等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。	【87】 ・施設等の有効活用に関する指針に基づき、施設の運用規則の制定を進める。また、設備備品等に関する全学的データベースの構築に着手する。	施設等の有効活用に関する指針に基づき、「共同利用スペースの確保に関する細則」、「共同利用スペースの管理・運営実施細則」、「施設等の有効活用に関する点検・評価実施細則」を策定し、効率的利用や共同利用のためのスペース確保を図った。 なお、共同利用可能な設備については、一元的な共同利用体制の導入の検討とあわせ、全学的データベースの構築を進めていくこととした。（【94】、【183】、【209】参照）	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【88】 ・全学合計で 10,000 平米の共用研究スペースを確保し、重点的研究プロジェクトに対して優先的に使用させる。	【88】 ・(本郷）総合研究棟(工学系)、(駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリーを完成し、それぞれ1,200 ㎡、4,000 ㎡の共用研究スペースを本年度確保する。そのスペースは、弾力的、流動的に利用可能な「教育研究の一層の活性化を促す空間」として創出する。	（本郷）総合研究棟（工学系)、（駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリーが完成し、それぞれの研究棟内に 1,200 ㎡、4,000 ㎡の共用研究スペースを確保し、教育研究の活性化を促す空間として創出した。	
【89】 ・本学の所蔵する学術的に貴重な物品・図書・史料が、良好な保全・管理状態に置かれるように努める。	【89】 ・附属図書館・総合研究博物館・史料編纂所などにおける資史料・標本の保全及び管理は、専門研究者の知識と技能を活用し、デジタル技術によるデータベースやアーカイブなども視野に入れつつ、行う。また、文化財史料について、保存・活用のための適切な修復を行う。	（附属図書館） 附属図書館の鴎外文庫プロジェクトでは、これまで一般図書と混排されていた森鴎外旧蔵図書約 18,000 冊を別置し、管理状態の見直し、オンライン所蔵目録の作成、書入れの悉皆調査、画像データベースの構築を進めた。これにより、洋書 3,000 冊と和書 6,000 冊が OPAC に搭載され、書入本の一部（100 タイトル）を画像データベースとして公開した。 http://rarebook.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/ogai/index.html （総合研究博物館） 総合研究博物館では、データベース科研費で 25,000 件の標本をデータベース化した。更に館内のプロジェクト経費により恒常的に標本の保全に関わる諸業務を遂行するとともに更なるデータベース化を図り、学内外の研究者に寄与している。 http://www.um.u-tokyo.ac.jp （史料編纂所） 史料編纂所では、重要文化財を含む所蔵資料の点検、修補(平成 16 年度に引き続き、重要文化財「実隆公記」等)、デジタル化を行うとともに、空調設備の改修等、保存環境の維持、改善を行った。	
○　知的財産の創出、取得、管理、活用に関する具体的方策	○　知的財産の創出、取得、管理、活用		
【90】 ・研究成果の社会への還元を目的として、知的財産本部機能を包含した全学的な産学官連携支援組織を整備する。	【90】 ・知的財産部の活動を推進し、知的財産の有効活用を図る。	知的財産部では、技術移転事業者である（株）東京大学 TLO（承認 TLO）等との密な連携の下に、大学帰属特許等のライセンス活動を積極的に推進し、平成 17 年度末までに大学帰属特許等のライセンスが 216 件に達した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【91】 ・基礎研究における知的基盤創成、応用展開研究における知的資産構築を促進する。	【91】 ・シンポジウム・セミナー等を開催し、知的資産構築を促進する。	知的財産構築の促進に向けて、学内への周知・啓発活動として毎月１回産学連携セミナーを開催した。また、学外向けの産学連携シンポジウムも開催し、大学の取り組みを幅広く開示した。	
○　研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策	○　研究活動の評価及び評価結果による質の向上		
【92】 ・研究水準の向上のために、自己点検・評価結果を研究の質の向上や研究実施体制へ反映させるための手法を検討する。	【92】 ・部局等や教員等の活動記録に関してフォーマットを統一した東京大学標準実績データベースを構築する。	研究教育活動の評価に資するため設計した「東京大学標準実績データベース」について、部局の要望に基づきその個性に応じた機能を追加するなど、システムの充実を図り、自己点検・評価等に向けた活用の促進を図った。	
【93】 ・組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関・産業界等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。	【93】 ・自己点検結果を用いた組織評価について、経営協議会などの場を活用し各方面の意見・助言を求める。	各部局における評価の状況を把握するために、各部局が実施した自己点検・評価結果を公表し、全学的な委員会等において評価に関する意見交換等を行った。	
○　全国共同研究、学内共同研究等の活性化に関する具体的方策	○　全国共同研究、学内共同研究等の活性化		
【94】 ・本学に設置されている附置研究所、全国共同利用研究施設、学内共同教育研究施設及び部局に附置されている研究施設については、適切なアカデミックプランに基づき、維持・充実を図り、先端的分野の共同研究の拠点としての機能発揮を図る。	【94】 ・研究施設における先端的分野の研究体制がさらに充実するように、その施策について検討する。	学内の大型研究設備について、そのデータを整理し、学内の利用状況について現況調査を行った。また、データを基に設備マスタープランを作成した。なお、共同利用可能な設備については、一元的な共同利用体制の導入の検討とあわせ、全学的データベースの構築を進めていくこととした。（【87】、【183】、【209】参照）	
【95】 ・全学的な観点から安全管理が必要な共同研究については、関連センターがそれを支援する。	【95】 ・共同研究等を行う学外者等に対する安全衛生管理の教育を行う。	共同研究等を行う学外者に対する安全衛生管理の教育として、環境安全本部のホームページにより公開しているテキスト及び安全管理教育マニュアルに基づいて当該部局、研究室において教育を行っている。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【96】 ・国際共同研究に全学的に取り組む。東京大学が全国の国際共同研究の中核として機能するために、必要に応じ研究センター等を設置し、研究支援体制を整備する。	【96】 ・AGS (Alliance for Global Sustainability) プロジェクト等を推進するとともに、必要に応じ研究センター等の設置を含め研究支援体制の整備を検討する。	AGS プロジェクトでは、メンバー大学間の取り組みとして、フラグシップ研究プロジェクトを実施することとなり、「エネルギー」については平成 17 年度から研究を開始し、「水・食糧」分野については東京大学が中心となって企画準備を開始した。また、国内の活動の一環で一般社会への働きかけ(Outreach) として、AGS の成果を紹介する公開のシンポジウムを開催した。 東京大学では中国、インドなどアジアのトップレベルの大学とのネットワーク構築によるアジアにおける Sustainability を追求することとなった。 また、AGS 活動の新たな展開として、サステイナビリティ学の創成を目指す、国内の大学の英知を集めたネットワーク型研究拠点「サステイナビリティ学連携研究機構」が科学技術振興調整費（戦略的研究拠点育成）において正式採択され、平成 18 年度から本格実施することになった。	
【97】 ・全国共同利用研究所においては全国共同利用システムの維持・充実を図る。	【97】 ・全国共同利用システムを充実させるために、研究課題の採択基準の検討を開始する。	（【65】参照）	
【98】 ・個々の研究領域に関しては、部局を核として共同研究を推進する。個々のプロジェクトの機動性・柔軟性を確保するために、プロジェクトを支援する全学的な機構を設置する。	【98】 ・COE プログラム推進室において、採択されたプロジェクト相互の連携を図る。	COE プログラム推進室では、「21 世紀 COE プログラム推進委員会」を開催し、拠点リーダー間で情報や意見の交換を行った。拠点内の研究・教育について情報や意見の交換を行ったことは、各拠点において他の拠点の手法を取り入れるのに大いに役立ち、相乗効果があった。国際インターンシップ、英語教育等において、特に相互連携の効果があった。	
【99】 ・学内共同研究に関しては、総長裁量に基づき、支援する仕組みを検討する。	【99】 ・柏地区総合研究棟において領域創成プロジェクトによる研究を開始する。	（【68】参照）	
○　中核的研究施設、設備の整備に関する具体的方策	○　中核的研究施設、設備の整備		
【100】 ・学内共同利用や全国共同利用（附置研究所等に適用）などの形態で、中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進する。	【100】 ・学内共同利用・全国共同利用を含め、中核的研究施設の設置・整備が積極的に推進されるよう、東京大学として特に重点を置くべき萌芽的・学際的研究分野・領域について引き続き検討する。	・先導的な研究を展開し、社会・産業基盤をささえ世界をリードする研究開発の効率的推進を図るため、多くの分野に関連する基盤的分野である空間情報科学の研究を推進する「空間情報科学研究センター」を平成 18 年度からの全国共同利用機関化に向け準備を図った。 ・全学的部局横断の教育研究組織として「サステイナビリティ学連携研究機構」、「生命科学教育支援ネットワーク」を設置した。 ・総括プロジェクト機構に「領域創成・学術統合化プロジェクト研究部門」を設置した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　全国連携･国際連携の拠点となる研究施設の整備に関する具体的方策	○　全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備		
【101】 ･附置研究所､全国共同利用施設､学内共同教育研究施設等を中心として､全国規模･国際規模での連携研究のための拠点を学内に整備する。	【101】 ・附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等を中心とした、全国規模・国際規模での連携研究のための拠点整備について検討する。	【96】記述の AGS 活動の展開として、科学技術振興調整費 （戦略的研究拠点育成）が採択され、サステイナビリティ学の創成を目指す、国内の大学の英知を集めたネットワーク型研究拠点「サステイナビリティ学連携研究機構」を構築することとなり、国際規模の研究を前提とした連携を（東京大学を含む）国内９大学・機関で実施することとなった。	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
3　その他の目標
（1）社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	●　授業や研究成果、資料情報データベース、文化財等の公開を積極的に進め、社会に対する知的貢献を推進する。 ●　社会的ニーズに呼応した産学官連携システムを構築し、知的資源の社会への還元を強化する。 ●　国際交流を拡大し、世界に開かれた大学を目指す。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策	○　地域社会等との連携・協力、社会サービス等		
【102】 ・オープンキャンパス、公開講座、公開シンポジウム、フォーラム等を実施する。	【102】 ・オープンキャンパスの質をいっそう高めるとともに、公開講座、公開シンポジウム、フォーラムなどを着実に実施する。	オープンキャンパスは、8 月 2 日（火）、3 日（水）に開催し、従来の学部見学コースを 2 コースに増やすとともに、自由見学施設も増やした。参加者は平成 16 年度 1,663 名から平成 17 年度 2,414 名と大幅に増加した。また、公開講座、公開シンポジウム、フォーラムなども実施した。 また平成16年度から、東京大学学生がツアーガイドとなり、高校生や一般の方を対象に本郷キャンパスの名所旧跡を案内するキャンパスツアーの充実を図り、平成16年度の参加者数約870名に対し、平成17年度の参加者を約2,300名に増大させた。	
【103】 ・本学の所蔵する物品・図書・史料の公開や博物館等への貸出を積極的に進める。	【103】 （附属図書館） 充実した特別展示や講演会を行う。 （総合研究博物館） 充実した展示を行う。 （史料編纂所） 所蔵する貴重史料の展覧会への出陳などを通して、所蔵する史料の公開、学術利用を推進する。 （自然科学博物館・美術博物館） 駒場キャンパスの自然科学博物館と美術博物館を「駒場博物館」に統合し、積極的に活動を行う。	東京大学では、以下の展覧会等を開催し、好評を得た。 （附属図書館） 附属図書館特別展示「東大黎明期の学生たち－民約論と進化論のはざまで－」(11 月 16～30 日)を総合図書館 3 階ロビーにて開催した。本特別展示には、前年度の 2 倍以上の計 1,700 名の入場があった。また同時に「競争社会の開幕と東大黎明期の学生たち」と題して、記念講演会も実施した。 http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/tenjikai/tenjikai2005/index.html （総合研究博物館） 総合研究博物館では平成 17 年度において、 ①　「メディアとしての建築」展と「蒙古高原への旅」展では、同時開催で入館者数 9,800 名 ②　「関野貞アジア踏査」展と「ヒューマン・イメージ」展では、同時開催で入館者数 12,000 名 ③　東京大学の発掘調査の成果を展示した「ディオニュソスとペプロフォロス」展と「ウニの分類学」展では、同時開催で入館者 9,000 名 ④　平成 18 年度まで引き続き開催の「アフリカの骨・縄文の骨」展が年度末までに 11,000 名 を記録した。 また、小石川分館では、	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
		①　特別展示「グローバル・スーク」展では入館者数 4,200 名 ②　「学術標本の宇宙誌Ⅱ」展では入館者数 9,000 名 を記録した。いずれもマスコミに取り上げられ、来館者の賞賛を浴びた。 さらに、巡回展として、 ①　「ニュートリノ」展（7 月 23 日～8 月 7 日：文京区シビックセンター、11 月 5 日～12 月 11 日：明石市立天文科学館） ②　「石の記憶」展（7 月 2 日～8 月 7 日：和歌山県立博物館、8 月 26 日～31 日：タワーホール船堀） ③　「東京の昆虫たち」展（4 月 16 日～5 月 15 日：多摩六都科学館、6 月 18 日～26 日：墨田区役所、7 月 20 日～8 月 31 日：東京都井の頭自然文化園） をそれぞれ開催した。 この他、文京区との連携により区の中学校の余裕教室を利用してニュートリノを常設展示し、小中学生の理科教育への啓発を図った。加えて、東大病院内こだま分教室において博物館の教員が標本を持参して出前授業を行った。また、エチオピア国立博物館と国際交流協定を結んだ。 http://www.um.u-tokyo.ac.jp （史料編纂所） 史料編纂所では、所蔵史料のネットワークオープンを引き続き展開するとともに、「国宝・重文名品展」と題して、国宝 10 点、重文 13 点、他史料 20 点からなる第 34 回史料展覧会を開催(11 月 18 日～19 日)し、好評を得た（入場者数 1,869 名)。また、日本学術振興会「平成 17 年度研究成果の社会還元・普及事業」に参加し「史料からみる日本の歴史」を開催し、高校生・引率教員等を併せて 39 名が、国宝島津家文書(刀狩令)、倭寇図巻などの史料を見ながら、講演・講義、フリートーキングを行った。 http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/index-j.html （駒場博物館） 駒場キャンパスの自然科学博物館と美術博物館を「駒場博物館」に統合し以下の活動を行った。 ①　「王朝貴族の装束展－衣服をとおしてみる文化の国風化」(5 月 17 日～6 月 12 日開催／史料編纂所との共催) 主催:美術博物館　総入館者数 3,441 名 ②　「錯覚展―心の働きにせまる不思議な世界」(7 月 16 日～9 月 19 日開催) 主催:自然科学博物館・COE「心とことば」　総入館者数 11,025 名 ③　「form_raum_idee デッサウのバウハウスとハレのブルク・ギービヒェンシュタイン美術デザイン大学、世界の現代デザインを切り開いた二つの美学校」(10 月 29 日～12 月 9 日開催)　総入館者数 4,143 名 美術博物館・自然科学博物館合同企画・駒場博物館の全ての展示室を使用して開催した。 美術博物館　http://tdgl.c.u-tokyo.ac.jp/~bihaku/ 自然科学博物館　http://tdgl.c.u-tokyo.ac.jp/~bihaku/nature.htm	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【104】 ・図書館においては、外国雑誌センター館を含めた文献収集・提供の拠点機能を維持し、国内外の図書館との文献複写や図書の貸借などの相互協力等を通じて、国内外の学術コミュニティとの連携をより積極的に進める。	【104】 ・文部科学省の「農学系外国雑誌センター館」の指定を受けて、農学生命科学図書館が文献提供の拠点機能を維持する。 ・柏図書館から e- DDS による文献複写サービス及びノートパソコンの貸出を開始する。	農学生命科学図書館では、農学生命科学系の国内未収集の外国学術雑誌等を体系的・網羅的に収集・整理し、国内外研究者等を対象に文献複写などによる情報提供サービスを実施した。また、各センター館と連携し、ホームページの内容の充実（全センター館の新規購入予定誌リスト、定期的な活動報告の掲載など）を図り、情報発信機能を強化した。 http://wwwsoc.nii.ac.jp/ncop/ ・柏図書館では、e-DDS と自動化書庫の連携により、文献を電子的に学生・教員の手元にまで届けるサービスを開始した。また、ノートパソコンの貸出サービスを開始した。	
○　産学官連携の推進に関する具体的方策	○　産学官連携の推進		
【105】 ・産業界との連携を推進する体制を整備する。	【105】 ・産学連携本部や産学連携協議会の活動の推進を図る。	産学連携本部が文部科学省の「スーパー産学官連携本部」に選定され、産業界から特任教員 2 名を採用したこと等により、諸活動のアクティビティーが向上した。また、産学連携協議会の実質的な活動が開始され、UCR（University Corporation Relations）ホットラインを通して参加企業への定期的に情報発信している。	
【106】 ・研究成果の移転・活用のため、教職員の企業役員兼業を認めるとともに、起業資金の円滑な確保を支援する。	【106】 ・研究成果の移転・活用のため、利益相反に十分配慮しつつ、『東京大学教職員兼業規程』『東京大学教員営利企業役員等兼業・勤務時間内兼業審査委員会規則』の活用を図る。	研究成果の移転・活用に向けて、兼業の申請手続き等についての周知・利便性を図るため、「東京大学教職員兼業規程」等に基づく「兼業許可・申請手続き」についてのホームページを開設し、兼業の種類、兼業規程等の関係資料、申請様式に加え、兼業申請 Q&A を作成し掲載した。 http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/gakunai/per/per1/kengyo/index.html	
【107】 ・行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に学問的視点から寄与する。	【107】 ・行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に、個々の教員のみならず制度的に関与する仕組みについて調査検討する。	総長室の下に第 3 期科学技術政策検討 WG を立ち上げ、総合科学技術会議基本政策専門調査会の専門委員である総長を補佐した。	
○　教育研究における国際交流の拡大に関する具体的方策	○　教育研究における国際交流の拡大		
【108】 ・総合的で合理的な国際交流の体制作りを促進するために国際交流の企画と推進を担う組織を整備するとともに、部局の国際交流室・留学生室の整備・拡充、外国の大学との研究者・学生の交流制度の充実等を推進する。	【108】 ・平成 16 年度に設置した国際企画室の組織体制を強化する。	・文部科学省が実施する平成 17 年度大学国際戦略本部強化事業に応募し、採択された。これにより、国際企画室から国際連携本部に制度化を図り、強化した。 ・国際連携本部には、国際企画部（国際化推進長期構想策定のための調査・評価・立案等を行う）、国際支援部（国際研究ネットワーク形成のための活動を行う）、IO (ｲﾝﾀﾅｼｮﾅﾙ･ｵﾌｨｽ)統括部（学内の国際的環境整備を行う）の 3 つの部と、AGS（Alliance for Global Sustainability）推進室及び ASNET（Asian Studies NETwork）推進室の 2 つの室を置いた。 ・また、国際連携本部の管理運営に関する審議をするために、国内外からの委員からなる「国際連携運営諮問委員会」を設置し、11 月 7 日に第 1 回委員会を、3 月 15 日に第 2 回委員会を開催した。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【109】 ・国際共同研究の支援、国際会議・国際シンポジウム・研究集会の開催、大型研究グラントによる国際的研究拠点の形成、国際的な学術関連団体・組織・機関への人的貢献等を積極的に行う。	【109】 ・AGS（Alliance for Global Sustainability）やCCC（東アジア四大学フォーラム）の活動を軸として、海外での国際サマースクールの実施やフォーラムへの参加を通じ、アジア地域の大学・機関に対しても連携を広げる。また、スイス連邦工科大学創立150周年記念コロキウムの東京での開催に協力する。	「サステイナビリティ学連携研究機構(IR3S)」では、平成18年2月に東アジア研究型大学連合及び日本経済新聞社と共催で、国際シンポジウム「サステイナビリティ学が拓く地球と文明の未来」を開催した。 ・AGSに関連した国際会議を研究・教育分野で次のとおり開催した。 ①Technical Meetingは、11月7日、8日、スウェーデンのChalmers工科大学で実施され、80名の参加者がエネルギーを中心としたテーマで議論した。東京大学からは、9名参加した。②年次総会は平成18年3月19日から22日まで東京大学が主催し、バンコクにて開催し、アジアの研究機関、企業などの参加を得た。③教育関係では、夏の学校 IPoS (Intensive Program of Sustainability)を平成16年度に引き続き、アジア工科大学（AIT）と共同して6月28日から7月9日まで開催した。学生の参加総数は24名で、東京大学から9名（日本人6名）が参加した。一方、平成12年より毎年スイスにおいてメンバーで大学共同で開催される夏の学校、YES (Youth Encounter on Sustainability)は7月9日から24日まで開催され、参加学生総数は38名で、東京大学から4名参加した。 ・東アジア四大学フォーラムが、平成17年10月28日に、韓国ソウルにて、ソウル大学、北京大学、ベトナム国家大学ハノイ校及び東京大学から各大学長をはじめ80名が参加して開催され、「東アジアにおける持続可能な発展」「4大学の役割」について議論を交わした。 ・AEARU(東アジア研究型大学協会)学生キャンプ(General：香港科学技術大学開催、Topical：清華大学開催)の公募を行い、前者は2名の派遣枠に対して5名、後者は4名の派遣枠に対して6名の応募があり、AEARU・APRU選考委員会で選考し、派遣者を決定した。キャンプは、香港科技大が7月24日～30日、清華大学が8月15日～21日に行われた。 ・APRU（環太平洋大学協会）博士課程学生会議（オレゴン大学開催）の公募を行い、1名の派遣枠に対し2名の応募があり、AEARU・APRU選考委員会で選考し、派遣者を決定した。会議は、8月7日～12日に開催された。 ・平成18年1月にオーストラリア国立大学、スイス連邦工科大学チューリッヒ、シンガポール国立大学、北京大学、カリフォルニア大学バークレー校、ケンブリッジ大学、コペンハーゲン大学、オックスフォード大学、イェール大学、東京大学の計10大学からなる、共同研究、研究者交流、学生交流等を目的としたIARU(国際研究型大学連合)に加盟した。 ・スイス連邦工科大学（ETH）創立150周年記念コロキウム開催に協力し、6月9日から11日までの会議の中、9日に東京大学本郷キャンパスでコロキアム運営を行った。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【110】 ・外国人留学生や外国人研究者の受入れ組織の充実・サービス体制の強化、専門教職員の適切な配置を行う。	【110】 ・留学生に対する就職支援活動を着実に実施する。 ・オンラインを利用した日本語学習支援システムなど、留学生の多様なニーズに対応できる日本語教育の可能性を引き続き検討する。	・（留学生に対する就職支援活動については【53】参照） ・留学生センターの教育実績をもとに、同センターの設計による東京大学にふさわしい日本語教育のコンテンツを web 上で提供し、留学生（及び渡日前の留学内定者）を広く益することを図る「e ラーニングによる留学生の日本語学習支援」の実施に向けて、同センターで本格的な検討に着手、構想の第一歩を固めた。 これに関連して部外の専門家の助言も得つつ、また本事業に必要な予算については、外部資金（平成 17 年度から平成 19 年度で 3,000 万円）の獲得や学内の事業経費の予算化により、数年以内の実現を目指す。	
【111】 ・国際交流拠点として海外リエゾンオフィスの整備・充実を図る。	【111】 ・北京に開設した「東京大学北京リエゾンオフィス」の体制を整備する。	平成 17 年 4 月 13 日に北京市に正式に登記して、北京市朝陽区に「東京大学北京代表所」を開設した。4 月 27 日には、北京市新世紀飯店において、開所式を開催した。 教員１名、職員２名が東京大学から派遣され、事務所としての体裁も整い、以下の 4 つの目標のもとに、東京大学と中国の研究機関とのワンストップ・サービスの場とし活動している。 ①中国の著名大学・研究機関との全学的な学術交流の促進 ②中国における産学官連携の推進 ③優秀な中国の学生の受入と、中国の著名な大学への学生の派遣の推進 ④中国における東京大学同窓会の活動支援	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
3　その他の目標
（2）附属病院に関する目標

中期目標	**●　附属病院の診療・経営基盤を強化するとともに、経営の効率化と医療サービスの向上を目指した組織・業務の改善を図る。** **●　良質な医療人養成を目指す。** **●　研究成果の診療への反映及び先端的医療の導入を推進する。** **●　医療従事者等の適切な配置を目指す。**

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　診療・経営基盤の強化、組織･業務の改善に関する具体的方策	○　診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善		
【112】 ･運営組織を強化するために、病院長のリーダーシップが一層発揮できる仕組みを整える。	【112】 ･執行部のもとで診療運営組織と運営支援組織とが有機的に連携し、病院長のリーダーシップが発揮できるような病院運営を推進する。	ビジネスランチ形式で毎週月曜日に開催される執行部会において、診療支援各部門からの懸案事項の提出と状況報告を実施し、診療運営組織と運営支援組織との有機的な連携を図っている。病院長のリーダーシップのもとで、入院・外来・研修・安全・経営等の病院情報をシェアし協議決定している。このことにより診療支援各部門が共通認識を図った上で病院マネジメントが進められている。また、院内への方針周知も執行諮問幹事会・執行諮問会議といった診療組織単位での徹底と、機能別診療支援組織を通じた徹底とにより、縦横両方向から有機的に連携がなされている。	
【113】 ･医療情報提供サービス向上の観点から、ホームページ等を用いて､診療実績に関する情報の公開及び先進的医療サービス内容の情報提供を推進する。	【113】 ･診療実績や先進的医療サービスについて、積極的な広報活動を推進する。	ホームページを通じた診療実績の開示や、雑誌などのアンケートの回答などにより、診療実績の開示を積極的に行っている。その他、プレスリリースの積極的配布、記者説明会の開催、記者向け勉強会の開催、病院紹介 DVD の作成・配布、医療関連テレビドラマへの協力（医療監修等）、メールマガジンの発行等のさまざまな施策を通じて、積極的な広報活動を実行している。	
【114】 ･一般病院では行われ難い医療への取組みを継続して行う。	【114】 ･入院診療運営部・外来診療運営部・中央診療運営部が連携して、一般病院では行われ難い難病治療や先端治療への取組みを継続して行う。	入院診療運営部・外来診療運営部・中央診療運営部が連携して、一般病院では行われ難い重症患者や合併症の多い患者、高難易度手術などを多数手がけるとともに、肝臓移植などの先端治療の取り組みを積極的に継続して行っている。	
【115】 ･新しい診断法、治療法の開発や臨床応用を推進する。	【115】 ･新しい診断法、治療法の開発や臨床応用の推進を図る。	新しい診断法、治療法の開発や臨床応用の推進を図るべく、附属病院内で統一したガイドラインやルールの作成を進めた。その一環として、第 1 回の 22 世紀医療センターシンポジウムを開催した。また、附属病院として、平成 17 年度研究推進経費を獲得して、研究を進めている。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【116】 ・経営の効率化を図るために、医療・経営の情報管理・分析を強化する。	【116】 ・医療・経営の情報管理・分析の強化を図る。	医療・経営の情報管理・分析の強化を図るため、経営戦略課を創設し、経営情報の一元的管理と、DPC（Diagnosis Procedure Combination：診断郡分類）に対応した新たな分析手法を導入している。また。診療支援組織である企画経営部の基盤を強化して、多くの増収策を企画・提案して実施するまで院内組織の意見調整と外部との交渉を行い、増収面での成果を得た。	
【117】 ・医療の質の評価と向上及び危機管理体制を強化する。	【117】 ・医療の質の評価と向上及び危機管理体制の強化を図る。	医療の質の向上に向け、平成 17 年 11 月に医療の質・安全・患者満足度に関する全国調査を行った。また、危機管理執行部会を定期的に開催するとともに、平成 17 年 12 月に病院長直轄の医療評価安全研修部のもとに感染対策センターを設置し、危機管理体制の強化を図った。	
○　良質な医療人養成のための具体的方策	○　良質な医療人養成		
【118】 ・診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）の充実、小人数実習等による臨床医学教育の充実、臨床医学・健康科学と連携した社会医学領域の教育の充実等に取り組む。	【118】 ・診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）や、小人数実習（問題基盤型学習、臨床診断実習等）による臨床医学教育の充実を推進する。	臨床医学教育の充実に向け、医学部 5、6 年生にはクリニカル・クラークシップや BSL（Bed Side Learning）等診療参加型臨床実習の充実を図り、4 年生には小人数を中心とする問題基盤型学習や診断学実習の更なる充実を図った。 また、臨床技能実習室を活用するなど、全学年を通して、参加型の臨床医学教育の充実を推進した。	
【119】 ・卒後臨床研修（初期・専門）体制の整備を図る。	【119】 ・卒後臨床研修体制の運用とその内容の充実を図る。	卒後臨床研修体制については、内科の総合運用、選択科目の多様性、地域医療の充実、研修医を Jr.リスクマネージャーに採用する等、新制度 2 年目に向けて更なる充実を図った。臨床研修機能評価の試行調査では研修内容や環境等に対する高い評価を得た。また国立大学病院としては唯一 3 年間定員を満たすなど高い評価を得ている。また、3 年目の専門研修プログラムについても充実を図り、160 を超すコースを用意するにいたった。なお、本プログラムについては多数の応募者があったが、各診療科と調整の上 69 名を採用した。	
【120】 ・医療従事者の生涯教育、専門医資格等の取得に必要な教育・研修体制を整備する。	【120】 ・医療従事者の生涯教育、専門医資格等の取得に必要な教育・研修体制の整備を推進する。	医療評価・安全・研究部では、病院の全教職員への能力開発・向上や生涯教育や資格等の取得に必要な研修会を開催すると同時に、新たに採用になった医師への研修会、研修医を対象とした結紮縫合等の実習、看護職員・技術職員・事務職員等それぞれの専門性を高める研修、BSL（Bed Side Learning：臨床実習）をはじめとする安全教育を中心とした研修・実習を実施した。	
○　研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策	○　研究成果の診療への反映や先端的医療の導入		
【121】 ・研究を活性化する組織的な体制作りと従来の医学系研究科の枠組みを超えた新しい研究分野の形成を推進する。	【121】 ・研究を活性化する組織的な体制作りを推進する。	平成 16 年度に設置した「教育研究支援部会」を定期的に開催し、当該部員等を通じて個人情報に関する調査、倫理委員会・総合研修センター共催による講演（科学者の不正行為と社会的責任)、科学研究費補助金の取扱いに関する説明会（文部科学省による講演会）等を実施した。また、先端医療開発研究組織としてトランスレーショナルリサーチセンターの設立準備を行った。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
【122】 ・附置研究所附属病院は、医学部附属病院と連携しつつ、その研究成果を社会に還元するために探索的臨床研究の推進を図る。	【122】 ・附置研究所附属病院は、医学部附属病院と連携しつつ、その研究成果を社会に還元するために探索的臨床研究と臨床応用の推進を図る。	附置研究所附属病院では、21 世紀 COE プログラム「ゲノム医科学の展開による先端医療開発拠点」等により臨床研究（TR）を事業として推進する体制の基盤整備を行った。各診療科では、癌と感染症を柱としてヒトゲノム解析センターや各研究分野の研究成果を TR として展開している。遺伝子治療臨床研究用ベクター室を安定的に稼動し、医学系研究科との共同研究を推進している。	
【123】 ・医学部附属病院は、総合的な臨床体制の更なる整備と充実を図るため、附置研究所附属病院等との連携推進、寄付講座開設の促進、臨床生命情報学(クリニカル・バイオインフォマティクス)を含めた社会医学領域の研究体制の再構成等の取組みを図る。	【123】 ・22 世紀医療センター構想を含めた寄付講座の活動や、臨床生命情報学(クリニカル・バイオインフォマティクス)研究ユニットの活動を推進する。	平成 17 年 8 月に安田講堂で先端医療開発研究クラスターシンポジウムを開催したのをはじめ、各講座等もセミナー、シンポジウムを開催し、研究成果等の公開を行った。	
【124】 ・臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開等の取組みを行う。	【124】 ・臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開を図る。	臨床試験部や治験審査委員会、インフォームドコンセント委員会において、臨床研究の安全確保体制の充実について検討した。大学病院医療情報ネットワーク研究センター（通称：UMIN センター）を活用し、臨床研究内容の周知・公開を図った。	
○　医療従事者等の適切な配置に関する具体的方策	○　医療従事者等の適切な配置		
【125】 ・病院長のリーダーシップのもとに、教育、診療、研究のいずれの機能も低下しないように配慮しつつ、医療従事者の柔軟かつ適切な再配置を継続的に行うことを目指す。	【125】 ・教育、診療、研究のいずれの機能も発展するように配慮しつつ、医療従事者の柔軟かつ適切な再配置を継続的に行う方策について検討を進める。	各診療科、診療部の教員の再配置に関しては、教員流動化の基本方針に沿って病院人事部会・病院執行部会・執行諮問会議にて討議し、診療実績に応じた教員の再配置を行った。医療技術職員についても、業務の繁忙の状況や新たな業務への対応を計るため、各職種間、部門間の流動化を実施した。	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上
3　その他の目標
（3）附属学校に関する目標

中期目標	**●　新たな学校種である中等教育学校のモデル校の役割として、教育課程・カリキュラムの研究開発を含めた、望ましい中等教育学校運営のあり方を実践を通して示す。** **●　学外からモニタリングする仕組みを整え、学外からの意見を積極的に学校運営に反映する。また、中・長期の視点に立った柔軟かつ機動的な意思決定を可能とする仕組みを学校運営に取り入れるように努める。**

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　中等教育学校のモデル校としての役割に関する具体的方策	○　中等教育学校のモデル校としての役割		
【126】 ・中等教育学校のモデル校として、生徒の全人的な成長を促進させる要因に関わるデータや入試関連データの収集・蓄積を行い、全学と連携・協力しながらカリキュラムのモデルを提示する。大学とのカリキュラム接続についても検討を開始する。	【126】 ・教育学部との密接な連携の下に、教育水準の高度化を目指して協同学習の推進、現職研修のシステム化に着手する。 ・現行カリキュラムの内部評価のためのアンケート結果に基づいて、現行カリキュラムを効果的に実践するための校内研修体制をつくる。 ・立ち上げた生徒データ委員会の実質的な運営のためのシステムづくりに着手する。	・平成 18 年 4 月に学校教育高度化専攻が設置されることにより、現職研修を教育学研究科との共同の下で行う目処がつき、今後の現職研修のあり方について、教育学研究科との連携の下、協議を行った。 ・内部評価のためのアンケート結果に基づき、平成 18 年度以降の学習指導要領を作成した。同学習指導要領を実施していく上で、生徒の要求や教科の授業実践に応じて年間を通したシラバスを作成するなどの改善に向けて着手した。また、現行カリキュラムを効果的に実践するため、現行カリキュラムについての校内研究会を設け、定期的（前期１回、後期２回）に開催した。 ・「生徒データ委員会」を立ち上げ、実質的な運営のためのシステムづくりなどに着手したが、検討の段階で、個人情報の取扱いなどいくつかの課題があることが判明したため、生徒データのシステム作りを既に実施している他校の情報収集を行った。	
【127】 ・附属学校の使命として、教育学研究科・教育学部の研究・実践のフィールドや、全学の学生のための教育実習校の役割を積極的に果たしていくとともに、教育学研究科と密接に連携してより効果的な実習のあり方を追求する。	【127】 ・引き続き、教育学研究科の COE との連携を重視し、研究開発研究のまとめを協力関係のもとで行う。また、協同学習の推進、現職研修の指導を教育学研究科から受けて、その実現に向けた努力をする。担当教員からの意見を聴取して、実習の総括を適宜行う。公開研究会の内容の充実を図り、対外的に学校改革のモデルを提示する。	研究開発のまとめとして、教育学研究科 21 世紀 COE メンバーと協力関係のもと、教育課程に関する報告書と中等教育学校学習指導要領を作成した。 協同学習については、「学びの共同体」づくりを開始し、教育学研究科長自らの指導により、順調に具体化しつつある。 教育実習について教員から意見を聴取したところ、実習期間などについて意見があり、これらの意見をもとに総括して今後の改善に向けていくこととした。なお、平成 18 年度以降については、教育実習について、改めて方針を立てる必要性を認識し、現在、今後の方針に向けて、教育学研究科と協議中である。 学校教育高度化専攻の設置や、「学びの共同体」づくりの進展に伴い、また教職員や教育学研究科との研究・審議を通じて、平成 18 年度中に学校改革のモデルを提示することとした。	

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	
○　学校運営の改善に関する具体的方策	○　学校運営の改善		
【128】 ・学校運営、教学の両面にわたり、学校長の意思決定に関わる情報収集や解析等の実務を支援する組織を設置する。	【128】 ・法人化に伴う組織変更に見合うよう、校務分掌の仕方、意思決定の仕方を改善し、学校長、副校長に関連情報がより集中し、運営が効率化するように工夫する。	法人化に伴い、学校運営を確実なものとするために、従来の財務委員会を副校長の下に予算委員会として位置づけ、運営委員会の下に学校保健安全委員会を設置した。「学びの共同体」づくりに学校全体で取り組むために、学年主任を校務分掌からはずし、生徒の学力面と生活面の情報が学校長・副校長に集中するよう、運営の効率化を図った。 また、運営委員会のメンバーに事務主査・係長を加え、情報の共有化を図った。	
【129】 ・教育課程や教育研究組織など教学面に関する重要事項や方針を審議するために学外者を含めた組織を設置する。	【129】 ・前年度立ち上げた学校評議会を定期に開催し、本校の教育活動全般について意見を求める。それを全教職員に周知し、学校運営に反映させる努力をする。	学校評議会を平成 17 年 6 月・11 月及び平成 18 年 3 月に開催し、教育活動などについて意見を求めた。評議員からは、地域との連携などの建設的な意見が出され、全教職員に周知した。 さらに、生徒・保護者・教員で構成する三者協議会を平成 17 年 6 月・11 月及び平成 18 年 3 月に開催し、学校生活における授業のあり方・ルールの問題について討議した。生徒・保護者・教員が意見を交換しあい、よりよい学校生活を創造するための指針づくりに取り組み、学校運営に反映した。	
【130】 ・学校内部における財務管理機能の充実を図る体制を早急に確立する。	【130】 ・附属学校予算委員会の権限と機能の明確化、予算の合理的な配分と運用を実現する。	附属学校予算委員会を定期的（ほぼ 2 か月に 1 回）に開催した。同委員会の権限は、附属学校経営のための予算計画の作成と執行であり、また、機能としては、教職員の意見に基づく附属学校経営を長期的見通しに立って行うことを明確にした。適宜情報を教職員に提供することによって、教職員間の予算管理意識が強まった。また、法人化に伴う学校づくりに見合う予算規模の実現に向けて、支出を切り詰めて可能な限り運営費交付金の枠内での経営を試みることなど、予算運営・執行の効率化、合理化が進んだ。	
【131】 ・他の中等教育機関や高等教育機関との人事交流を積極的に進めるとともに、教員研修のために各種の学術的・教育行政的資源を効果的に活用する。	【131】 ・他の附属学校との人事交流の協定作りの可能性を探る。東京都教育委員会との人事交流については引き続き折衝する。外部での研修は前年度に引き続き奨励する。	東京都教育委員会との人事交流について、平成 17 年 6 月に東京都の担当者と折衝したが、国立大学の法人化に伴う人事・給与体系の変更により人事交流の具体化は難しいとの回答であったため、次年度に持ち越してその可能性を追求することとした。また、他の附属学校との人事交流について、平成 17 年 9 月の副校長会において調査を行った。外部での研修は、前年に引き続き奨励した。また、平成 17 年度以降、全教員の研修テーマを学校要覧に掲載した。 学校要覧のホームページ　URL http://www.hs.p.u-tokyo.ac.jp	

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

◎学長のリーダーシップによる教育研究等の質の向上

Ⅰ　教育研究

■教育機能の強化

１．東京大学では、教養教育（リベラルアーツ教育）を学部教育の基礎として重視する立場から前期課程教育を活性化する方策をたえず行ってきた。これを踏まえ新しい学習指導要領で学んだ学生が入学する平成 18 年度から、総合的に対応すべく全学的協力体制のもと、理系を中心とする基礎教育の強化、科類ごとのカリキュラムの明確化、学生の学びの動機付けの重視を柱とする新カリキュラムを実施するための準備を進めた。あわせて、平成 18 年度入学者から、入学後の進路選択の幅を広げ、主に成績優秀者の進学の際の選択肢を増やす新しい進学振分け制度（前期課程では専門学部・学科への配属を行わず、その終了時に本人の希望・成績等により振り分ける制度）を実施することとしており、この改革について「履修の手引き」の内容を検討した。

　このような改革を一層積極的に展開するための組織として「教養教育開発機構」を設置し、新しい教育の開発、教育方法の刷新、学部４年を通したカリキュラムの体系化、ファカルティ・ディベロップメントの活動を鋭意、推進した。また、工学部においては工学教育改革の推進を目的として、「工学教育推進機構」を平成 17 年 4 月に設置した。医学部では、健康科学・看護学科編入制度は所期の社会的役割を完了したため、平成 17 年度をもって廃止とした。

２．今日の学術は加速度的かつダイナミックに進展しているが、その結果として、ひとつひとつの先端学問分野が他の分野とどう繋がり、より広い学問領域の中でどのような位置にあるのかを把握することが難しくなっている。このような背景のもと、学部 1、2 年生に「知」の大きな体系や構造を見せることにより、自らが現在学んでいる授業科目の意義や位置付けを認識させ、将来への展望を与えることによって学びへの動機を高めることを目的として、総長のリーダーシップの下、「学術俯瞰講義」を創設した。平成 17 年度冬学期には、小柴昌俊特別栄誉教授、佐藤勝彦理学系研究科教授、家泰弘物性研究所教授、小宮山宏総長の４名を講師陣に「物質の科学」をテーマに講義を行った。

３．平成 17 年 4 月より、東京大学で行われている講義の一部について、授業科目のカレンダー、シラバス、講義ノートや教材などをインターネット上に公開する UT Open Course Ware(以下、UT OCW)事業を開始した。また、UT OCW に公開されている授業のシラバスの関係を構造的に見ることのできる検索システム（MIMA Search）を実装した。平成 18 年度には、学術俯瞰講義も、UT OCW から視聴できるようになる。

　平成 17 年 7 月からは、「情報通信技術を活用して、東京大学の教育を改善すること」を目的とした全学プロジェクトである「TREE : Todai Redesigning Educational Environment」を推進している。

TREE のサブプロジェクトとして、これまで、

①　自学自習（Self-learning)、未履修科目等の学習支援として、インターネット上で基礎講義や著名人による講演会等のビデオと資料の配信及び公開を行う事業「TODAI TV」

②　各学部、研究科からの要望による各種教育素材の開発（DVD 等）

③　各学部で実施される e ラーニングに関するコンサルティング

などを実施している。

４．社会的要請等を踏まえた大学院教育を更に充実するため、工学系研究科にバイオエンジニアリング専攻・技術経営戦略学専攻、教育学研究科に学校教育高度化専攻を平成 18 年 4 月に設置する準備を進め、入学試験を実施した。加えて、医学系研究科健康科学・看護学専攻に、高度専門職としての実践能力を高める修士課程（保健師・看護師コース）を平成 18 年 4 月に設置する予定であり、入学試験を実施した。

　また、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るために、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取り組みを重点的に支援することを目的とした文部科学省の『「魅力ある大学院教育」イニシアティブ』に応募し、７件が採択され、プログラムの実施に着手した。

５．融合領域の学問分野については、部局横断的な横型組織の教育への参画が本格的に検討されている。具体的には主に学部前期課程の生命科学教育を支援する試みとして、学内の横断的組織である生命科学教育支援ネットワークにより理科一類用教科書「生命科学」を刊行した。

　また、「日本・アジア」をキーワードとする関連授業の組織化と教育コースの設立のため、「日本・アジア関係授業のネットワーク化 WG」を設置し、検討を開始した。

■知の構造化の促進

　全学的部局横断の教育研究組織として「サステイナビリティ学連携研究機構」、「生命科学教育支援ネットワーク」を設置し、既存の組織を横断して知の構造化を推進する仕組みを導入した。

■フロンティア領域の推進

　先導的、独創的、学際的な研究を行うために、「領域創成プロジェクト」において、全学共通スペースの貸与、総長裁量枠教員の配分及び総長裁量研究資金の一時貸与を受ける制度を確立した。平成 17 年度は、12 の研究プロジェクトに対し、教員 9 名、研究資金 2,000 万円を総長の裁量により配分した。

■「Proprius21」による大型共同研究の推進

　産学連携研究推進部に産業界から特任教員２名を採用し、共同研究を開始するに当たって、目に見える成果を創出するために研究課題に最適な企業のパートナー（研究者）を学内で探索しながら研究テーマを絞り込み、事前に共同研究の実施計画を立案することを目的とした、「Proprius21」を通じて、大型共同研究の推進を図った。

■医工薬連携
　医学系、工学系、薬学系研究科では医工薬連携を深め、新しい医療を求め、附属病院に拠点を構えて活動している。特に、医学系研究科の疾患生命工学センター、同病院に展開する 22 世紀医療センター関連の寄付講座、医工連携部、ティッシュエンジニアリング部を中核とし、医学系研究科で活動する 2 つの文部科学省 21 世紀 COE、4 つの同人材養成ユニット、2 つの振興調整費研究ユニット、医学部附属病院の各講座・診療科・診療部が機能的に連携した「先端医療研究開発クラスター」を形成し、国際的なトップレベルのトランスレーショナルリサーチを行っている。

II　学生サービスの充実

1．大学独自の学生奨励制度の実施
　法人化によって得られた財政面での条件を生かして平成 16 年度に設けた大学独自の学生奨励制度を以下のように引き続き実施した。
① 私費留学生 64 名に月額 15 万円を提供する外国人留学生特別奨学制度
② 26 名の学部学生と大学院学生の短期留学を支援した国際学術交流活動等奨励事業
③ 114 名の大学院学生の海外での学会参加や研究調査を支援した学術研究活動等奨励事業
④ キャンパスツアーなど大学の事業を担った学部学生 1,059 名に総額 1,900 万円を支給したジュニア・ティーチング・アシスタント制度
　また、新規事業として、総額 1,000 万円まで国内での学会参加や研究調査を行う大学院学生を支援する国際学術交流活動等奨励事業（国内）を設け 152 名に総額 588 万円を支給支援した。

2．授業料免除枠の拡充
　授業料値上げに伴う学生への経済的支援として、これまでの授業料免除枠に増額分（約１億円）を加算し、授業料免除枠の拡充を行った。

3．大学院博士課程の学生に対する奨励制度の充実
　学生、特に大学院博士課程の学生に対する奨励制度の充実が急務であるという認識に基づき充実に努め、授業料免除、独立行政法人日本学術振興会や独立行政法人日本学生支援機構の制度、民間奨学金、上述のような大学独自の奨励制度に加えて、21 世紀 COE プログラムの資金も活用した RA、TA の拡大を図り、平成 17 年度には RA 採用が 1,689 名、TA 採用が延べ約 21 万時間に達した。

4．学生宿舎の拡充
　一般学生への福利厚生という観点からも、外国人留学生の受入れ体制の充実という観点からも重要であるという認識のもとに拡充に努め、平成 16 年度に完成した豊島国際学生宿舎には、約 50 名の留学生が入居した。また、工学系研究科では、留学生のためのアパート借上げを補助するなどの新たな試みを行った。

5．就職支援の充実
　大学全体としての学生の就職支援を強化するため、平成 16 年度に設置した留学生キャリアサポート室を改組し、東京大学キャリアサポート室を設置し、キャリア相談の実施や就職に関する各種セミナーを開催した。

6．学生相談体制の充実
　学生相談所、ハラスメント相談所、保健センター精神科には多数の学生が相談・受診している現状を踏まえ、教養学部学生相談所に助教授１名を増員した。また、柏キャンパスにハラスメント相談所を開室した。

7．「東京大学案内」の作成と、「大学説明会」の開催
　平成 17 年 8 月に、東京大学の歴史が始まって以来初めての受験生向けの「大学案内」を作成した。大学案内は総長からのメッセージ、アドミッションポリシー、学部・大学院の案内、学生生活や入試情報、卒業後の進路など受験生に必要な情報を豊富に掲載した。
　あわせてこの大学案内を活用して東京大学主催の説明会を全国 6 会場（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）で開催した。この大学説明会は、東京大学が単独で開催するのではなく、北海道大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学、一橋大学、東京工業大学、慶応大学、早稲田大学等主要大学も加えた「主要大学説明会」として開催し、4,400 名の参加者があり、受験生やその父母、教育関係者等から高い評価を得た。

III　産学官連携、国際活動等の促進・充実

■産学官連携の促進
　研究成果の社会還元のための全学的体制として「産学連携本部」を整備した。産学連携本部では、文部科学省の「スーパー産学官連携本部」の選定・指定を受け、共同研究の活性化を実現するための新たな試みや知的財産の管理・運用の促進、更に当該知的財産の活用に係わるベンチャー起業等を通じた新規産業分野の創生に至るまでの、まさに大学の「知」を社会へ目に見える形で還元すべく、全学的かつ組織的な産学官連携を以下のとおり着実に進めた。
① 共同研究の新スキームである「Proprius21」の本格的推進
② 東京大学産学連携協議会活動の本格化（会員企業が 500 社を超えた）
③ 学生の起業支援プログラムとして「東京大学アントレプレナー道場」をスタート
④ ベンチャー支援施設としての「東京大学ベンチャープラザ（仮称）」の建設に着手

■国際的活動の充実
1．国際連携本部の設置及び強化
① 平成 17 年度大学国際戦略本部強化事業に応募、採択されたことにより、平成 16 年度に設置した国際企画室を「国際連携本部」と改組し、組織体制を強化した。
② 国際連携本部には、国際化推進長期構想策定のための調査・評価・立案等を行う「国際企画部」、国際研究ネットワーク形成のための活動を行う「国際支援部」及び学内の国際的環境の整備を行う「IO（インターナショナル・オフィス）統括部」の 3 つの部と AGS（Alliance for Global Sustainability）推進室及び ASNET(Asian Studies NETwork)推進室を置き、大学としての国際活動を戦略的に進めている。

2．全学的海外拠点の設置
　初の全学的海外拠点として、中国北京市に「東京大学北京代表所」を設置した。教員１名、職員 2 名を派遣し、東京大学と中国の研究機関等との学術交流のワンストップ・サービスの場として活動を行っている。

3．UT フォーラムの開催
① 東京大学の学術研究を広く海外に発信し、同時に海外の学術機関との交流を促進するため、平成 12 年より、ボストン、シリコンバレー、シンガポール、スウェーデンと過去 4 回にわたり、UT（University of Tokyo）フォーラムを開催してきたが、平成 17 年度は、東京大学北京代表所開所式に合わせ、平成 17 年４月に北京市において UT フォーラムを開催した。
② また、UT フォーラムと同時開催予定であったが、直前の反日デモの影響で延期となっていた UT フォーラム学生フォーラムを平成 17 年 8 月及び 9 月に東京大学において、北京大学、清華大学、中国科学院の学生を招いて開催した。
4．国際アライアンスへの積極的参加
AGS（Alliance for Global Sustainability）、AEARU（東アジア研究型大学協会）、APRU（環太平洋大学協会）及び BESETOHA（東アジア四大学フォーラム）などの既に加入している国際的学術機関のアライアンスの活動に積極的に参加し、活動を行った。また、将来の世界的リーダーを養成出来るトップクラスの研究型大学であるオーストラリア国立大学、シンガポール国立大学、北京大学、スイス連邦工科大学チューリッヒ、カリフォルニア大学バークレー校、ケンブリッジ大学、コペンハーゲン大学、オックスフォード大学、イェール大学及び東京大学からなる IARU（国際研究型大学連合）に平成 18 年１月新たに加盟した。今後、教員交流、研究協力、学生交換、共同学位や二重学位制度など研究教育における様々な連携を行う予定である。

■社会に対する知的貢献の推進
1．附属図書館では、特別展示「東大黎明期の学生たち－民約論と進化論のはざまで－」を開催し、平成 16 年度の 2 倍以上の入場があった。また併せて記念講演会を実施した。
2．総合研究博物館では、「アフリカの骨・縄文の骨」展など 4 件の特別展示を開催し、約 41,800 名の入場があった。また、小石川分館では、海外の研究者とのコラボレーションによる特別展示 1 件と常設展示 1 件を開催し、約 13,200 名の入場があった。さらに、3 つの巡回展をそれぞれ数箇所で開催した。この他、文京区と連携し、中学校の余裕教室を利用して博物館の標本を常設展示し、小中学生の理科教育への啓発を図った。
3．史料編纂所では、所蔵史料のネットワークオープンを引き続き展開するとともに、「国宝・重文名品展」と題して史料展覧会を開催し、約 1,900 名の入場があった。また、併せて講演会等を行った。
4．「駒場博物館」（自然科学博物館と美術博物館を統合）では、「王朝貴族の装束展－衣服をとおしてみる文化の国風化」など 3 件の特別展示を開催し、約 18,600 名の入場があった。

■卒業生との連携強化
1．卒業生（修了生を含む）と大学との連携強化を目的に総長室の下に「卒業生室」を設置（平成 17 年 7 月渉外本部から独立）、「東京大学学友会」（平成 16 年 10 月発足）とも連携を取りながら卒業生との連携強化を図った。
2．「東京大学学友会ニュース」（大学からの情報発信）第 2 号～第 5 号を刊行、卒業生約 6 万 5 千人に送付した。
3．ホームカミングディ（卒業生が母校への理解と相互の親睦を深めることを目的としている。）を開催した（11 月 19 日、本郷・駒場キャンパス）。
4．同窓会（国内外の地域同窓会）への支援（主に東京大学役員の参加）を行った。
（北海道・東京・鎌倉・東海・大阪・徳島・福岡、アメリカ・スイス・タイ他）
5．卒業生データベースを構築し、卒業生の現況に係る情報を収集しつつある。（約 20 万人）

Ⅳ 附属病院改革

1．法人化と同時に設置した外部委員の参加による病院運営審議会意見をもとに、病院長諮問機関である執行諮問会議・諮問幹事会・委員会による重要案件の審議を行うと共に、各診療運営部・診療支援部による検討・実施を推進し、病院機能の一層の向上を図った。
2．附属病院ホームページ上に掲載している各診療科の診療実績の更新と充実を図った。また、治験・臨床試験に関する案内をホームページ上に掲載した。
3．附属病院ホームページをリニューアルし利便性を高めるとともに、各診療科における高度先進医療の現況を把握し公表するなど掲載情報内容をより豊富で多様なものとした。
4．高度先進医療委員会や肝移植適応検討委員会、治験審査委員会等を活用して、附属病院全体として難病治療や先端治療への取り組みを継続して行った。
5．新しい診断法、治療法の開発において、附属病院内で統一したガイドラインやルールの作成を進めている。
6．企画経営広報を附属病院院内専用ホームページ内に毎月掲載し、教職員に対し医療情勢や経営分析結果をリアルタイムに周知させ、経営的な意識の向上を図った。
7．医療安全対策センターやリスクマネージメント委員会、医療の標準化検討委員会等を活用して、一層の医療安全の確保に努めた。また、医療安全に関する各種通知・注意喚起を、電子メールを用いて全教職員に周知徹底させるよう努めると共に、リスクマネージメントに関する講演会や講習会を実施した。
8．感染対策センターを設置し、感染対策の一緒の強化を図った。この結果、MRSA の新規発生数は大幅な減少となった。
9．総合研修センターを活用し、研修医向けには毎月複数回のセミナーを、教職員向けには毎月複数回の講演会や講習会を実施した。
10. 22 世紀医療センターにおいて 19 分野の寄附講座を開設し、成果が現れてきている。
11. 臨床試験部や治験審査委員会、インフォームドコンセント委員会を活用し、臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開を図った。
12. 病院運営審議会の意見も踏まえ、医療技術職員の業務の繁忙状況や新たな業務への対応を図るため、各職種間、部門間の流動化を実施した。
13. 細分化された事務組織をとりまとめてチーム制とし、業務量に応じた柔軟な職員配置を可能とした。また、経営戦略課を設置し、病院運営の戦略的企画立案を行うと共に、平成 18 年 3 月完成の中央診療棟Ⅱ期への機器導入や移転計画を行う体制を構築した。
14. 病院事務職員としての専門性を取り入れるために診療情報管理士や医療事務有資格者などを選考採用により採用し、特に医事業務の活性化を図った。

Ⅴ 附属学校と教育学部・教育学研究科との連携強化

平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果を踏まえ平成 17 年度においては、教育学研究科と密接な連携の下に協同学習システム（「学びの共同体」）の構築や現職研修のシステム化などに着手したところであるが、平成 18 年 4 月に、教育学研究科に学校教育高度化専攻が設置されることになり、来年度に向けて具体的に計画を立てて、一層の協力・協同関係を図ることとした。

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化
1　運営体制の改善に関する目標

中期目標	●　総長の適切なリーダーシップのもとで、研究科等の各部局との連携を図りつつ、大学の適正かつ効果的な運営を確保する仕組み、及び全学的な企画立案を行う仕組みを整備する。 ●　法人運営に適合した事務組織を整備する。 ●　部局の適正かつ効果的な業務運営体制を整備する。 ●　学内資源の効果的な配分体制を整備する。 ●　内部監査体制を構築する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○ 総長の選考方法確立に関する具体的方策	○　総長の選考方法確立				
【132】 ・国立大学法人法の定めに依拠しつつ、大学運営について識見のある適格者を総長として選ぶことを可能にし、かつ総長に強い正統性を付与する選考方法を確立する。	（平成 16 年度に総長選考を実施したため、平成 17 年度は年度計画なし）				
○　中枢組織及び企画立案体制の整備に関する具体的方策	○　中枢組織及び企画立案体制の整備				
【133】 ・総長の意思決定を支援し各種業務を統括する副学長を複数置く。	【133】 ・総長の意思決定を支援し各種業務を統括するため、副学長を置く。	Ⅲ	5 名の副学長が置かれ、総長の意思決定を支援し各種業務を統括している。		
【134】 ・理事が各種業務を分掌する体制を構築する。	【134】 ・理事の分掌を定めるとともに、必要に応じ、総長の判断によって柔軟に変更する。	Ⅲ	理事の分掌を定め、年度当初に学内外に公表した。 また、総長の判断により、適切な大学運営のため年度途中で一部分掌を変更するとともに、新たに「総合企画」の担当を定めた。		
【135】 ・研究科等の各部局との連携を図りつつ、研究・教育分野の多様性等を考慮しながら全学的な企画立案や裁量資源の配分等を行えるようにするために、総長のリーダーシップを支援する組織を置く。	【135】 ・全学的な企画立案、資源配分等の調整の支援を行うために、学術調整室、大学委員会等総長室内の組織の活用を図る。	Ⅲ	・学術企画室と学術調整室を統合し、学術企画調整室とし、今まで学内の企画立案と資源配分を別けていた作業を一体化して行うことにより、総長のリーダーシップが更に発揮できるようにした。		
○　業務運営体制の整備に関する具体的方策	○　業務運営体制の整備				

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【136】 ・大学の運営に関する諸規程の整備を進める。	【136】 ・法人化の趣向に合致した大学の運営のため、学内の諸規則・規程の整備を進める。	Ⅲ	必要に応じ、承継規則を見直すとともに、さらに法人化の趣旨に合致した運営のため 140 件の規則等を新規制定・整備した。		
○　事務組織の編成･機能向上に関する具体的方策	○　事務組織の編成・機能向上				
【137】 ・総長・副学長・理事によって構成される執行部に適合した体制になるように事務組織の再編成を検討する。	【137】 ・事務組織の再編成を行う。	Ⅳ	平成 17 年 4 月に、本部事務組織を、①細分化された縦割りの係体制を全体的に整理統合し、大くくりなグループ、チーム編制により組織をフラット化(約 100 係→約 60 チーム) ②「室」と一体的な業務遂行が可能な事務体制を構築　③管理的な業務の合理化や係の整理統合などにより全体の採用可能数の 5%相当（18 名）を削減し、新規業務等に配置　④特定の企画・立案業務や臨時的・時限的業務に柔軟に対応できるよう、部長の下に特命グループを随時置くことができる体制に改編した。さらに、部局においても、例えば附属病院等がチーム制を導入するなど、事務組織のフラット化を進めた。 また、平成 17 年 4 月から、自律分散系組織である大学への協調の仕掛けの一環として「部局パートナー」制度を導入、部局の教育研究の質の向上に資するため、本部の部課長はワンストップサービス担当である「部局パートナー」を兼ね、縦割り組織の部局と縦割り支援組織の本部の融合を図っている。		
【138】 ・事務組織の機能向上を図るため、教員と事務職員との間の協働･連携を図る体制の整備を検討する。	【138】 ・事務組織の機能向上を図るため、教員と職員で構成する「室」と課の役割分担を明確にする。	Ⅲ	教員と事務職員との間の協働・連携、役割分担の明確化、機能向上のため室の見直しを行い、病院企画室、総務企画室等の廃止、国際企画室を国際連携本部、安全衛生管理室の環境安全本部等への改組、サステイナビリティ学連携研究機構、生命科学教育支援ネットワークの新設等を行い、現在 20 室体制とした。		
○　部局の運営体制の整備に関する具体的方策	○　部局の運営体制の整備				
【139】 ・必要に応じ、部局長のリーダーシップ発揮を支援するための補佐体制・組織を設ける。	【139】 ・研究科長、研究所長等の部局長がリーダーシップを発揮することができるように、必要に応じて副研究科長又は副所長を置く。	Ⅲ	すべての研究科等・研究所において副研究科長、副所長を置き、部局長の職務の支援を行っている。		
【140】 ・部局長のもとに、比較的少人数で構成され、部局の業務運営に関する事項について審議決定する委員会等の組織を必要に応じて設置する。	【140】 ・必要に応じ、部局長の下に、少人数からなる部局運営会議等を置く。	Ⅲ	すべての研究科・研究所で実施され、部局長のもと、部局運営会議等において審議決定が行われている。		
○　各研究･教育分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分のための具体的方策	○　各教育研究分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分				

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【141】 ・総長の適切なリーダーシップのもとに、本学で行われている研究・教育分野の多様性と各教育・研究分野の特性とを勘案し、人件費を含めた運営費交付金の効果的な配分を行う。	【141】 ・大学委員会で、各部局の教育研究に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、総長はこれをもとに優先順位を決めて人件費を含めた学内資源を配分する。	III	大学委員会において各部局より提出された人件費を含む新規教育研究事業経費要求書について、書面審査を実施し、その評価結果を基に学術企画調整室で配分案を作成し、役員会において総長が決定し、学内へ配分を行った。		
【142】 ・教育研究の目標を達成するために必要となる教職員数の確保を図りつつ、一定数を総長の裁量資源に充当し、教職員配置の見直しを行う。	【142】 ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。	III	各部局の採用可能な人員数の見直しを実施した。更に、その結果に基づき一定数を総長裁量資源として確保し、役員会の評価に基づき新規分野の育成に資することとした。		
【143】 ・競争的資金の増額確保や間接経費の使途・配分に各部局の活動成果を反映することのできるような制度の構築に努める。	【143】 ・各部局の活動成果を反映させる資金配分方法について検討を進める。	III	学術企画調整室内に「概算要求等のあり方検討ワーキング」を設置し、今後の概算要求等のあり方や学内への資金配分方法の検討を開始した。また、競争的資金を含めた外部資金の獲得状況を反映させるような資金配分方法もあわせて検討を開始した。		
○　大学全体の内部監査組織の設置に関する具体的方策	○　大学全体の内部監査組織の設置				
【144】 ・会計組織とは独立した内部監査組織の設置を検討し、併せて、その組織で監査業務に従事する職員の専門性向上のための研修・人事施策のあり方を考える。	【144】 ・監査室による内部監査を着実に実施するとともに、監査法人の支援を得て監査業務に従事する職員の専門性向上を図る。	III	監査室において、監査室回付文書や財務会計システムの閲覧による内部監査を日常的に実施するとともに、内部監査体制の独立性を担保した給与簿監査及び業務監査並びに会計監査をそれぞれ定期的に各部局に出向いて実施した。なお、監査結果において検出した誤謬等については直ちに是正処置を施した。また、会計監査人とは別に、他の監査法人と支援契約を締結し、内部監査の効果的な実施及び監査室職員の専門性向上を図った。		
【145】 ・内部監査手法確立と監査結果報告作成の手順の策定のための検討を行う。	【145】 ・規則等への準拠性に加え、業務の効率性にも配慮した内部監査手法の確立を図る。	III	規則等については、内部監査実施手続書を作成し、規則等への準拠性及び業務の効率性並びに会計監査にあっては経済性にも配慮したリスクアプローチ的観点による監査項目を定め、監査手法の確立を踏まえた効果的なチェックリストを策定した。		
【146】 ・内部監査の結果を受けて業務改善を図るための実効性ある仕組み検討を進める。	【146】 ・監査室の改善提案の実効性を高めるために、全学が改善にかかわる情報を共有できる仕組を作り、改善状況の把握・確認を図る。	III	監査室の改善提案の実効性を高めるために、内部監査実施結果を全学に送付するとともに、監査室ホームページ（学内専用）を立ち上げ、内部監査情報のほか会計監査人の監査情報などを随時掲載することによって改善にかかわる情報を全学的に共有できる仕組みの構築を図った。また、各部局に出向いての定期的な内部監査実施において、内部監査結果及び会計監査人の監査結果並びに会計実地検査結果のフォローアップ監査を実施し、改善提案の業務への反映を含めた改善状況の把握・確認を行った。		
			ウェイト小計		

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化
2　教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	●　教育研究の進展や社会的要請に応じ、教育研究組織の弾力的な設計と整備を進める。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　教育研究組織の見直しの方向性	○　教育研究組織の見直しの方向性				
【147】 ・学問状況の変化や社会的要請に適切に対応するために、学際的な横型専攻、研究組織と分離したネットワーク型の教育組織、大学院組織の連携融合を弾力的に行う教育組織等の創設を積極的に検討するなど、教育組織の再編・改組や整備を図る。	【147】 ・医工連携、生命科学クラスターなどの横型組織の整備を行うとともに、生物情報科学学部教育特別プログラム、ASNET（東京大学日本・アジアに関する教育研究ネットワーク）等の学際的な試みを進める。	Ⅲ	・平成 17 年 10 月に生命科学教育支援ネットワークを総長室内に設置し、部局横断的な観点で生命科学分野全般に関する教育支援を開始した。 ・平成 17 年 5 月に ASNET（Asian Studies NETwork）推進室を国際連携本部の下に設置し、日本・アジアに関する教育研究ネットワークの全学的な組織として位置付けられた。 ・「日本・アジアに関する授業のネットワーク化検討委員会」を設置し、部局の枠を超えた教育研究の可能性について検討を始めた。 ・また、研究者リスト及び ASNET の HP について英語版を作成し、ネットワークの基盤整備を進めた。 http://www.asnet.dir.u-tokyo.ac.jp/about.php ・平成 17 年 8 月にサステイナビリティ学連携研究機構を総長室内に設置し、国内外のサステイナビリティに関する研究教育ネットワークの拠点としての活動を開始した。		
【148】 ・高度の研究を追求し、研究の体系化と継承を尊重しつつ、萌芽的な研究や新しい研究分野の開拓に積極的に取り組むため、研究組織の再編・改組や整備を図る。	【148】 ・萌芽的な研究や新しい研究分野の開拓に積極的に取り組むためには研究組織のどのような再編・改組や整備が必要となるのかを横型組織も含めて検討する。	Ⅲ	関係する学内の部局長を中心に「生命科学研究に関する懇談会」を設置して、部局ごとに行ってきた生命科学研究を横断的に組織するあり方について検討を行い、今後の横型組織に関する申し合わせ事項を作成し、平成 18 年 4 月に生命科学研究ネットワークを立ち上げることとした。		
【149】 ・法科大学院においては、修了者に「法務博士(専門職)」を授与する。	【149】 ・平成 17 年度末に法科大学院(法学政治学研究科法曹養成専攻)の修了者に専門職学位を授与する。	Ⅲ	平成 18 年 3 月に法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）の修了者 178 名に法務博士（専門職）の学位を授与した。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【150】 ・公共政策大学院においては、修了者に、「公共政策学修士(専門職)」を授与する。	【150】 ・平成 17 年度末に公共政策学大学院の修了者に専門職学位を授与する。	Ⅲ	平成 18 年 3 月に公共政策学大学院（公共政策学教育部公共政策学専攻）の修了者 78 名に公共政策学修士（専門職）の学位を授与した。		
			ウェイト小計		

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化
3　人事の適正化に関する目標

中期目標	●　従来の人事制度を基盤としつつ、多様な雇用形態と柔軟な勤務体制を可能とする人事制度も導入する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　柔軟で多様な教員人事の構築に関する具体的方策	○　柔軟で多様な教員人事の構築				
【151】 ・教員採用に関しては、国内外の優秀な人材を採用できる弾力的な運用が可能となるよう更に工夫する。	【151】 ・教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』及び『東京大学における教員の任期に関する規則』の活用を図る。	Ⅲ	教員採用に関して、有期雇用制度等を国内外の優秀な人材の採用に活用した結果、特定有期雇用の教員が 713 名（平 17.3.1 現在）から 845 名（平 18.3.1 現在）に、任期規則による教員が 722 名（平 17.3.1 現在）から 809 名（平 18.3.1 現在）に増加した。		
【152】 ・任期付き教員制度の活用を図る。	【152】 ・各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。	Ⅲ	各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図った結果、今年度新たに 5 部局、74 の職で任期制が導入され、計 27 部局、581 の職となり教員の任期制の活用が広がった。		
【153】 ・総長裁量によって、一定数の教員を、中長期的な視野に立った全学的なアカデミックプランに基づいて配置できるような仕組みを構築する。	【153】 ・大学委員会で、各部局の研究・教育に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、中長期的視野から時限的に採用可能な人員数を配分する。	Ⅲ	大学委員会において各部局等の新規事業について全学的なアカデミックプランに基づく観点から検討し、役員会の評価に基づき総長裁量時限採用可能数の 162 名のうち 9 名を新規事業として配分した。		
○　柔軟で多様な職員人事の構築に関する具体的方策	○　柔軟で多様な職員人事の構築				
【154】 ・幹部職員の人事においては、企業等との人事交流を進めるとともに、学内からの登用については学内公募による登用者の割合を100%とすることを目指す。	【154】 ・幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入れる。また、学内からの登用に関して学内公募を実施する。	Ⅲ	幹部職員等の人事において、企業等から 1 名の副理事及び 12 名の特任専門員を採用した。また、課長、事務長、グループ長について学内公募を実施し、10 名を登用した。		
【155】 ・試験制度の確立、選考手続き・基準の明示等に取り組み、公平性が確保された採用の仕組みを整備する。	【155】 ・関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。	Ⅲ	関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験で、年度途中に 13 名、平成 18 年 4 月に 16 名の採用に加え、東京大学独自の「東京大学職員採用試験」を新たに実施し、平成 18 年 4 月に 17 名の職員を採用することとした。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【156】 ・専門性の高い職種については、透明性を確保しつつ、試験制度によらず、経験者・有資格者を柔軟に中途採用できるような制度の導入を検討する。	【156】 ・専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。	Ⅲ	専門的な知識等を有する外部人材の活用を可能とするために、特任専門員に加え特任専門職員制度を設け、特任専門員 12 名、特任専門職員 10 名を採用した。また、高度な専門的知識や技術を必要とする業務に、選考採用により 10 名の職員を採用した。		
【157】 ・中長期的な視野に立って、全学的な視点から業務の量や性質を勘案した効率的な人員管理のできる人事政策のあり方を検討する。	【157】 ・事務職員人事の改善策を策定し、順次実施する。	Ⅲ	事務職員等の人事等の改善プランに基づき、本部においてグループ・チーム制を導入するなど、組織の見直しと業務の見直しを図った。		
○　男女共同参画等の促進に関する具体的方策	○　男女共同参画等の促進				
【158】 ・教職員の雇用について男女共同参画の推進に努める。	【158】 ・教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』を着実に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を実施に移す。	Ⅲ	『東京大学男女共同参画基本計画』を着実に推進させるために「男女共同参画室」の設置準備を行った。また、東京大学が策定した次世代育成支援対策行動計画に沿って、教職員向けのニュースを作成して育児休業等制度についての周知を行い、管理監督者等の研修では、仕事と子育ての両立及び勤務時間外の勤務縮減等についての意識改革を図った。さらに時間外勤務の縮減を着実に実行するためのプロジェクトチームを設置して、時間外勤務を把握し、縮減策を検討するための会議を定期的に行った。		
【159】 ・教職員の採用については、国籍、性別、ハンディキャップ等にとらわれない開放的で、人材本位の人事政策を推進する。	【159】 ・障害者雇用率の改善に取り組む。	Ⅲ	恒常的に障害者雇用率（2.1%）を達成していくために、平成 19 年末までに 46 名の障害者を雇用することから、バリアフリー支援室の下に障害者雇用推進プロジェクト会議を設置し、具体的な雇用計画について検討を開始した。バリアフリー支援室は「東京大学のバリアフリー化の推進について」とともに「東京大学の障害者雇用に係る行動計画」を打ち出し、キャンパス計画室が作成した「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」と併せ大綱的に整理を行い、学内の諸会議において報告し、周知を図った。平成 17 年度においては、障害者の雇用を行うとともに、新たな障害者雇用の創出に向けた取り組みを行った。		
○　教職員の人材交流の促進に関する具体的方策	○　教職員の人材交流の促進				
【160】 ・産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流促進等に適した兼業ルールを整備する。	【160】 ・産学連携、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために教職員の利益相反に関する『セーフ・ハーバー・ルール』、『東京大学教職員兼業規程』の活用を図る。	Ⅲ	「利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール」及び「利益相反に関する自己申告書記入要領」の制定に伴い、部局毎に利益相反アドバイザリー機関を設置し、利益相反行為を防止しつつ、適切に対処するための体制を整備した。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【161】 ・教員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を推進するために研修制度や在職出向制度の整備を進め、サバティカル制度を充実する。	【161】（【161】～【162】） ・『東京大学教員の研修に関する規程』『東京大学教員のサバティカル研修に関する規程』『東京大学教職員出向規程』『東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程』により、教職員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を進める。	Ⅲ	・『東京大学教職員出向規程』に基づくものとして、1 機関へ 1 名、『東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程』に基づくものとして、27 機関（海外）へ 33 名の教員が新たに出向した。また、出向協定に基づき、国内諸組織との交流推進の一環として、1 機関から 2 名を新たに受け入れた。 ・職員に関しては、『東京大学教職員出向規程』に基づくものとして、40 機関へ 99 名の職員が新たに出向した。また、2 機関から 2 名を新たに受け入れた。		
【162】 ・職員に関して、学外との交流を促進して能力や専門性の向上を図るために、海外・国内研修制度や在職出向等の制度の整備を行う。	【162】		（【161】参照）		
○　柔軟な勤務時間管理に関する　具体的方策	○　柔軟な勤務時間管理				
【163】 ・教育研究活動に適した教員の勤務時間管理や効率的な業務遂行を図るために、裁量労働制等の柔軟な勤務時間管理の導入を検討する。	（平成 16 年度に裁量労働制を導入したため、平成 17 年度は年度計画なし）				
○　人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策	○　人事評価システムの整備・活用				
【164】 ・各学部・研究科、附置研究所、センター等の多様な教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な能力評価・業績評価を取り入れた給与システムの構築を検討する。	【164】 ・能力評価・業績評価の方法について検討する。	Ⅲ	勤務実績がより適切に反映されるような人事評価(能力評価・業績評価等）方法の構築、併せて組織の活性化及び業務の効率化を狙いとした目標管理方式を含む人事考課制度の検討を開始した。平成 17 年度においては、目標管理方式を取り入れた研修を部課長等 96 名に対して行った。		
【165】 ・外部資金で雇用する教職員に関しては、いわゆる年俸制の導入を検討する。	【165】 ・外部資金で雇用する教職員に関し、いわゆる年俸制の導入が適切と考える部局については、これを導入する。	Ⅲ	特任教員、リサーチフェロー等及び特任専門員等について、平成 17 年度から年俸制的な給与を導入し、各部局で計 486 名（平 18.3.1 現在）を採用した。		
			ウェイト小計		

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化
4　事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	●　本部機能と部局機能の再検討とその役割分担の明確化を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　本部と部局等との機能･役割分担の明確化に関する具体的方策	○　本部と部局等との機能・役割分担の明確化				
【166】 ･本部と部局で行っている多岐にわたる事務を再点検し、一元的集中的処理が効果的な業務と、各部局の自主性と責任を明確化して分散的に遂行することが効果的な業務との洗い出しを行い、それぞれに対応した形で本部事務組織･部局事務組織の見直しを進める。	【166】 ・業務の見直し・再点検を行い、事務の簡素化･合理化を進める。	Ⅲ	複数の役員等で構成する「業務改善プロジェクト推進本部」を本部に設置し、外部コンサルタントの指摘改善項目のフォローアップ、職員提案の検討を行った。具体的な検討は、自律的な改善メカニズム育成のため、各事務組織から選出した業務改善メンバーが行い、業務フローの簡素化・合理化の提案については、「業務改善プロジェクト推進本部」において承認した。 平成 16 年度から実施している業務改善提案については、教員も含めた業務改善提案募集を行った結果、6 月募集においては、120 件の応募があった。特に優秀な 4 件及び、業務改善メンバーのうち業務改善活動に関して顕著に活動した職員 4 名については、総長表彰を行った。また、11 月募集においては、102 件の応募があった。特に優秀な 5 件 7 名については、総長表彰を行った。なお、応募総数 222 件のうち、検討を行い、全学的な課題として実施済み、実施予定となった課題は 94 件、方向性が異なる等実施しない課題は 23 件、長期的な取組課題は 32 件、その他引き続き検討中及び担当部局においての取組課題 73 件については、担当部署において自律的に検討していく等、順次改善が図られている。		
【167】 ・企画立案、広報、産学連携、人材活用と養成、施設の効率的運用、学生支援関連等の分野について、本部と各部局の役割分担と連携関係を明確にしつつ、重点的人員配置や機動的事務遂行が可能となるような、新しい事務組織の編成方法を検討する。	【167】 ・事務組織の機能向上を図るため、教員と職員で構成する「室」と課の役割分担を明確にする。	Ⅲ	教員と事務職員との間の協働・連携、役割分担の明確化、機能向上のため室の見直しを行い、病院企画室、総務企画室等の廃止、国際企画室を国際連携本部、安全衛生管理室の環境安全本部等への改組、サステイナビリティ学連携研究機構、生命科学教育支援ネットワークの新設等を行い、全学的な業務を推進できるようにするとともに、各部局が連携した教育研究を遂行することができるような体制とした。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　電子的事務処理の推進に関する具体的方策	○　電子的事務処理の推進				
【168】 ・全学と各部局双方の電算処理システムを効果的に活用し、事務処理の簡素化・迅速化とペーパーレス化を図る。	【168】 ・人事・給与について新しいシステムの導入を検討する。	III	平成 17 年 6 月に「人事給与統合システム」（Web サービスシステムを含む。）を新たに導入し、試行を行った。平成 18 年度からの本稼動に向けて、更に機能強化を進めている。		
【169】 ・学生への情報伝達や各種サービスの提供について、サービス向上の見地に立って、電子化による迅速化を進める。	【169】 ・学務について新しいシステムの導入を検討する。	III	学部後期課程・大学院を統一した Web ベースの新学務システムを構築することとし、要件整理及び基本システムの導入を行った。また、平成 19 年度からの本稼動に向けて、システムの試行及び機能のカスタマイズを進めている。		
【170】 ・全学の効率的事務情報システムとその責任ある管理・運用体制の構築や、職員の電子的事務処理能力を高めるための研修体制の強化充実、専門的職員の養成方法の整備等を検討し、その実現に努める。	【170】 ・情報システム室の機能を強化し、情報担当職員の資質向上に取り組む。	III	平成 17 年度に情報システム室を情報システム本部に改組し、情報システムに関する方針・長期計画・推進体制について検討を進めている。研修に関しては、平成 17 年度に全学を対象とした「ホームページ作成講習会」を新たに実施し、情報担当職員の資質向上に取り組んだ。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

■業務改善の取り組み

１．法人化１年目に行った、外部コンサルタントの指摘による大学事務全般の見直しを契機とし、複数の役員で構成する「業務改善プロジェクト推進本部」を設置した。また、本部組織として設置された業務改善グループが、改善策の検討、決定を行った。各部局の職員も含めた WG を推進本部のもとに設置し継続的に業務改善を行った。主な成果は、事務系職員の人事異動時期の変更、非常勤職員の時間給額の決定方法の簡素化であり、この他改善内容に応じ学内規則改正、業務フローの改善、業務の平準化、業務の廃止が行われた。

２．職員からの業務改善提案を募集した。平成 17 年度の応募総数は 222 件で、うち検討を行い、全学的な課題として実施済み、実施予定となった課題は 94 件、方向性が異なる等実施しない課題は 23 件であった。長期的な取組課題 32 件及び引き続き検討中あるいは担当部局においての取組課題 73 件については、担当部署において自律的に検討しており、順次改善が図られている。

３．このような業務改善の取り組みは、新規業務への注力、職員の時間外勤務の縮減（前年比約 8%の縮減）及び短時間有期雇用職員（事務補佐員、技術補佐員）の縮減につながっている。

■本部事務組織体制の見直し

平成 17 年 4 月に、本部事務組織を、以下のように改編した。

①細分化された縦割りの係体制を全体的に整理統合し、大くくりなグループ、チーム編制により組織をフラット化(約 100 係→約 60 チーム)

②「室」と一体的な業務遂行が可能な事務体制を構築

③管理的な業務の合理化や係の整理統合などにより全体の採用可能数の 5%相当(18 名)を削減し、新規業務等に配置

④特定の企画・立案業務や臨時的・時限的業務に柔軟に対応できるよう、部長の下に特命グループを随時置くことができる体制を構築

さらに、部局においても、例えば附属病院等がチーム制を導入するなど、事務組織のフラット化を進めた。

また、平成 17 年 4 月から、自律分散系組織である大学への協調の仕掛けの一環として「部局パートナー」制度を導入、部局の教育研究の質の向上に資するため、本部の部課長はワンストップサービス担当である「部局パートナー」を兼ね、部局と縦割り支援組織の本部の融合し、もって教育研究支援組織の強化を図っている。

■東京大学独自の職員採用試験の実施

国立大学法人化後、東京大学の更なる発展を期すために、語学能力を有するとともに多様な能力を持った人材を職員として計画的に受け入れることが重要であると考え、東京大学独自の職員採用試験を実施し、平成 18 年 4 月 1 日に 17 名を採用することとした。

■職員の採用可能数を全学的に調整する仕組みの確立

１．教員以外の職員については、平成 18 年度から部局の恒久採用可能数の 2%を削減し、うち１%を効率化減への対応へ、もう 1%を新たな需要に対応するための学内再配分用の人員削減とする仕組みを確立した。

２．教員についても平成 18 年度から部局の恒久採用可能数の 1%を削減し、標準分を総長裁量枠にまわし、残りを削減する仕組みを確立した。ただし、具体的実施は毎年度定めることとしている。

III　財務内容の改善
1　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	●　外部資金導入の支援体制を整備し、導入手続きの効率化を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　外部資金導入の支援体制の整備に関する具体的方策	○　外部資金導入の支援体制の整備				
【171】 ・申請審査を受ける競争的資金については、申請事務に関する全学的な協力体制を整備する。	【171】 ・各種競争的資金の公募状況や申請書類の記入方法などについて部局を通じて情報を提供する全学的な支援体制を充実する。	III	公募状況を提供するホームページを設け、部局へ情報提供を行った。 また、21 世紀 COE プログラムについて、中間評価・報告書の提出に際してより効率的な作業が行えるように、記載に関する説明会を開催した。		
【172】 ・受託研究、民間等との共同研究、研究者個人への奨学寄付金など、非審査外部研究資金についても、その獲得に対して分野に応じて積極的に支援を行う体制を整備する。	【172】 ・受託研究や共同研究契約の迅速な締結のために契約書雛形を修正し、マニュアル等を整備する。	III	平成 16 年度に部局事務担当者向けの説明会での質問や要望をもとに、受託研究や共同研究の契約書の雛形が整備され、迅速な締結のための有効的な手段となった。また、契約書に関する解説書（冊子体）として、「共同研究契約書条文解説」作成し各部局に配布した。		
【173】 ・大学法人、部局等が受け取る寄付金について、この獲得を積極的にするための体制を整備する。	【173】 ・東京大学基金の[第三の創業・創立 130 周年記念キャンペーン］の開始と基金活用体制を整備する。	IV	東京大学基金として「東大 130 キャンペーン」活動を開始し、基金のコアの確立に向けた取り組みを進めた。同時に、財政基盤のさらなる強化のため、大型基金形成に向けた体制作りの検討を開始した。 また、「卒業生室」を設置し、「渉外本部」の任務のうち、卒業生との連携に係る業務を移管し、卒業生との連携活動の強化を図った。		
○　外部資金導入手続きの効率化に関する具体的方策	○　外部資金導入手続きの効率化				
【174】 ・外部資金の情報把握や申請について全学的な支援体制を組織し、受領した研究資金や申請した研究費・間接経費の受領情報を一元的に収集管理する。	【174】 ・競争的外部資金の公募情報の学内発信を効果的に行う体制を整備する。	III	各種競争的資金の獲得に向けて、公募情報を提供するホームページを設け、部局へ情報提供を行った。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【175】 ・競争的資金の申請について、予備的審査など部局内の積極的対応を支援・尊重しながら、全学的な庶務協力体制により効率化を図る。	【175】 ・科学研究費補助金の電子申請制度の進捗を見ながら、申請を支援するための申請書式の工夫を検討する。	Ⅲ	科学研究費補助金の一部電子申請化に伴い、申請マニュアルを作成し、全教員に配布した。		
【176】 ・外部競争的資金の間接経費については、部局・提案者への長期的誘因になるように再配分する方法を整備する。再配分に当たっては計画遂行に必要な人材に関わる経費や大型特殊装置の維持費（従来の特殊装置維持費に準じた）に十分配慮したものとする。	【176】 ・外部資金の獲得を誘引する制度として、獲得した間接経費の一定割合に相当する資金を部局長裁量経費として部局に配分する制度を実施する。	Ⅲ	平成 16 年度に引続き、外部資金により獲得した間接経費の一部（約 22 億円）について、「部局長裁量経費」として部局への再配分を実施した。		
○　その他の自己収入に関する具体的方策	○　その他の自己収入				
【177】 ・授業料等学生納付金については、その妥当な額を設定する。	（平成 16 年度に、平成 17 年度からの授業料を決定したため、平成 17 年度は年度計画なし）				
【178】 ・病院事業については、教育研究機関として妥当な収入支出の検討を行う。また、大学法人出資企業による大学内事業の運営等の可能性について検討を開始する。	【178】 ・教育研究機能を持つ病院事業について妥当な収入支出の検討を進める。	Ⅲ	病院運営審議会での検討を通じて、適正な病院収入支出の審議を行っている。		
【179】 ・授業料、病院の療養費等の債権管理及び未収金の回収を適切に進める。	【179】 ・授業料等の督促方法の改善を検討する。	Ⅲ	授業料の督促については、事務局、学部の役割分担及び督促方法を明文化して回収効率を高めるために「東京大学授業料督促要領」を制定し、平成 17 年 4 月 1 日より実施している。 また、未納者に対する学籍上の取扱いを明確化し、回収効果を高めるため「東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱」を制定し、平成 17 年 4 月 1 日より実施している。 平成 17 年度末現在で平成 16 年度同時期に比べて、未納者延べ人数 114 人、未納金額にして 29,407 千円の減となっている。 平成 17 年度末で未納付の者については、納付計画書を提出させている。 当該計画書記載の納付日（最長で平成 19 年 2 月末日）までに納付しない場合、退学命令となることから、順次、納付日までに回収できるものと見込んでいる。		
			ウェイト小計		

III　財務内容の改善
2　経費の抑制に関する目標

中期目標	●　管理的経費の抑制を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　管理的経費の抑制に関する具体的方策	○　管理的経費の抑制				
【180】 ・全学共通の管理的経費を必要に応じて集約管理することにより縮減を図る。	【180】 ・全学共通の管理的経費の節減策を実施する。	III	事務用品・清掃・警備等の管理的経費について、集中購買（契約）による調達を検討し、平成17年度より準備（事務用品等（本部のみ）、建物修繕、印刷、移転の一部については着手）を進め、平成18年度より本格実施する。		
【181】 ・大学の特殊性に関わらない経常的業務等を対象に、効率的・効果的業務の遂行が可能なものを精査し、外部委託の導入を検討しつつ経費の抑制を図る。	【181】 ・大学の経常的業務等について、具体的な外部委託案を策定・実施する。	III	経費抑制の観点から、役務契約（清掃・警備・設備保守・印刷等）の手続・手法の改善を図り、平成17年度は事務用品等（本部のみ）、建物修繕、印刷、移転などその一部を実施し、平成18年度より本格実施する。		
【182】 ・一般競争入札の積極的な導入、規格の共通化、一括購入方式の促進など、購買方法を見直すことにより物品調達コストを抑制する。	【182】 ・調達方法を見直し、改善された調達方式を実施する。	III	調達実績（平成16年度調達分）の調査・分析を進め、改善対象となる調達分野を抽出するとともに改善策を検討した。検討結果を踏まえた調達は、平成17年度より事務用品等（本部のみ）、建物修繕、印刷、移転など一部の分野で実施されており、平成18年度以降は更に拡大する予定である。		
【183】 ・機器や備品に関しては、一元的な共同利用体制を導入し、固定経費を抑制する。	【183】 ・機器や備品に関しては、一元的な共同利用体制の導入を引き続き検討する。	III	機器や備品に関して、一元的な共同利用体制の導入を検討するにあたり、共同利用可能な資産を抽出し、設置状況の実態を調査した。また、今後の経費抑制について、調達方法の改善等を含め更なる検討を実施している。		
【184】 ・　学内予算配分を工夫し、経費節減努力に誘因が働く方式を導入する。	【184】 ・「移転費」についてマッチング方式による予算配分を行う。	III	移転に関わる経費の全学的支援について、部局の経費節減努力を充分に評価できるマッチングファンド方式を導入した。 具体的には、経費節減を図りにくい特殊な装置とそれ以外の一般的な移転に係る経費かを見積り段階で精査し、本部、部局で折半の上、補填する制度である。 なお、一般的な移転に係る調達については、これまで各部局で実施していたものを、本部で一元的に行う体制に変更し、調達改善効果が十分に発揮できる仕組みを構築した。 調達改善を進める立場から、移転のように個別ルールによるもの以外の物品・サービスの調達に関し、調達改善によって得られる財務上の効果を本部と部局で原則折半することを決定し、全学的に積極的な対応を促す仕組みを構築した。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【185】 ・施設設備のエネルギー経費の抑制を図るため、施設設備エネルギー・マネジメント体制を構築し、既存の設備・機器等の更新を進めるとともに、長期的施設設備の観点から、施設に節減システムを組み込むなどの方策を推進する。	【185】 ・省エネ及び省コストに関するシミュレーションに基づく対策を実施するとともに、さらなる方策について検討する。	Ⅲ	・本郷地区、駒場Ⅰ、駒場Ⅱ、柏、白金キャンパスの電気・ガスの需給契約を、使用実態に合わせた安価な料金での契約更新を行い、約 7,000 万円削減が図られた。 ・夏季の省エネルギー呼びかけるクールビズのポスターを作成し、全学に配布して夏季の省エネに向けた啓発活動及び週間電気予報の全学への配布を行った結果、夏季 3 か月で光熱費を約 6,000 万円削減した。 ・夏季の一斉休業の取り組み、その実施後の省エネ効果検証を行った結果、本郷地区、駒場Ⅰ、駒場Ⅱ、柏キャンパスで 1 日当たり約 73 万円の電気料金の削減が図られた。 ・医学部 3 号館のトイレの全面改修工事を行うにあたり、超節水タイプの器具を採用し、改修前後の詳細の利用実態調査を行った。		
【186】 ・事務量の軽減や会議費の削減を図るため、学内事務分掌の見直し、会計手続きの簡略化、情報ネットワーク化、文書の電子化等を行う。	【186】 ・決裁手続きの簡素化策を実施する。	Ⅲ	本部事務においては、平成 17 年 3 月に制定した「本部文書決裁要領」に基づき、4 月から運用を開始した。さらに、実態に合わせて 6 月に同要領の改正を行った。また、部局においては、本部事務における実施状況を踏まえ、7 月から実施した。		
			ウェイト小計		

III　財務内容の改善
3　資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	●　現預金の効率的・効果的な管理運用を行う。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　現預金の効率的･効果的な管理運用に関する具体的方策	○　現預金の効率的・効果的な管理運用				
【187】 ･部局を含めた全学の資産状況を常に把握するとともに、外部専門家の助言も得ながら資産運用体制を整備する。	【187】 ・法人法が定める運用方法の範囲内で競争原理を活かしつつ、積極的に余裕資金の運用を行う。	III	寄附金余裕分から 110 億円の中長期的運用を追加実施、入札形式で積極的に実施した運営費交付金等余裕分の短期的運用と合わせて、約 9,040 万円の運用実績を挙げた。		
【188】 ･資産運用管理についての指針を策定する。	【188】 ・資金以外の資産についても、収益確保の観点を含め、適切な管理運用方式を検討する。	III	東京大学の本部が管理する施設（本部共通施設）の適切な管理運用を図るためマネジメントに関する基本方針の策定及び実現方策等の検討を開始した。また、不動産の有効活用の観点から食堂・自動販売機等について新たに貸付を行い約 400 万円の収益の確保を図った。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

III　財務内容の改善に関する特記事項

■中期計画期間中の財務計画案の作成
　国立大学が教育・研究を遂行する上で必要とする基盤的資金については、原則、国が措置すべきこととして特別教育研究等の予算要求を行うとともに外部資金の拡大を図るなど、大学全体としての事業費の拡大を目指した。一方、政府効率化係数による運営費交付金の減少に対しては、調達方法の改善による物件費支出の効率化減、業務合理化及び常勤職員のスキルアップによる非常勤職員雇用数の適正化並びに早期退職制度の適正な促進などによる人件費支出の抑制による運営費交付金の効果的な使用とともに、東京大学基金の活用を視野に入れ一層の教育研究活動の充実を図ることとする中期計画期間中の財務計画としての基本的な考え方をとりまとめた。

■現預金の効率的・効果的な管理運用
　法人化とともに開始された余裕資金の運用については、正確な資金収支見込額の把握により資金管理計画の精度向上を図るとともに、運用が許される金融商品が限定されている中ではあるが、長期・短期それぞれを積極的、かつ、継続的な運用を行い、年度累積平均運用率（余裕資金総額に占める運用額の割合）を前年比約 28%増の 89%程度まで上昇させた。
　なお、このような積極的な運用を行った成果として、市場において超低金利の状況が続く中においても、前年度実績額を大幅に上回る運用益を得ることができた。

■経費の節減に向けた取り組み
１．価格交渉落札方式導入に伴う実施工事費の節減
　工事発注方式については、国の法令等の適用を受けつつも、大学独自に契約方式等を模索することを検討し、発注者、受注者相互に工事の効率化等を提案し合い、価格を交渉し決定する「価格交渉落札方式」の導入を行った。
　これにより、入札金額の低い 3 者までを対象に交渉が可能になり、従来の予定価格を下回っても更なる価格交渉が可能となったことにより、一層の経費の節減が図られた。
　平成 17 年度においては、「文学部 3 号館空調設備改修工事」、「駒場Ⅰラグビー場改修工事」及び「第 2 武蔵野寮取りこわし工事」の 3 件の事業をこの方式で実施し、大幅な仕様の見直しも含め、当初予定工事費に対しておおむね 3 割以上の削減が図られた。
２．省エネルギー等による経費の節減
　夏季の省エネルギーを呼びかけるクールビズのポスターを作成し、全学への配布による夏季の省エネの啓発活動を行い、更に施設部環境課で作成した週間電気予報の全学への配信等を行った結果、夏季 3 か月で光熱費約 6,000 万円削減した。特に、夏季の一斉休業の取り組みにより、本郷地区、駒場Ⅰ、駒場Ⅱ、柏キャンパスで 1 日当たり約 73 万円の電気料金の削減が図られた。
　また、電気及びガスの需給契約変更により、使用実態に合わせた安価な料金での契約更改を行い、約 7,000 万円削減が図られた。

■予算の効果的使用に向けた制度構築
　中期計画期間中における運営費交付金の削減、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減に伴う対処や、新規事業等を促進するため、平成 18 年度から部局に配分した教員採用可能数に対する標準削減率１％の実施を行うこととした。
　特に、教員については部局における法人移行時の教員採用可能数を維持できることとして、物件費予算から人件費予算への流用を可能とする人件費管理に係る新たな制度を構築した。さらに、新規事業等に伴う比較的高額でかつ単年度に発生する一過性の経費について、物件費予算の前倒しが出来るよう複数年度に亘る予算の調整を可能とする制度、また予算の柔軟化を目的とした繰越の制度を構築した。
　教員以外の職員採用可能数についても、標準削減率１％適用の他に、業務量に見合う人員の適正配置を可能とする適正化係数１％を上積みし、教員以外の職員の適正配置と業務の効率化を図ることとした。

■附属病院経営について
　財政面では、経営改善係数 2%、効率化係数 1%の削減に対し、主として増収策をもって対応することとし、諸料金規程の改正、診療報酬請求における新たな加算の取得に努力した。結果として、稼働額ベースで前年度比 6.2%、17 億円弱の増収が可能となった。入院診療に関しては、特に平均在院日数の短縮（18.6 日→16.0 日）、新入院患者数の増加（18,729 人→21,454 人）が顕著であった。入院診療における対処が適切になされたことにより、外来患者数及び外来単価は上昇し、外来稼働額は１割程度増加した。一方で医薬品、医療材料の費用は収入の伸びに対して低く抑えられ、対稼動額では 1%程度の削減となった。
　病院運営体制面では、7 月に従来の係を廃止して事務部組織を「チーム制」とした。構成をチームリーダー－サブリーダー－担当者とすることで、刻々と変化する病院を取り巻く環境の変化に対応し、業務の質、量の変化に柔軟かつ迅速に対応できるように整備した。
　平成 16 年度に行った大幅な組織改正の成果も定着し、病院内の連絡体制、教育体制が整備されたことなどにより、安全な医療の提供がなされた。

■財務情報に基づく取り組み実績の分析
１．資金残高の実績及び見込み情報に基づき、長期運用に付すことのできる余裕資金の金額を把握し、運用金額を大幅に拡大した。（平成 16 年度 90 億円→平成 17 年度 170 億円）また、同様に余裕資金の短期運用についても運用率の拡大を実現し、長短合わせた運用率（運用額／余裕資金（積数ベース））が改善した。（平成 16 年度 69%→平成 17 年度 89%）
２．年度中間において部局への配布予算に対する所要見込み額の調査を行い、それに基づく予算の改定通達を実施することで予算の効果的な活用を図った。
３．平成 16 年度の決算内容を分析することで、調達改善を図るべき重点分野を探り、分野別対策の検討・実施に取り組んだ。

Ⅳ　自己点検・評価及び情報提供
１　評価の充実に関する目標

中期目標	●　世界的水準の総合研究教育大学としてふさわしい自己点検・評価システムを構築する。 ●　評価結果を大学運営の改善に活用するためのシステムを構築する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　自己点検･評価システムの確立に関する具体的方策	○　自己点検・評価システムの確立				
【189】 ・評価担当部門を置き、評価業務の推進を図る。	【189】 ・評価担当部門において、評価業務を引き続き推進する。	Ⅲ	全学的な会議で評価体制の整備について見直しを行い、評価支援室にデータベース部門と調整企画部門を設置することを決定し、評価業務の推進を図った。		
【190】 ・国際的な評価視点を踏まえつつ、教育研究のさまざまな領域に応じた各組織の目標や活動実態の多様性を最大限に尊重し、東京大学の基本理念と長期的目標を具現化する自己点検･評価システムを確立する。	【190】 ・自己点検・評価システムとして設計した東京大学標準実績データベースを試行する。	Ⅲ	平成 16 年度設計した「東京大学標準実績データベース」については、部局等の意見を積極的に反映させ充実させた。		
【191】 ・個人、部局、全学に対する自己点検・評価システムの連携により、効率的で適正な自己点検・評価作業の実施を図る。	【191】 ・東京大学標準実績データベースの活用により、部局と全学の評価作業の同調を図る。	Ⅲ	東京大学標準実績データベースを活用することにより、部局毎の特色を活かしながら教員等の研究活動記録に関するデータの集約が可能となった。		
【192】 ・大学評価に係わる運営業務は全学的な機関で対応し、各部局等の業務の負担軽減を図る。	【192】 ・評価支援室で大学評価に関する運営業務を担当し、部局等の負担を軽減する方策をとる。	Ⅲ	東京大学標準実績データベースを活用することにより、各部局等において自己点検・評価を実施する際のデータ集計や統計処理等の負担軽減に資した。		
【193】 ・各部局の自己点検・評価結果を踏まえて全学的な自己点検･評価結果を公表する。	【193】 ・全学的な自己点検結果・評価結果の公表へ向け、各部局の自己点検評価についての情報を収集する。	Ⅲ	評価支援室では、各部局における評価の状況を把握するために、各部局の自己点検・評価結果の情報収集及び分析を行った。		
○　評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策	○　評価結果の大学運営改善への活用				

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【194】 ・各部局に対する評価結果を画一的に取り扱うことはせず、各部局の教育研究活動等の改善を促し、東京大学の継続的な活性化を図る。	【194】 ・東京大学標準実績データベースの試行を通じて、部局等の要請に応じ、具体的方策の立案に協力するより効果的な仕組みを検討する。	Ⅲ	評価支援室では、東京大学標準実績データベースを導入した部局からの要請に応え、さまざまな追加設計を行い、システム改善を図り、効果的な仕組みを検討した。		
【195】 ・全学及び各部局に対する評価を踏まえて、東京大学の基本理念や基本目標を点検し、新たな中期目標・中期計画の策定に活かす。	【195】 ・全学及び部局等の自己点検評価をとりまとめ、役員会で報告する。	Ⅲ	全学的な自己点検・評価結果の情報収集を行い、その結果をとりまとめて役員会に報告した。		
			ウェイト小計		

Ⅳ　自己点検・評価及び情報提供
2　情報公開等の推進に関する目標

中期目標	●　東京大学が国内外に発信すべき情報、社会が期待する情報、学内で共有すべき情報を多様なメディアを駆使して円滑かつ積極的に提供するなど、全学の広報体制を強化する。 ●　東京大学が所有する多彩で豊富な学術情報を体系化し、社会に向けて発信するための体制を整備する。 ●　情報公開の実務体制の整備、個人情報の保護システムの構築、基本的人権に基づいた情報倫理の確立を目指す。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　広報体制の強化に関する具体的方策	○　広報体制の強化				
【196】 ・広報情報業務の推進を図るとともに、各教職員の広報情報関連業務の負担軽減に努める。	【196】 ・広報情報業務の効率化を進めるため、本部広報室の体制を強化する。	Ⅲ	1名の広報課職員の増員を図り、さらに編集の専門家を外部から1名採用し、本部広報室の体制を強化した。		
【197】 ・ホームページや学内外広報誌など、多様な広報メディアを活用して広報活動の充実と活性化を図り、これらを統合するメディアミクス機能の強化を目指す。	【197】 ・英文ホームページを改訂するとともに、広報メディア全体の効果的分業を進めるためにメディアの編集を統括する体制を実現する。	Ⅲ	ホームページの英文化が必要なコンテンツの一部である「記者発表一覧」、「留学生の方へ」を充実させた。同コンテンツである「キャンパスライフ」を一層充実させるべく準備を進めている。 また、効果的な分業を推進するために、本部広報室員からホームページ主担当の他に新たにホームページ副担当を配置した。各種広報誌は、本部広報室員から新たに「学内広報」編集長、「淡青」編集長担当を配置し、充実を図った。		
【198】 ・公開学術講演会や公開講座の実施、総合研究博物館の展示等を通じて学術研究の成果を広く国民に還元する事業を展開する。	【198】 ・公開学術講演会と公開講座の内容と実施体制の見直しを行う。	Ⅲ	公開講座の聴講者の拡大を目指し、TODAI TV（東京大学で実施されている講義や講演などを視聴することのできるサイト）を使用したネット配信の実施に向けた準備を行った。公開学術講演会についても検討を進めている。 総合研究博物館では、展示に連動させた公開講座「関野貞アジア踏査」（44 名）と「Systema Naturae」(35 名)を開催し、好評を得た。また、学芸員専修コース（11 名）を通じ学芸員のスキルアップに貢献した。世界的に著名な研究者による特別公開講座（130 名）と、英語による公開セミナーを全 4 回（80 名）、国際シンポジウムを 2 回（65 名）開催し、日本語の解説を付けて実施した。参加者の募集については、ホームページにて公開した。 ※（ ）内の数字は参加者を示す。 http://www.um.u-tokyo.ac.jp		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【199】 ・海外で開催する本学主催の UT フォーラムの更なる充実を図ることにより、国際的な情報発信を積極的に推進する。	【199】 ・北京において、本学の先端的研究活動の成果の周知を図るための UT フォーラムを開催する。	III	平成 17 年 4 月 28 日、29 日に、中国北京市の北京大学、清華大学、中国科学院において UT Forum 2005 in China を開催した。北京大学では「アジア的視野からの中国学」、清華大学では「Challenges in Material Science & Engineering」、中国科学院では「Microbial and Human Genomes: from Pathogenesis to Personalized Medicine」についてのフォーラムを開催し、延べ約 420 名の研究者、学生が参加した。 また、UT Forum の学生フォーラムを東京大学において中国の学生を招いて開催した。8 月 8 日には北京大学、9 月 26 日には清華大学、9 月 29 日、30 日には中国科学院の大学院学生と東京大学の大学院学生が研究発表、交流を行った。		
○　総合的学術情報システムの構築に関する具体的方策	○　総合的学術情報システムの構築				
【200】 ・ソフトウェアについての知的財産権、著作権に関する教育を行う。	【200】 ・ソフトウェアについての知的財産権、著作権に関する規則等のマニュアル作成を進める。	III	ソフトウェア等の知的財産について、より具体的な運用にきめ細かく対応するため、東京大学著作物等取扱規則の中で、教職員等以外のその他研究者における著作物の取扱等を定め、また、所要の見直し・整備を行った。		
【201】 ・図書館の学術情報、全学の研究者情報、研究企画・成果に関する情報、文化財情報、博物館の多様な情報等をデータベース化し、これを体系化して発信するための学術情報システムを構築する。	【201】 ・研究者情報や研究成果に関する情報等をデータベース化した東京大学標準実績データベースを試行的に導入する。	III	平成 16 年度設計した「東京大学標準実績データベース」を試行的に導入し、部局の要請に応じてシステム改善を図った。 また、附属図書館と情報基盤センターでは、平成 16 年度より附属図書館システム「学術情報システム」策定の中で、情報発信支援を実現するシステムとして、機関リポジトリを位置づけた。平成 17 年度には、機関リポジトリシステムの立ち上げと公開に向けて準備を開始し、附属図書館研究開発室の下に、東京大学学術機関リポジトリ・プロジェクトを設置した。		
○　個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守に関する具体的方策	○　個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守				
【202】 ・大学にふさわしい個人情報保護制度のあり方を勘案しつつ、適正な情報公開体制の確立を図る。また、大学にふさわしい情報倫理を確立し、これを遵守する体制を整える。	【202】 ・東京大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則を整備し、適切な運用を図る。	III	「東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」「東京大学個人情報開示等に関する規則」「東京大学個人情報開示の手数料等に係る規則」を平成 17 年 4 月 1 日から施行し、東京大学における保有個人情報の取扱いに関する基本的事項の周知徹底を図るとともに、情報公開委員会並びに情報セキュリティ委員会等で運用の具体的検討を進めている。 なお、保有個人情報の開示請求等に対しては、上記規則に従って、情報公開委員会等の審議のもと情報公開室において適切かつ迅速に対応し、平成 17 年度は 4,666 件を処理した。		
			ウェイト小計		

Ⅳ　自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項

■自己点検・評価

１．教育研究部局附属の教育研究施設については、法人化後、予算上の時限はなくなったものの、設置の趣旨に基づき、社会的要請等を踏まえ自律的に見直すことが必要であることから、各教育研究部局の判断により自主的に自己点検・評価並びに外部評価を行っている。平成 17 年度については、地震研究所及び物性研究所において自己点検・評価並びに外部評価を実施した。

　例えば地震研究所では、附属施設の「海半球観測研究センター（法人化前の時限は平成 18 年度）」における組織・運営、研究活動、教育活動、将来計画について外部評価を実施した。

２．全学センターについても同様に、法人化後、予算上の時限はなくなったが、その運営を大学としてのマネジメントの中で位置付ける必要があることから、総長室総括委員会の下に評価委員会を置き、全学センターが実施した自己点検・評価等の結果について、学術的意義、共同利用形態、研究及び共同利用の実績などその妥当性を検証したうえで、組織の見直しを図ることとした。

■情報提供

１．総合研究博物館では、最新の研究教育を展示公開という形で発信している。また、公開講座、学芸員専修コース等の募集についても、インターネットを通じ広く社会に情報を提供している。積極的に無料の情報誌等への掲載も行っている。

２．平成 17 年 4 月より、東京大学で行われている講義の一部について、授業科目のカレンダー、シラバス、講義ノートや教材などをインターネット上に公開する UT Open Course Ware(以下、UT OCW)事業を開始した。また、UT OCW に公開されている授業のシラバスの関係を構造的に見ることのできる検索システム（MIMA Search）を実装した。平成 18 年度には、学術俯瞰講義も、UT OCW から視聴できるようになる。

３．平成 17 年 4 月 28 日、29 日に、中国北京市の北京大学、清華大学、中国科学院において UT Forum 2005 in China を開催した。北京大学では「アジア的視野からの中国学」、清華大学では「Challenges in Material Science & Engineering」、中国科学院では「Microbial and Human Genomes: from Pathogenesis to Personalized Medicine」についてのフォーラムを開催し、延べ約 420 名の研究者、学生が参加した。

４．評価支援室では、東京大学標準実績データベースを導入した部局からの要請に応え、さまざまな追加設計を行い、研究者データを公開できるよう整備を進めた。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項
1　施設設備の整備等に関する目標

中期目標	●　都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成を推進する。 ●　教育研究活動及び学生生活を支援するため、各キャンパスの土地・施設整備を有効に活用する。 ●　既存施設設備の有効利用の観点から、施設設備の経年による劣化を適正な範囲に抑え、環境保全、ユニバーサルデザイン化に配慮した施設設備の整備・活用を推進する。 ●　アカデミックプランの基づく施設需要等（スペース・機能）に対応できる体制を整備する。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成を推進するための具体的方策	○　都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成の推進				
【203】 ・本学キャンパス敷地の緑化を含めた屋外環境を維持保全するとともに、歴史的建造物等の適切な管理と効果的な活用に努める。	【203-1】 ・本学キャンパス敷地の緑化対策を事業年次計画に基づき推進する。	Ⅲ	・本郷地区キャンパスにおいては近隣住民に対する配慮から敷地境界より樹木の剪定及び（医病）中央診療棟Ⅱ期竣功に合わせた緑化整備を実施した。また、駒場Ⅰキャンパスにおいても（駒Ⅰ）5号館改修に合わせた緑化整備を実施した。		
	【203-2】 ・キャンパスメインストリート再生整備を引き続き推進する。	Ⅲ	・本郷キャンパスにおけるキャンパスメインストリート再生整備については、歴史的環境保全に配慮しながら、福武ホールの寄附事業工事に併せた整備を計画している。		
	【203-3】 ・建物誘導・案内サインの整備を引き続き推進する。	Ⅲ	・建物誘導・案内サインの整備として、浅野キャンパスに国指定史跡「弥生二丁目跡地」遺跡案内板を整備し、歴史の正しい認識と文化財の管理を図った。		
	【203-4】 ・駒場Ⅰキャンパスのグランド砂塵防止対策を推進する。	Ⅲ	・駒場Ⅰキャンパスのグランド砂塵防止対策として、ラグビー場の人工芝化を 3 月に完了し屋外環境の保全と学生へのサービスの充実を図った。		
【204】 ・キャンパスの整備に当たり、学生の学習･生活や教職員の勤務環境に配慮した支援施設の充実に留意する。	【204】 ・学生や教職員が集える交流スペースを引き続き本郷・駒場・柏地区に確保する。	Ⅲ	・学生や教職員が集える交流スペースとして、（本郷）工学系総合研究棟に工学部フォラム 630 ㎡、（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ北館にキャンパスプラザ 140 ㎡、（柏）図書館にサロンドカフェ 50 ㎡を交流スペースとして確保し、学生生活や教職員の勤務環境の支援施設の充実を図った。		
○　各キャンパスの土地･施設設備の有効活用に関する具体的方策	○　各キャンパスの土地・施設設備の有効活用				
【205】 ・本学の３極構造を担う本郷、駒場、柏の各キャンパスの全学的な役割分担を考慮して策定された「整備計画概要」に基づいて着実にその進捗を図る。	【205】（【212】）		（【212】参照）		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【206】 ・整備計画概要策定時（平成１１年）以降の情勢変化、例えば新たな教育・研究組織の設置予定、新たな施設移転の計画、周辺住民との共生等を踏まえ、既定整備計画概要の一部について適切な見直しを行う。	【206】 ・ワーキンググループにおいて引き続き本郷地区「整備計画概要」の見直しを図る。	Ⅲ	・「本郷地区キャンパス第３次整備計画概要」の改正に当たっては公正・快適で安心・安全なキャンパスづくりを重視する観点を踏まえ策定し、今後の施設整備の指針として活用する。 （平成 17 年 7 月 26 日キャンパス計画委員会 本郷地区部会承認）		
【207】 ・各キャンパスの土地・施設設備の管理（施設マネジメント）を行うために必要な体制を整備し、土地・施設設備利用及び利用に伴う環境変化に関する点検・評価を定期的に実施する。	【207】 ・施設マネジメントを行うため、施設の評価システムの体制を整えるとともに策定準備を進める。	Ⅲ	・キャンパス計画室に共同利用スペースの管理・運営部会及び施設等の有効活用に関する点検・評価に関するワーキンググループを設置し、施設マネジメントのための管理及び評価体制を構築した。 ・本郷地区キャンパス構内交通基本計画策定ワーキンググループを設置し、良好な歩行者空間の確保と自動車利用の抑制を基本方針とした「本郷地区キャンパスにおける交通改善の基本方針」を策定した。 ・柏地区キャンパス構内交通基本計画策定ワーキンググループを設置し、良好な歩行者空間の確保と自動車の適正利用を基本方針とした「柏地区キャンパス構内交通基本計画の基本方針」について検討している。		
【208】 ・既存建物の固定的利用を見直し、利用評価の結果を基にスペースの共用化を図り、学内の教育研究の変化や大学における学生生活の改善に対応したスペース有効利用に資する運用システムを構築する。	【208】 ・全学的、及び各部局における施設の有効活用に係る規則や体制の整備等、より効率的に利用可能となるスペースの運用システムの検討を進める。	Ⅲ	・施設等の有効活用に関する指針に基づき、「共同利用スペースの確保に関する細則」、「共同利用スペースの 管理・運営実施細則」、「施設の有効活用に関する点検・評価実施細則」を策定し、効率的利用や共同利用のためのスペース確保を図った。		
【209】 ・実験設備についても有効利用の方策を検討し、ますます精密化・大型化する実験設備の需要に対応できる体制を整備する。	【209】 ・大型実験設備の配備状況やその需要についての実態調査を引き続き行う。	Ⅲ	・大型実験設備の実態調査のデータを基に設備マスタープランを作成した。 また、共同利用の一元化の検討とあわせ、さらに調査を進め、共同利用可能な設備について情報発信していく予定としている。 （【87】、【94】、【183】参照）		
○　施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮に関する具体的方策	○　施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮				

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【210】 ・既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と適切な維持保全を行うとともに、劣化した施設設備の安全対策等に係わる計画の策定・実施を図る。	【210-1】 ・既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と維持保全を事業年次計画に基づき推進する。	Ⅲ	・既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検について、関係法令に基づき、保守点検年次計画を策定し、効率的な点検を実施すると共に適切な維持保全を図っている。 ・施設を長期にわたり良好、安全な状態で維持し、施設の長寿命化を推進するため「東京大学長期修繕計画」をとりまとめ、その計画に基づき、維持管理を進めることとしている。		
	【210-2】 ・手摺、棚等の安全対策や基幹整備等の老朽更新を推進する。	Ⅲ	・手摺、棚等の安全対策や基幹整備等の老朽更新については、年次計画に基づき、計画的に実施しており、小石川地区における囲障について現地調査を行い、老朽更新年次計画を策定し囲障改修工事に着手した。		
	【210-3】 ・建物耐震対策を推進する。	Ⅲ	・改修計画に基づき新耐震基準が施行された昭和 56 年以前の建物について耐震診断を計画的に実施し、（本郷）医学部総合中央館、（本郷）動物資源領域棟等の耐震診断を実施した。 ・建物耐震診断を行う人材養成のために耐震診断実務講習会を開催した。 ・（薬）本館改修、（本郷）工学部 11 号館改修、（駒場Ⅰ）5 号館改修、（駒場Ⅱ）45 号館改修の耐震補強工事が完成した。		
【211】 ・環境保全、ユニバーサルデザイン化を推進するため、現状及び進捗状況を評価する体制を整備する。	【211】 ・引き続き環境保全、ユニバーサルデザイン化のための具体的方策を推進する。	Ⅳ	・「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」を策定し、施設のバリアフリー化において、特に考慮すべき共通の事項を示し、今後の施設整備の指針とした。 ・バリアフリー基本計画に基づき、教養学部 1 号館（スロープ、身障者便所）、教養学部 5 号館（身障者便所、エレベーター）、教養学部 6 号館（身障者便所）、工学部 11 号館（身障者便所、エレベーター改修）の整備を実施し、今後の障害学生受け入れの準備を整えた。		
○　アカデミックプランに基づく施設需要等に対応するための具体的方策	○　施設需要等への対応				
【212】 ・アカデミックプランに基づく新たな施設需要等に対応できるスペース・機能を確保するため、既存施設の有効利用を図りつつ、施設備を更に進める。	【212-1】 ・各地区において、施設整備補助金及び長期借入金を財源として、「整備計画概要」に基づいた施設整備を計画的に推進する。平成 17 年度においては以下の事業の完成を目指す。	Ⅲ	・以下のように、計画通り整備を行った。		
	【212-2】 ・（医病）中央診療棟Ⅱ期 SR9-3　30,757 ㎡	Ⅲ	・（医病）中央診療棟Ⅱ期　SR9-3　30,757 ㎡については平成 18 年 3 月に完成した。		
	【212-3】 ・（本郷）工学系総合研究棟 S12-1　28,911 ㎡	Ⅲ	・（本郷）工学系総合研究棟　S12-1　28,911 ㎡については平成 17 年 10 月に完成した。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
	【212-4】 ・（本郷）薬学系総合研究棟（Ⅱ期）　SR10-１　4,000 ㎡	Ⅲ	・（本郷）薬学系総合研究棟（Ⅱ期）　SR10-１　4,000 ㎡については平成 18 年 2 月に完成した。		
	【212-5】 ・（薬）本館改修　R5-1　1,830 ㎡	Ⅲ	・（薬）本館改修　R5-1　1,830 ㎡については平成１８年１月に完成した。		
	【212-6】 ・（本郷）工学部 11 号館改修（耐震補強）R9-2　5,108 ㎡	Ⅲ	・（本郷）工学部 11 号館改修（耐震補強）R9-2 5,108 ㎡については平成 17 年 12 月に完成した。		
	【212-7】 ・（駒場Ⅰ）5 号館改修（耐震補強）　R2　2,539 ㎡	Ⅲ	・（駒場Ⅰ）5 号館改修（耐震補強）　R3　2,539 ㎡については平成 18 年 2 月に完成した。		
	【212-8】 ・（駒場Ⅱ）45 号館改修（耐震補強）　R5-1　5、373 ㎡	Ⅲ	・（駒場Ⅱ）45 号館改修（耐震補強）　R5-1　5、373 ㎡については平成 18 年 2 月に完成した。		
	【212-9】	Ⅲ	・（駒場Ⅰ）数理科学研究科棟増築 R2　641 ㎡については、平成 18 年 1 月に完成した。		
【213】 ・学内の共用スペースの拡大と併せ、各部局において運営する共用スペースを一定比率で確保することにより、緊急対応を含めた施設需要等への対応を推進する。	【213】 ・「東京大学における施設等の有効活用に関する指針」に基づく既存施設の点検・評価結果を踏まえ、引き続き共用スペースを確保する。	Ⅲ	・医学系総合研究棟の完成に伴い、既存施設の点検・評価を実施し、既存施設である医学部１号館から共同利用スペース(約 4,000 ㎡)を確保した。		
【214】 ・PFI 等の新たな整備手法の導入や、部局の寄付等の獲得努力を促すような資金調達方法、学外施設の活用等について検討する。	【214】 ・新たな民間活力の積極的導入、地方公共団体等からの寄付受入れの導入等、新手法による施設整備方策の検討を推進する。	Ⅲ	・本郷キャンパスに東京大学ベンチャープラザ（仮称）、情報学環・福武ホール、弥生キャンパスにエンゼルホールの寄付等による施設整備に着手した。 ・寄附金を財源とした（本郷）薬学系総合研究棟（Ⅱ期）が完成した。		
【215】 ・PFI 事業として次の事業を確実に推進する。	【215】 ・PFI 事業として（地震）総合研究棟、（柏）総合研究棟（環境学研究系）、（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ（北館）施設を完成するとともに、次に掲げる PFI 事業については着実に推進する。	Ⅲ	・以下のように、計画通り PFI 事業を推進している。		
【216】 ・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業	【216】 ・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業	Ⅲ	・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業については、平成 18 年 3 月に建物の竣功確認を行い平成 18 年 4 月より維持管理業務開始予定。		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【217】 ・（地震）総合研究棟施設整備事業	【217】 ・（地震）総合研究棟施設整備事業	III	・（地震）総合研究棟施設整備事業については、平成 18 年 2 月に建物の竣功確認を行い平成 18 年 3 月より維持管理業務開始した。		
【218】 ・（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業	【218】 ・（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業	III	・（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業のⅠ期建物（北館 R3-1　4,736 ㎡）については、平成 18 年 3 月に建物の竣功確認を行い平成 18 年 4 月より維持管理運営業務開始した。Ⅱ期建物（南館 R3-1　4,892 ㎡、和館 R1　360 ㎡）においては、建設に伴う中間確認を 3 月に行った。		
【219】 ・（駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリー施設整備事業	【219】 ・（駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリー施設整備事業	III	・（駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリー施設整備事業については平成 17 年 4 月より維持管理業務を開始し確実に事業を推進している。		
【220】 ・キャンパス計画に関する責任体制を明確にし、全学・各キャンパス・各部局のアカデミックプランに基づく施設設備内容を全学的立場から調整する体制を整備する。	【220】 ・施設等の有効活用に関する指針に基づき、引き続き施設整備事業の検討を推進する。	III	・キャンパス構成員のための福利厚生施設の在り方や外国人研究者を受け入れのためのインターナショナルロッジ等の構想について、本部共通施設運営委員会を設置し、全学的立場から調整する体制を整備した。		
【221】 ・施設費補助金制度を弾力的に運用することにより、施設・設備整備の効率化を図る。	【221】 ・補助金適正化法を遵守しながら、施設費補助金と民間出捐金等の合築により施設・設備整備を推進する。	III	・補助金適正化法を遵守の上、当該経費の有効活用を図っている。また、寄附金として補助金を合わせた財源とした（医病）中央診療棟Ⅱ期が平成 18 年 3 月に完成した。		
			ウェイト小計		

V　その他業務運営に関する重要事項
2　安全管理に関する目標

中期目標	●　教育研究環境の安全衛生確保と緊急時対応のため、安全管理体制を整備する。 ●　教育・研究の円滑な推進のため、事故、災害、環境汚染の未然防止と被害の軽減を図る。 ●　キャンパスにおける事故や災害などの防止と環境保全、施設等の整備と安全性能の向上に努める。

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　安全管理体制の整備に関する具体的方策	○　安全管理体制の整備				
【222】 ・安全管理を統括、監督する全学機関を設置し、各事業場の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、全学及び各事業場に対して助言、勧告、指導を行う。	【222】（【222】～【224】） ・全学の安全衛生管理室の体制を強化する。	Ⅳ	・平成 17 年 4 月に安全衛生管理室を環境安全本部に組織替えを行い、安全衛生に関する特任教員を採用し体制を強化した。 ・平成 17 年 10 月に環境安全グループを組織し、環境安全本部の実務の強化を図った。 ・週 1 回の環境安全本部会議を開催し、全学的な調整と事故発生時における関係機関との速やかな対応を行っている。 ・環境安全本部が部局の安全衛生委員会に参加して、より効果的な連携、調整を行っている。		
【223】 ・全学機関は、関係法令等に則って、安全衛生に関わる諸事業場組織と管理者等の編成、日常的な防災安全衛生の管理業務、災害・事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。	【223】		（【222】参照）		
【224】 ・全学機関は、各事業場における安全衛生関連の委員会と業務組織との有機的な分担、連携と調整により、安全管理を総括する。	【224】		（【222】参照）		
【225】 ・全学機関の下に機動的に安全管理に対処できる機関を設置し、安全管理に係わる各センター及び各事業場と緊密に連携し、緊急時の対処、連絡等を行う。	【225】 ・全部局安全衛生管理室長会議を引き続き開催する。	Ⅲ	・月 1 回の全部局安全衛生管理室長会議を開催し、緊密な連携と調整を図っている。		
○　学生等を含めた大学構成員の安全管理に関する具体的方策	○　学生等を含めた大学構成員の安全管理				

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
【226】 ・管理が必要な化学物質、その他の危険物質や関連する設備等について、定期検査や保管・作業環境の調査等により、安全管理に関する情報を把握し、セキュリティ対策等を行う。	【226】 ・安全管理に必要な健康診断・作業環境測定・定期自主検査・作業場の巡視等を計画的に実施する。 ・薬品管理システムを導入して、安全管理に関する情報を把握する。	III	・健康診断・作業環境測定・定期自主検査・作業場の巡視を計画的に実施している。 ・薬品管理システムを導入し全学での薬品情報を可能にした。順次薬品の登録を進めている。また、同システムに於いて、高圧ガスボンベの管理についても可能にし、順次登録を進めている。 ・吹き付けアスベスト等について欠損、剥離が確認された居室においては、立入禁止処置を行うと共に、欠損、剥離が確認された部分については、アスベスト除去工事を行い、安全性を確保した。		
【227】 ・教育と研究を遂行する事業場の教育研究環境の安全性の向上に努める。	【227】 ・安全衛生対策工事を実施した部屋のフォローアップを行う。 ・作業場巡視と連携し安全対策の継続的な実施を行う。	III	・安全衛生対策工事を実施した部屋のフォローアップについては原則月に一度の産業医巡視を行い、指摘事項がある場合は、改善要求を行い後日衛生管理者による確認を順次実施している。		
【228】 ・教育研究活動により生じる廃棄物は、関係法令等に基づいて適切に処理するとともに、リサイクルを推進する。	【228】 ・有害な実験廃液は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理する。一般廃棄物は、分別収集によりリサイクルを推進する。	III	・有害な実験廃液は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理している。 ・一般廃棄物については、分別収集を徹底しリサイクルを推進している。		
【229】 ・避難・誘導対策マニュアルの作成、関連機関との連携強化等の危機管理対策を講じる。	【229】（【229】～【229】） ・安全マニュアルを策定し、安全教育のカリキュラム化を検討し、かつ、安全講習会を計画的に開催する。安全衛生に関する情報収集及び広報活動と、計画的な訓練を行う。 ・英語版安全マニュアルを引き続き作成する。	III	・野外活動における安全衛生管理及び事故防止に関し、環境安全本部に「フィールドワーク事故災害対策ワーキンググループ」を設置し、「野外における教育研究活動に関する安全衛生規程」を策定した。また、野外活動における注意すべき事項等をまとめた「野外における安全衛生管理・事故防止指針」を作成し冊子マニュアル（ポケットサイズ）を学内に配布した。 ・新規採用者及び学内各研修に於いて安全衛生の講習を行った。また、学生の安全衛生教育に関しては、新入学、進級時のガイダンスにおいて行っている。 ・防災に関する意識向を図るため、消防署と連携し防災訓練及び救命講習等に協力し実施した。 ・医学部においては、大規模災害マニュアル作成に着手し、院内防災訓練 WG を立ち上げ、近隣地域との連携訓練を計画している。 ・英語版安全マニュアルの作成については計画的に進めており、今年度においては「保護メガネの徹底について」、「発火・爆発・燃焼危険物質の安全な取り扱い」、「実験に関係した電気機器取扱いにおける注意」を作成した。		
【230】 ・大学構成員に安全管理に関する情報を周知し、安全管理に関する教育と訓練を実施する。	【230】		（【229】参照）		

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
○　キャンパスの総合的な安全管理に関する具体的方策	○　キャンパスの総合的な安全管理				
【231】 ･地域及び関連機関との連携を深め、事故防止、防犯、防災と環境保全に努める。	【231】 ・ハザードマップに基づき安全対策を計画的に実施する。	Ⅲ	・施設安全対策（事故防止、防災、環境保全）について、平成17 年度は弥生キャンパス東側境界塀補修、本郷キャンパス薬学ゲート付近において歩行者、自転車分離を目的とした改善工事等を実施している。 ・災害時における災害対策本部について、本部及び部局の対策本部に加え、地区対策本部を設置し、団地単位で臨機に動ける体制について検討を進めている。		
【232】 ・施設等の整備と安全性能の強化､ライフラインと通信連絡手段の確保等に努める。	【232】 ･給水配管、ガス配管及び電気・通信設備の老朽調査を行い、その更新整備を計画的に実施する。	Ⅲ	・本郷キャンパス弥生門付近における雨水対策として、排水計画を見直し新たに排水管、横断側溝を整備した。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項

■施設マネジメント実施体制

１．施設等の有効活用推進ワーキング･グループの設置

キャンパス計画室に、施設等の有効活用に関する点検･評価及び共同利用スペースの管理･運営事項について検討を行うために、施設担当理事を主査とする「施設等の有効活用推進ワーキング･グループ」を設置し、体制を整備した。

２．本部共通施設運営委員会の設置

平成 17 年 4 月より施設部にプロパティマネージメントグループを設置し、これまで、学寮やインターナショナルロッジ、保健体育寮など施設ごとの全学委員会で個別に施設運営について審議してきたものを、民間の管理運営手法を取り入れつつ、集約化を図るトップマネジメントの実現を目指すとともに、計画的運用を図るため「東京大学本部共通施設運営委員会」を設置した。

この委員会においては、総長の統括の下に全学的視点からの基本方針を策定し、具体には、本部共通施設のマネジメントの基本方針や財務、設置及び廃止、管理運営等について審議を行っている。

平成 17 年度においては、各施設の財務状況を分析するとともに、財務の一元化の決定や借入による追分学寮の整備計画の立案等を行った。

■キャンパスマスタープラン等の策定状況

「東京大学キャンパス整備計画概要改正にあたっての基本方針」（平成 16 年 10 月 14 日キャンパス計画室会議）に示された原則、検討事項に基づき、公正・快適で安全･安心なキャンパスづくりを重視する観点に立って、本郷地区キャンパス整備計画概要に必要な改正を加えた。

具体的には、ユニバーサルデザインの一環として、点字ブロックやスロープの設置による、キャンパスのバリアフリー化の推進するとともに、安全・安心な教育研究環境の確保の視点からの耐震補強工事を、Ｉｓ値が 0.4 以下の建物から優先的に実施している。

■　施設の有効活用の促進

「東京大学における共同利用スペースの確保に関する細則」(平成 18 年 2 月 24 日総長裁定)、「東京大学における共同利用スペースの管理･運営実施細則」（平成 18 年 3 月 3 日キャンパス計画室制定）及び「東京大学における施設等の有効活用に関する点検･評価実施細則」（平成 18 年 3 月 3 日キャンパス計画室制定）を制定し、戦略的な全学共同利用スペースの確保及び活用に向けて規則の整備を行い、平成 17 年度においては、第 2 本部棟（2,407 ㎡（ネット））、医学部 1 号館（2,551 ㎡（ネット））に全学的な共同利用スペースを確保し、Web ページで学内に公開し、施設の有効活用の促進を図った。

■　施設維持管理の計画的実施

１．長期修繕計画の策定

教育研究活動基盤である施設を常に、良好、安全な状態で維持し、施設の長寿命化を推進、投資効果を向上するとともに、費用の平準化を図る等、財務負担を緩和、全学的かつ長期的視点からの効率的な修繕の実施を行うことを目的として、「東京大学長期修繕計画」をとりまとめた。

この計画には、限られた予算を有効に活用するため、全学的視点に立ち、投資効果の高い施設の維持管理を推進することが必要であるという立場から、計画の目標、改修の優先度などの基本方針、実施体制、費用の概算と財源等が記載されている。

今後、この計画に基づき全学的、長期的視点に立ち、透明性、公平性確保の仕組みづくりに配慮しつつ実施計画を作成し、維持管理を進めることとしている。

２．都市景観賞の受賞

施設、植栽の良好な維持管理を行っている本郷キャンパス本郷通り側の楠とレンガ塀を対象として、文京区主催「第 5 回文の京都市景観賞」のふるさと景観賞を受賞した。

受賞の理由は、歴史を感じる楠とレンガ塀として、明治時代に築造されたレンガ塀が歩道の街路樹と溶け合い、古くから地域に親しまれている景観として受賞したものである。

３．ＢＥＬＣＡ賞の受賞

適切な維持保全を実施し、または、改修を実施した建築物のうち、特に優良な建築物の関係者を毎年度表彰することを目的としたＢＥＬＣＡ賞(社団法人建築・設備維持保全推進協会　主催)を、設備や建物の老朽改善に耐震補強を含め大型改修を実施した赤門総合研究棟が受賞した。

■新たな整備手法による取り組み

１．高クオリティな学寮の整備に向けて、学寮の総合整備計画を立案し、追分学寮（東京都文京区向丘）を長期借入により整備する方法を検討した。

２．東京大学発ベンチャー企業の育成支援を加速するために、産学連携施設である東京大学ベンチャープラザ（仮称）の建設に着工した。この事業は、篤志家に東京大学の一部の土地を定期借地契約し、篤志家が施設の建設を行い、東京大学と篤志家が連携してベンチャー企業に実験研究スペースを賃貸することとしている。

■災害、事件等に関する危機管理体制の整備状況
　平成 17 年 7 月に発生した潜水事故に鑑み、全学の安全管理体制の見直しを図った。特に野外における教育研究活動に関しては重点的に安全対策を講じた。
①野外活動における安全衛生管理・事故防止指針の策定
　環境安全本部に「フィールドワーク事故災害対策 WG」を設置し、「東京大学の野外における教育研究活動に関する安全衛生規程」を策定した。また、野外活動における事前の注意事項や活動中の注意事項、事故発生時の対応、救急措置に関するより具体的な事項等をまとめた「野外活動における安全衛生管理・事故防止指針」を作成し、ポケットサイズの冊子マニュアルにとりまとめて学内に配布した。同規程については平成 18 年 4 月より説明会を開催する予定である。
②安全対策体制整備
　これまで、それぞれ異なる事務部門で所掌していた安全管理委員会、部会及び環境安全本部の事務所掌を環境安全グループに一元化することにより各部会等の連絡調整等を速やかに行うよう規則改正した。これを踏まえ、平成 18 年度より新体制で安全対策について検討、対策を進める。
③災害対策
　災害時における「災害対策本部」について従来、本部及び部局に総長の指示により設置することとなっていたが、「東京大学防災基本規則」の改正案を検討し、災害時の対策本部について、本部及び部局対策本部に加え地区対策本部を設置できることとし、団地単位での対応を臨機にできるものとする予定である。また、「防災対策マニュアル」を策定しているところである。

Ⅵ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※　財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1　短期借入金の限度額 ２３２億円 **2　想定される理由** 運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際に借り入れすることが想定される。	**1　短期借入金の限度額** ２３２億円 **2　想定される理由** 運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際に借り入れすることが想定される。	該当なし。	

Ⅷ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	
重要な財産を譲渡する計画 1　大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林及び同三の山作業所の土地の一部（北海道富良野市山部 224,252.73㎡）を譲渡する。 2　教育学部附属中等教育学校の土地の一部（東京都中野区南台1－15－1　235.77㎡）を譲渡する。 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	平成 17 年度期間における重要な財産の譲渡については、想定していない。 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	該当なし。 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備等に必要となる経費の長期借入れ（平成16～17年度）に伴い、医学部附属病院の敷地について、担保に供している。 また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れ（平成16年度）に伴い、医科学研究所附属病院の敷地について、担保に供している。	

IX 剰　余　金　の　使　途

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績	
当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。	当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。	該当なし。	

X　そ　の　他　　1　施設・設備に関する計画

中　期　計　画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
・本郷団地総合研究棟（理学） ・本郷団地総合研究棟（工学） ・本郷団地総合研究棟（医学） ・附属病院中央診療棟 ・駒場Ⅰ団地総合研究棟（総合文化） ・駒場Ⅱ団地総合研究実験棟（生産研） ・柏団地総合研究棟（４センター） ・柏団地基幹・環境整備 ・柏Ⅱ団地基幹・環境整備 ・病院特別医療機械 ・小規模改修 ・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業（ＰＦＩ） ・（地震）総合研究棟施設整備事業（ＰＦＩ） ・（駒場Ⅱ）駒場オープン・ラボラトリー施設整備事業（ＰＦＩ） ・薬学部総合研究棟（寄附） ・２２世紀医療センター施設（寄附） ・災害復旧工事	総額 27,824	施設整備費補助金 （16,981） 船舶建造費補助金 （　0） 長期借入金 （ 7,293） 国立大学財務･経営センター施設費交付金 （　0） 民間出えん金（寄附） （ 3,550）

（注１）金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
（注２）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

年　度　計　画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
・本郷団地総合研究棟（工学） ・本郷団地総合研究棟（医学） ・附属病院中央診療棟 ・医病基幹・環境整備 ・病院特別医療機械 ・小規模改修 ・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業（ＰＦＩ） ・（地震）総合研究棟施設整備事業（ＰＦＩ） ・（駒場Ⅱ）駒場オープン・ラボラトリー施設整備事業（ＰＦＩ） ・薬学部総合研究棟（寄附） ・２２世紀医療センター施設（寄附）	総額 10,008	施設整備費補助金 （ 4,262） 船舶建造費補助金 （　0） 長期借入金 （ 3,437） 国立大学財務･経営センター施設費交付金 （　179） 民間出えん金（寄附） （ 2,130）

実　績

施設・設備の内容	決定額（百万円）	財　源
・本郷団地総合研究棟（工学） ・本郷団地総合研究棟（医学） ・附属病院中央診療棟 ・医病基幹・環境整備 ・病院特別医療機械 ・小規模改修 ・駒場Ⅰ団地校舎改修（教養） ・本郷団地校舎改修（薬学） ・本郷団地校舎改修（工学系） ・駒場Ⅱ団地全学共用施設改修 ・災害復旧事業 施設整備事業（ＰＦＩ） ・（地震）総合研究棟施設整備事業（ＰＦＩ） ・（駒場Ⅱ）駒場オープン・ラボラトリー施設整備事業（ＰＦＩ） ・薬学部総合研究棟（寄附） ・２２世紀医療センター施設（寄附）	総額 12,572	施設整備費補助金 （ 6,379） 船舶建造費補助金 （　0） 長期借入金 （ 3,437） 国立大学財務･経営センター施設費交付金 （　179） 民間出えん金（寄附） （ 2,577）

○計画の実施状況等

〔施設整備費補助金〕
H17 当初予算額（4,262 百万円）に対し、H16 補正予算額繰越分（2,008 百万円）、H17 補正予算執行分（93 百万円）、H17 当初予算追加(災害復旧費)分（16 百万円）が追加（追加分計 2,117 百万円）となった。
〔民間出えん金(寄附)〕
H17 当初予算額（2,130 百万円）に対し、寄附金の増額や H16 執行予定分の残額分の執行があった。

X　そ　の　他　　2　人事に関する計画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
（１）雇用方針 ・任期付き教員制度の活用を図るとともに、総長裁量によって、一定数の教員を配置できるような仕組みを構築する。 ・公平性の確保された職員採用の仕組みを整備するとともに、専門性の高い職種については、経験者・有資格者を中途採用できるような制度の導入を検討する。 ・教職員の雇用について、男女共同参画の推進に努めるとともに、人材本位の人事政策を推進する。	（１）雇用方針 ・各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。 ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。 ・教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』を着実に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を実施に移す。 ・教員採用に関して、『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』の活用を図る。 ・関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、本学独自の採用試験を実施する。 ・専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。 ・障害者雇用率の改善に取り組む。	「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P54、参照（№152） 「Ⅱ業務運営の改善及び効率化１運営体制の改善に関する目標」P51、参照（№141） 「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P55、参照（№158） 「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P54、参照（№151） 「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P54、参照（№155） 「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P55、参照（№156） 「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P55、参照（№159）
（２）人事育成方針 ・多様な教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な能力評価・業績評価を取り入れた給与システムの構築を検討する	（２）人事育成方針 ・能力評価・業績評価の方法について検討する。 ・高度な技術を担う職員の確保・養成のための具体的方策について検討する。	「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P56、参照（№164） 「Ⅰ大学の教育研究等の質の向上２研究に関する目標（２）研究実施体制等の整備に関する目標」P30、参照（№82）
（３）人材交流 ・教員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を推進するために、研修や出向等の制度を充実する。 ・職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度の整備を行う。	（３）人材交流 ・『東京大学教員の研修に関する規程』『東京大学職員のサバティカル研修に関する規程』『東京大学教職員出向規程』『東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程』により、教職員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を進める。	「Ⅱ業務運営の改善及び効率化３教職員の人事の適正化に関する目標」P56、参照（№161）

○別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学部の学科、研究科の専攻名等	収容定員（年度計画別表に基づく定員）	収容定員1（前期課程①又は後期課程①'に該当する定員）	収容数（前期課程②又は後期課程②'に該当する在学者数）	定員充足率
	（名）	(a)（名）	(b)（名）	(b)/(a)×100（%）
■ 学部前期課程（1・2年生）				
＜教養学部前期課程＞	ー	6,106	6,712	109.92
■ 学部後期課程（3年生以上）				
＜法学部＞				
第1類（私法コース）	1,980	1,180	1,551	131.44
第2類（公法コース）				
第3類（政治コース）				
＜医学部＞				
医学科	600	400	419	104.75
健康科学・看護学科	200	120	76	63.33
＜工学部＞				
社会基盤学科	160	80	116	145.00
建築学科	240	120	146	121.66
都市工学科	200	100	113	113.00
機械工学科	180	90	273	109.20
産業機械工学科	160	80		
機械情報工学科	160	80		
航空宇宙工学科	208	104	112	107.69
電気工学科	140	70	236	102.60
電子情報工学科	160	80		
電子工学科	160	80		
物理工学科	200	100	124	124.00
計数工学科	220	110	113	102.72
マテリアル工学科	300	150	131	87.33
応用化学科	220	110	115	104.54
化学システム工学科	200	100	81	81.00
化学生命工学科	200	100	104	104.00
システム創成学科	644	322	347	107.76
（工学部共通編入学枠）	20	20	＊22	ー
＜文学部＞				
思想文化学科	360	180	177	98.33
歴史文化学科	240	120	209	174.16
言語文化学科	640	320	245	76.56
行動文化学科	180	100	245	245.00
＜理学部＞				
数学科	180	90	103	114.44
情報科学科	100	50	60	120.00
物理学科	280	140	152	108.57
天文学科	20	10	20	200.00
地球惑星物理学科	128	64	69	107.81
化学科	180	90	110	122.22
生物化学科	80	40	43	107.50
生物学科	72	36	65	180.55
地学科	80	40	31	77.50

＊ 工学部共通編入学枠の収容数は内数。

学部の学科、研究科の専攻名等	収容定員（年度計画別表に基づく定員）	収容定員1（前期課程①又は後期課程①'に該当する定員）	収容数（前期課程②又は後期課程②'に該当する在学者数）	定員充足率
＜農学部＞				
応用生命科学課程	264	132	154	116.66
生物環境科学課程	228	114	105	92.10
生物生産科学課程	348	174	178	102.29
地域経済・資源科学課程	200	100	116	116.00
獣医学課程	180	120	122	101.66
＜経済学部＞				
経済学科	800	400	612	153.00
経営学科	560	280	230	82.14
＜教養学部（後期課程）＞				
超域文化科学科	80	40	73	182.50
地域文化研究学科	140	70	112	160.00
総合社会科学科	40	20	94	470.00
基礎科学科	160	80	105	131.25
広域科学科	80	40	40	100.00
生命・認知科学科	60	30	43	143.33
＜教育学部＞				
総合教育科学科	380	190	242	127.36
＜薬学部＞				
薬学科	320	160	187	116.87
学士課程の合計	12,932	12,932	14,711	113.75

東京大学では、入学者選抜に当たっては、各学部学科ごとに定めている入学定員を、文科1類から3類、理科1類から3類に振り分けて募集を行っている。入学1～2年次は教養学部前期課程に所属し、3年次進学の際に進学振分により各学部各学科等に所属する。
そのため、別表の定員充足率を求めるに当たっては、学部前期課程と学部後期課程に分けて以下のように算出している。

教養学部前期課程（1・2年生）

定員充足率については、平成16年度、平成17年度の入学定員の合計（全国大学一覧に基づく数。外国人学生は含まない。）を学部前期課程全体の収容定員①、学部前期課程の在学者数（平成17年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。）の合計を収容数②とし、②／①×100により算出している。

学部後期課程（3年生以上）

定員充足率については、各年度の入学定員に対する進学者数は当該年度の2年後の数と対応することから、学部4年の場合は平成14年・15年の入学定員の合計、学部6年の場合は平成12年・13年・14年・15年の入学定員の合計を、各学部学科後期課程の収容定員①'、各学部学科の後期課程の在学者数（平成17年5月1日現在の学校基本調査に基づく数。外国人学生及び学士入学者数等を含む。）を収容数②'とし、②'／①'×100により算出している。このため、学部後期課程では、学科別の進学者に対する充足率となる。

学部の学科、研究科の専攻名等	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b)/(a)×100 (%)
＜人文社会系研究科＞			
基礎文化研究専攻	198	242	122.22
うち 修士課程	110	105	
博士課程	88	137	
日本文化研究専攻	104	111	106.73
うち 修士課程	56	45	
博士課程	48	66	
アジア文化研究専攻	140	187	133.57
うち 修士課程	76	69	
博士課程	64	118	
欧米系文化研究専攻	123	238	193.49
うち 修士課程	66	77	
博士課程	57	161	
社会文化研究専攻	69	116	168.11
うち 修士課程	32	39	
博士課程	37	77	
文化資源学研究専攻	40	40	100.00
うち 修士課程	22	24	
博士課程	18	16	
韓国朝鮮文化研究専攻	36	31	86.11
うち 修士課程	24	20	
博士課程	12	11	
＜教育学研究科＞			
総合教育科学専攻	215	343	159.53
うち 修士課程	119	149	
博士課程	96	194	
＜法学政治学研究科＞			
総合法政専攻	180	149	82.77
うち 修士課程	40	54	
博士課程	140	95	
法曹養成専攻 専門職 学位課程	600	602	100.33
＜経済学研究科＞			
経済理論専攻	58	58	100.00
うち 修士課程	28	24	
博士課程	30	34	
現代経済専攻	121	127	104.95
うち 修士課程	51	53	
博士課程	70	74	
企業･市場専攻	78	49	62.82
うち 修士課程	43	24	
博士課程	35	25	
経済史専攻	43	31	72.09
うち 修士課程	22	11	
博士課程	21	20	
金融システム専攻	23	24	104.34
うち 修士課程	15	18	
博士課程	8	6	

学部の学科、研究科の専攻名等	収容定員	収容数	定員充足率
＜総合文化研究科＞			
言語情報科学専攻	154	208	135.06
うち 修士課程	74	66	
博士課程	80	142	
超域文化科学専攻	169	237	140.23
うち 修士課程	82	85	
博士課程	87	152	
地域文化研究専攻	177	277	156.49
うち 修士課程	94	89	
博士課程	83	188	
国際社会科学専攻	147	192	130.61
うち 修士課程	76	83	
博士課程	71	109	
広域科学専攻	400	486	121.50
うち 修士課程	212	240	
博士課程	188	246	
＜理学系研究科＞			
物理学専攻	541	432	79.85
うち 修士課程	304	218	
博士課程	237	214	
天文学専攻	88	89	101.13
うち 修士課程	46	42	
博士課程	42	47	
地球惑星科学専攻	377	356	94.42
うち 修士課程	218	185	
博士課程	159	171	
化学専攻	182	214	117.58
うち 修士課程	104	123	
博士課程	78	91	
生物化学専攻	99	149	150.50
うち 修士課程	54	60	
博士課程	45	89	
生物科学専攻	194	247	127.31
うち 修士課程	110	114	
博士課程	84	133	
＜工学系研究科＞			
社会基盤学専攻	176	251	142.61
うち 修士課程	104	168	
博士課程	72	83	
建築学専攻	112	364	325.00
うち 修士課程	64	177	
博士課程	48	187	
都市工学専攻	83	161	193.97
うち 修士課程	50	87	
博士課程	33	74	
機械工学専攻	100	143	143.00
うち 修士課程	58	90	
博士課程	42	53	
産業機械工学専攻	79	100	126.58
うち 修士課程	46	81	
博士課程	33	19	

学部の学科、研究科の専攻名等		収容定員	収容数	定員充足率
(工学系研究科)				
精密機械工学専攻		90	136	151.11
	うち 修士課程	54	95	
	博士課程	36	41	
環境海洋工学専攻		86	111	129.06
	うち 修士課程	50	75	
	博士課程	36	36	
航空宇宙工学専攻		128	167	130.46
	うち 修士課程	74	118	
	博士課程	54	49	
電気工学専攻		90	82	91.11
	うち 修士課程	54	57	
	博士課程	36	25	
電子工学専攻		102	173	169.60
	うち 修士課程	60	110	
	博士課程	42	63	
物理工学専攻		155	155	100.00
	うち 修士課程	92	109	
	博士課程	63	46	
システム量子工学専攻		88	156	177.27
	うち 修士課程	50	101	
	博士課程	38	55	
地球システム工学専攻		74	69	93.24
	うち 修士課程	44	57	
	博士課程	30	12	
マテリアル工学専攻		150	183	122.00
	うち 修士課程	90	118	
	博士課程	60	65	
応用化学専攻		119	157	131.93
	うち 修士課程	74	111	
	博士課程	45	46	
化学システム工学専攻		95	124	130.52
	うち 修士課程	56	86	
	博士課程	39	38	
化学生命工学専攻		103	167	162.13
	うち 修士課程	64	104	
	博士課程	39	63	
先端学際工学専攻	博士課程	138	97	70.28
原子力国際専攻		25	30	120.00
	うち 修士課程	17	18	
	博士課程	8	12	
原子力専攻	専門職 学位課程	15	15	100.00
＜農学生命科学研究科＞				
生産･環境生物学専攻		95	82	86.31
	うち 修士課程	56	48	
	博士課程	39	34	
応用生命化学専攻		116	174	150
	うち 修士課程	68	116	
	博士課程	48	58	

学部の学科、研究科の専攻名等		収容定員	収容数	定員充足率
(農学生命科学研究科)				
応用生命工学専攻		145	222	153.10
	うち 修士課程	86	113	
	博士課程	59	109	
森林科学専攻		70	107	152.85
	うち 修士課程	40	63	
	博士課程	30	44	
水圏生物科学専攻		105	125	119.04
	うち 修士課程	60	58	
	博士課程	45	67	
農業･資源経済学専攻		58	63	108.62
	うち 修士課程	34	28	
	博士課程	24	35	
生物･環境工学専攻		58	63	108.62
	うち 修士課程	34	37	
	博士課程	24	26	
生物材料科学専攻		58	69	118.96
	うち 修士課程	34	39	
	博士課程	24	30	
農学国際専攻		143	84	58.74
	うち 修士課程	86	51	
	博士課程	57	33	
生圏システム学専攻		104	96	92.30
	うち 修士課程	50	50	
	博士課程	54	46	
応用動物科学専攻		62	60	96.77
	うち 修士課程	38	30	
	博士課程	24	30	
獣医学専攻	博士課程	52	90	173.07
＜医学系研究科＞				
分子細胞生物学専攻	博士課程	72	61	84.72
機能生物学専攻	博士課程	52	51	98.07
病因･病理学専攻	博士課程	122	142	116.39
生体物理医学専攻	博士課程	62	23	37.09
脳神経医学専攻	博士課程	84	80	95.23
社会医学専攻	博士課程	52	27	51.92
内科学専攻	博士課程	140	240	171.42
生殖･発達･加齢医学専攻	博士課程	64	67	104.68
外科学専攻	博士課程	160	159	99.37
健康科学･看護学専攻		100	165	165.00
	うち 修士課程	58	86	
	博士課程	42	79	
国際保健学専攻		69	103	149.27
	うち 修士課程	42	51	
	博士課程	27	52	
医科学専攻	修士課程	40	41	102.50
＜薬学系研究科＞				
分子薬学専攻		112	134	119.64
	うち 修士課程	64	77	
	博士課程	48	57	

学部の学科、研究科の専攻名等	収容定員	収容数	定員充足率
(薬学系研究科)			
機能薬学専攻	97	119	122.68
うち 修士課程	58	62	
博士課程	39	57	
生命薬学専攻	73	103	141.09
うち 修士課程	40	59	
博士課程	33	44	
＜数理科学研究科＞			
数理科学専攻	202	157	77.72
うち 修士課程	106	86	
博士課程	96	71	
＜新領域創成科学研究科＞			
物質系専攻	130	138	106.15
うち 修士課程	76	98	
博士課程	54	40	
先端エネルギー工学専攻	43	53	123.25
うち 修士課程	24	38	
博士課程	19	15	
基盤情報学専攻	81	124	153.08
うち 修士課程	48	88	
博士課程	33	36	
複雑理工学専攻	76	65	85.52
うち 修士課程	46	45	
博士課程	30	20	
先端生命科学専攻	177	161	90.96
うち 修士課程	108	95	
博士課程	69	66	
メディカルゲノム専攻	84	114	135.71
うち 修士課程	58	87	
博士課程	26	27	
環境学専攻	466	566	121.45
うち 修士課程	280	385	
博士課程	186	181	
情報生命科学専攻	81	40	49.38
うち 修士課程	48	27	
博士課程	33	13	
＜情報理工学系研究科＞			
コンピュータ科学専攻	90	120	133.33
うち 修士課程	54	71	
博士課程	36	49	
数理情報学専攻	77	77	100.00
うち 修士課程	50	58	
博士課程	27	19	
システム情報学専攻	77	83	107.79
うち 修士課程	50	60	
博士課程	27	23	
電子情報学専攻	92	170	184.78
うち 修士課程	56	98	
博士課程	36	72	
知能機械情報学専攻	72	106	147.22
うち 修士課程	48	79	
博士課程	24	27	

学部の学科、研究科の専攻名等	収容定員	収容数	定員充足率
(情報理工学系研究科)			
創造情報学専攻	41	19	46.34
うち 修士課程	29	14	
博士課程	12	5	
＜学際情報学府＞			
学際情報学専攻	216	234	108.33
うち 修士課程	140	151	
博士課程	76	83	
＜公共政策学教育部＞			
公共政策学専攻 専門職 学位課程	200	190	95.00
＜教育学部附属中等教育学校＞	720	698	96.94
修士課程の合計	5,288	6,268	118.53
博士課程の合計	5,031	6,168	122.60
専門職学位課程の合計	815	807	99.02

工学系研究科の超伝導工学専攻は、平成17年度から学生募集を停止したため、物理工学専攻、応用化学専攻、電子工学専攻の各専攻(博士前期課程、博士後期課程)の収容定員の数及び定員充足率の数には超伝導工学専攻の振替分を含む。

収容数は、平成17年5月1日現在の学校基本調査の在学者数を元にしており、10月入学者及び外国人学生を含む。

計画の実施状況等

○ 経済学研究科金融システム専攻(博)設置。(M15　D8)
○ 工学系研究科原子力国際専攻(博)設置。(M17　D8)
○ 工学系研究科原子力専攻(専)設置。(P15、標準修業年限1年)
○ 情報理工学系研究科創造情報学専攻(博)設置。(M29　D12)

○ 秋季入学(10月入学)については、約半数の研究科において実施している。
○ 本表の収容定員には外国人学生を含んでいないが、収容数については、外国人学生を含んでいるため、外国人学生が多く在籍している学科・専攻においては、収容定員と収容数に差が生じている傾向にある。
○ 学科・専攻によっては、研究調査活動のために長期間休学する必要がある等、標準修業年限を超えて在籍する者が存在するため、収容定員と収容数に差が生じている。
○ 専攻の特性等により、高度の専門技術を研究するに足る能力等を重要視した入試選考等により、専攻単位では収容定員を下回る状況となっている。